

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

沖縄県こども計画（仮称）
（素案たたき台）

令和 年 月
沖 縄 県

目 次

1		
2		
3	第1章	計画の策定にあたって
4	1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
5	2	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
6	3	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
7	4	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
8	5	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
9	6	計画に基づく支援の対象となる者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
10		
11	第2章	こども・若者を取り巻く現状と課題
12	1	人口の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
13	(1)	現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
14	(2)	人口変動の要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
15	(3)	出生率低下の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
16	2	子育て環境の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
17	(1)	保育所の整備等と待機児童の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
18	(2)	保育士の育成・確保の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
19	(3)	幼稚園等の利用の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
20	(4)	放課後児童クラブの現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
21	(5)	認可外保育施設の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
22	(6)	障害児・医療的ケア児童等への支援の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
23	(7)	保幼こ小連携促進及びその他教育・保育施設の充実に向けた取組に係る 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
24		
25	3	こどもの貧困を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
26	(1)	困窮世帯の割合等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
27	(2)	要保護世帯のこどもの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
28	(3)	教育環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
29	(4)	養育環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
30	(5)	雇用環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
31	(6)	物価高騰による影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
32	4	こども・若者を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
33	(1)	こども・若者育成に係る本県の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
34	(2)	困難を抱えるこども・若者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
35	(3)	若年者の就労等状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
36		
37	第3章	こども施策に関する重要施策
38	1	ライフステージを通じた重要施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
39	(1)	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等・・・・・・・・・・・・・36

1 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり・・・36

2 (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供・・・41

3 (4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援・・・43

4 (5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援・47

5 (6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組・・・53

6 2 ライフステージ別の重要施策・・・58

7 (1) こどもの誕生前から幼児期まで・・・58

8 (2) 学童期・思春期・・・64

9 (3) 青年期・・・75

10 3 子育て当事者への支援に関する重要施策・・・81

11 (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減・・・81

12 (2) 地域子育て支援、家庭教育支援・・・81

13 (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

14 ・拡大・・・82

15 (4) ひとり親家庭への支援・・・84

16 4 最重要課題の解消に向けた施策・・・89

17 (1) こどもの貧困対策・・・89

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

第4章 子ども・子育て支援事業支援計画（黄金っ子応援プラン）

第5章 こども施策に関する必要な事項

<p>※第4章～第7章 は次回審議</p>

第6章 こども計画に関する指標

第7章 個別施策集

<p>○第2章及び第3章の凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤字はこども・子育て部会の重点確認項目 ・青字は主に困難を抱えるこども部会の重点確認項目 ・緑字はこども・子育て部会及び困難を抱えるこども部会、両部会の重点確認項目 <p>※総合部会は全ての項目を確認願います。 ※各項目に各部会に関連する項目がありますので、全体的にご確認をお願いいたします。</p>

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年7月、経済協力開発機構(OECD)が「対日経済審査報告書」の中で、日本の子どもの貧困率が上昇しており、働くひとり親の半数以上が相対的貧困の状態にあることなどを報告して以降、我が国でも、子どもの貧困問題への注目が高まりました。

沖縄県でも子どもの貧困問題に対する県民の関心が高まり、平成28年1月、全国に先駆けて子どもの貧困率を推計した結果、子どもの貧困率が29.9%で、全国16.3%の約1.8倍であることが明らかとなりました。

本県では、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の確保を図るため、平成28年3月には、「沖縄県子どもの貧困対策計画」を、令和4年3月には、「沖縄県子どもの貧困対策計画(第2期)」を策定し、沖縄県において克服すべき重要課題であるこどもの貧困対策を強力に推進してきました。

平成27年3月には、子ども・子育て給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため子ども・子育て支援法等に基づき、子ども・子育て支援の基本方針となる黄金っ子応援プラン(第1期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)を、令和2年3月には、「黄金っ子応援プラン(第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)」を策定し、同計画に基づき各種施策を推進してまいりました。

国において、令和5年4月、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が策定されました。

また、同年12月、こども施策を総合的に推進するため、少子化対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が策定されました。

こうした経緯を踏まえ、本県においては、これまで取り組んできた「沖縄県子どもの貧困対策計画」や「黄金っ子応援プラン」に基づく各種施策や新たに生じた課題等のこども施策を総合的かつより強力に推進していくため、これら既存計画に加え、少子化対策や子ども・若者育成支援等の施

1 策を統合し一体的に取りまとめた「沖縄県子ども計画（仮称）」を策定する
2 ものです。

3 幅広い子ども施策を束ねた計画とすることで、施策全体を見える化し、
4 子ども若者を取り巻く複雑化した課題に対して、関係機関が緊密に連携し、
5 横断的・重層的に切れ目なく取り組んでいきます。
6

7 2 基本理念

8 社会の一番の宝である沖縄の子どもたちが生き生きと暮らせる「誰一人
9 取り残さない子どもまんなか社会」の実現を目指します。

10
11 ～「沖縄の目指す社会」～

12 I. すべての子どもたちが権利の主体として尊重され、子どもの最善の利益
13 が優先されるとともに、子どもが意見を表明し、社会に参画する機会が
14 確保される「子どもまんなか社会」

15
16 II. すべての子どもたちが、貧困などの経済的状況や、離島を含め暮らして
17 いる地域など、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢
18 や希望を持って健やかに成長していける「誰一人取り残さない優しい社
19 会」

20
21 III. すべての子どもたちが、将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)
22 で生活を送ることができる社会

23
24 IV. 望む人誰もが喜びや生きがいを感じながら、安心して子どもを生み育て
25 ることができ、仕事と家庭の両立と所得向上が実現できる社会
26

27 3 基本方針

28 (1) こどもの人権尊重

29 すべての子どもたちは、生まれながらに権利の主体であり、その多様
30 な人格・個性を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現していきま
31 す。また、それぞれが一人の主体として性別に関わらず可能性を拡げて
32 いくことができるよう、心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取
33 り入れていくとともに、貧困・虐待・いじめ・体罰・不適切な指導・
34 暴力・経済的搾取・性犯罪や性暴力などのあらゆる権利侵害から子ども
35 を守る取組を進めます。さらに、こどもの権利について、子ども・若者
36 や、子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとするおとなへ広く
37 周知し、社会全体で共有していきます。

(2) こどもの意見表明・社会参画

こどもや子育て当事者の視点を尊重し、こどもが自らの意見を形成することを支援し、その意見を表明する場や機会をつくり、主体的に社会に参画する環境づくりに取り組んでいきます。また、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもへの配慮を行いつつ、表明された意見について、こども施策への反映とフィードバックを行い、目指すべき社会の実現に向けてこどもとともに取り組んでいきます。

(3) ライフステージに応じた切れ目のない支援

親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立に至るまでの各ライフステージに応じて、社会全体で切れ目のない支援に取り組むとともに、こどもたちにとって良好な成育環境と、等しく質の高い教育機会の確保を図り、その能力・可能性を最大限伸ばし、夢や希望をもって健やかに成長し、自分らしく幸福に社会生活を営むことができるよう取り組んでいきます。

(4) 環境に左右されることのない支援

こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、すべてのこどもたちが健やかに成長できるよう、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置づけた上で、特性やニーズに応じたきめ細かな支援と安全・安心な居場所づくりに取り組むほか、離島を含めどこにいても必要な支援が受けられる環境の整備や、課題が表出しているこどもへの支援と併せて保護者への支援に取り組みます。また、切れ目のない予防的な関わりや、届きにくいこどもへの支援を強化するとともに、貧困など困難な状況の連鎖の防止に取り組みます。

(5) こどもを取り巻く環境整備

結婚・出産・子育てに係る多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、個人の自由な意思決定に基づき、それらを望む場合には、離島を含め、誰もがどこでも安心してこどもを産み育てることができる環境を社会全体で実現していきます。そのため、雇用と所得の安定など経済的基盤の確保に取り組むほか、共働き・共育てなど、仕事と家庭の両立ができ、働きやすい環境の整備に取り組んでいきます。

(6) こどもをまんなかとしたネットワークの構築

こどもや子育て当事者をめぐる問題は深刻化・複雑化しており、あらゆる分野の人々が相互に協力する必要があることから、国・県・市町村、教育・福祉・医療・労働関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等がネットワークを形成し、連携・協働して取り組み体制を構築するとともに、

1 こどもまんなか社会の実現やこどもの貧困の解消に向けて、県民の幅広い
2 理解と協力を得ることができるよう、県民運動として取組を展開してい
3 きます。

4 計画の位置づけ

5 本計画は、こども基本法第 10 条第 1 項の規定に基づく「都道府県こども
6 計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく
7 「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」であり、子ども・若
8 者育成支援推進法第 9 条第 1 項に基づく「都道府県子ども・若者計画」、子
9 ども・子育て支援法第 62 条に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支
10 援計画」です。

11 また、父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」、次世代育
12 成支援対策推進法第 9 条に基づく「行動計画」を含むものとします。

13 なお、本計画は、令和 4 年（2022 年）に策定した「新・沖縄 21 世紀ビジ
14 ヨン基本計画」の個別計画の一つとして位置づけられます。

15 本計画の推進にあたっては、沖縄県 SDG s 実施指針に基づき、SDG s
16 の目標 1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」をはじめとす
17 る各種目標の達成を視野に、統合的な課題解決に向けて全庁的に取り組ま
18 します。

5 計画の期間

20 令和 7 年度～令和 11 年度

6 計画に基づく支援の対象となる者

24 本計画に基づく施策の対象とするこどもの年齢については、必要な施策
25 ごとに対象者を定めることとします。

26 なお、本計画におけるこどもの範囲は、0 歳からおおむね 30 歳未満とし、
27 「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春
28 期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降か
29 らおおむね 30 歳未満。施策によっては 40 歳未満の者も対象とする。）で区
30 分します。

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

1 人口の現状

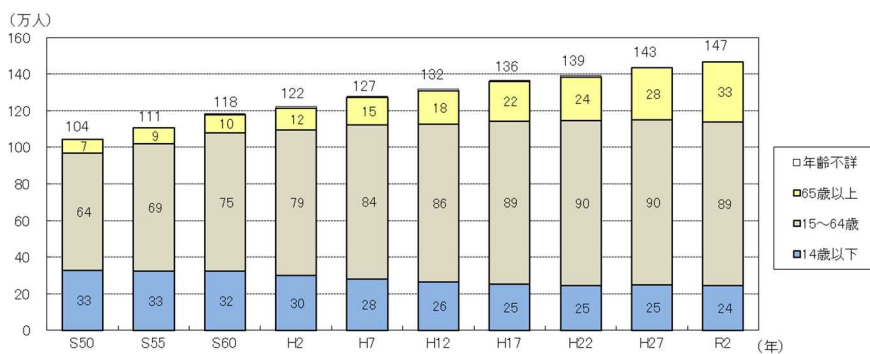
(1) 現状

我が国の人口は、平成20年(2008年)の1億2,808万人をピークに減少傾向に転じている。国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口(令和5年推計)」では、2060年の総人口は9,615万人にまで落ち込むと推計されている。

一方、沖縄県の人口は、昭和47年(1972年)の復帰以降、増加を続け令和2年(2020年)には146万7千人(令和2年国勢調査)、年齢別の人口構成をみると、生産年齢人口(15~64歳)の割合は、平成7年(1995年)以降減少に転じ、令和2年(2020年)に60.8%となっている。

また、人口動態を自然増減と社会増減に分けてみると、令和3年(2021年)の自然増減は、出生数が14,535人、死亡数13,582人で953人の自然増となっているが、出生数の減少と死亡数の増加によって自然増が徐々に縮小している。

図表 1-1 沖縄県の総人口・年齢3区分別人口の推移



総人口に対する割合(%)

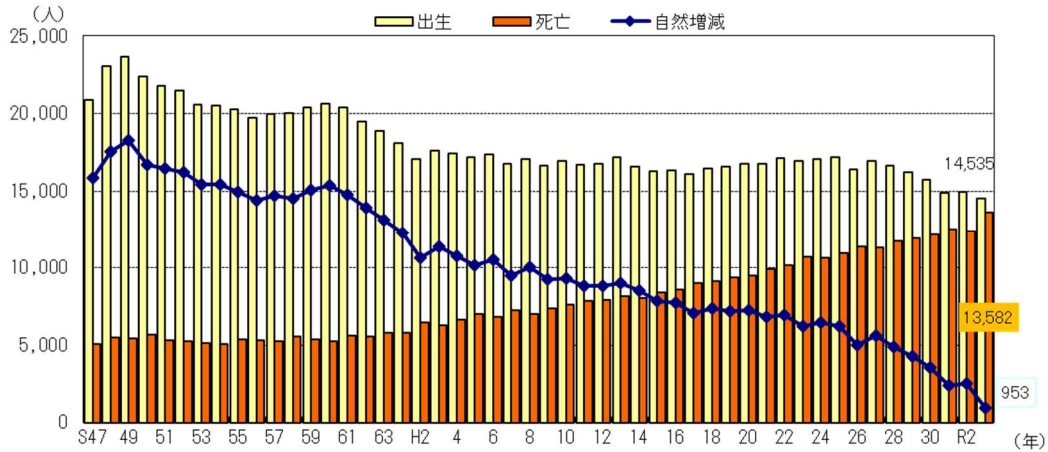
	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
14歳以下	31.4	29.4	27.4	24.7	22.1	20.2	18.7	17.8	17.3	16.6
15~64歳	61.7	62.8	64.0	65.3	66.2	65.9	65.2	64.8	63.0	60.8
65歳以上	7.0	7.8	8.6	10.0	11.7	13.9	16.1	17.4	19.7	22.6

出典:昭和50年から令和2年は総務省「国勢調査」

※平成27年及び令和2年の実数は不詳補完値による

1

図表 1-2 沖縄県の人口の自然増減の推移



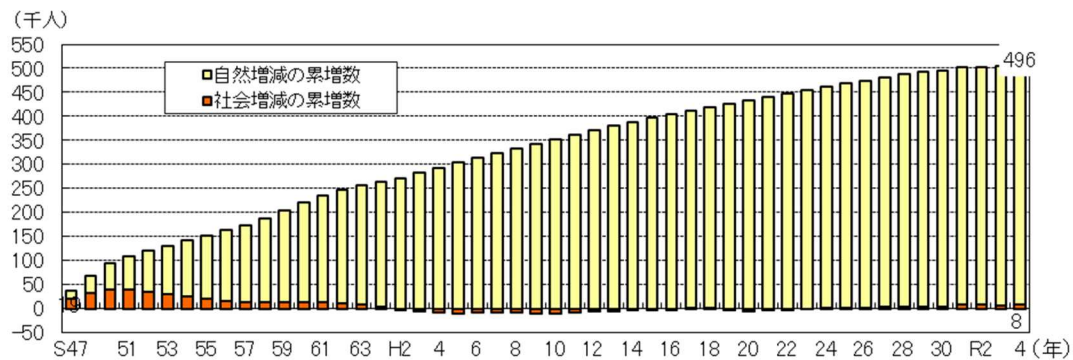
2

出典:厚生労働省「人口動態統計」

3

4

図表 1-3 沖縄県の復帰後の人口の自然増減と社会増減の累計



5

出典:沖縄県「人口移動報告年報」

6

7

(2) 人口変動の要因

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

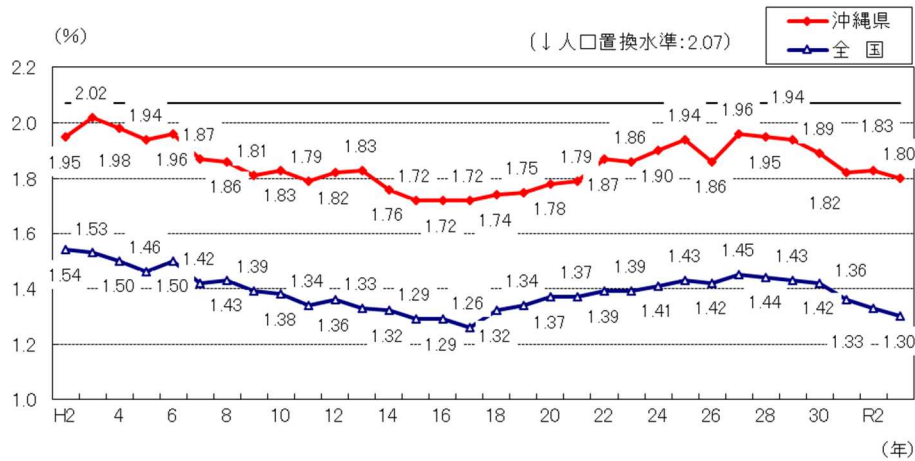
人口減少の要因は、主として少子化の進行による出生数の減少、高齢化の進行による死亡数の増加である。中でも少子化については、結婚・出産に対する意識やライフスタイルの変化を背景とした未婚化・晩婚化の進行、若い世代の所得の伸び悩み、就業形態や就労環境など、様々な要因が影響していると考えられる。

本県の合計特殊出生率は、平成17年（2005年）以降、上昇傾向で推移し、平成27年（2015年）に1.96まで回復したが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、令和3年（2020年）で1.80となっている。

また、全国平均（1.30）を大きく上回り、昭和60年以降37年連続で第1位であるが、それでも、平成元年（1989年）以降は、人口置換水準¹である2.07を下回る状況が続いている。

¹ 人口置換水準:社会増減を考慮せずに、人口が増加も減少しない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。

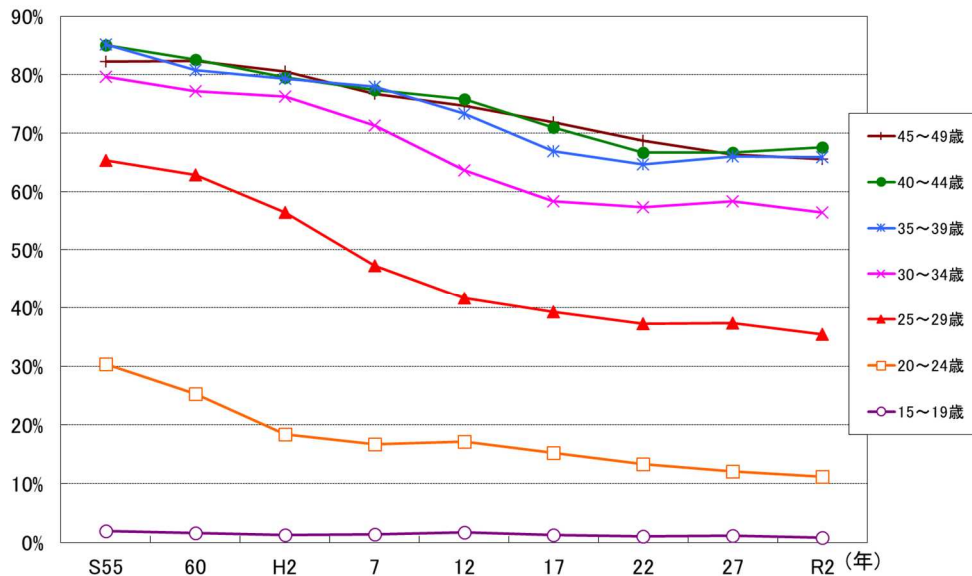
図表1-4 合計特殊出生率の推移



出典:厚生労働省「人口動態調査」

また、有配偶率²は、昭和 55 年（1980 年）以降、ほぼ一貫して低下傾向で推移していたが、平成 12～27 年（2000～2015 年）には、25～44 歳においては、横ばいに転じ、45～49 歳で降下、減少傾向となっている。

図表 1-5 沖縄県の年齢階級別女性の有配偶率の推移



出典:総務省「国勢調査」

有配偶出生率³は、平成 2 年（1990 年）以降、横ばいないしは緩やかな増加傾向で推移している。15 歳～29 歳は減少傾向にあり、30 歳～44 歳は増加傾向にある。

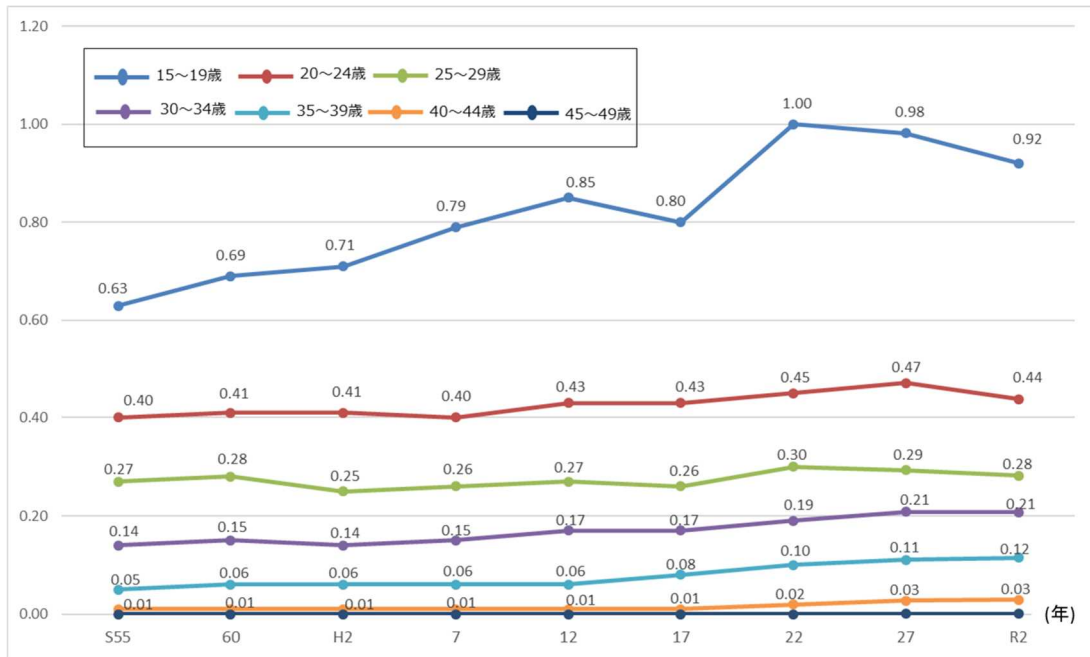
² 有配偶率:人口に対する結婚している者の割合である。

³ 有配偶出生率:ある年の結婚している女性人口千人に対するその年の出生数の割合である。

出典:総務省「国勢調査」、沖縄県「平成 27 年・令和 2 年衛生統計年報」

1

図表 1-6 沖縄県の年齢階級別有配偶出生率の推移



2

3

4

5

6

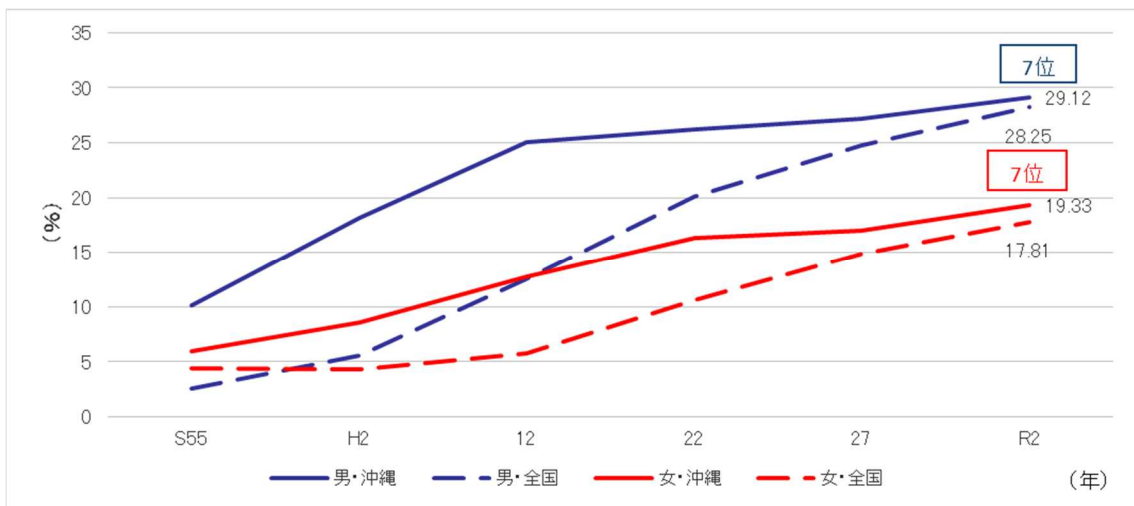
7

8

9

沖縄県の生涯未婚率⁴は右肩上がりで、全国平均よりも高く推移しているが、全国平均が接近しつつある。令和2年（2020年）の状況では、本県は男性が29.12%、女性が19.33%と、都道府県別で共に7位となっている。

図表 1-7 生涯未婚率の推移



10

11

12

13

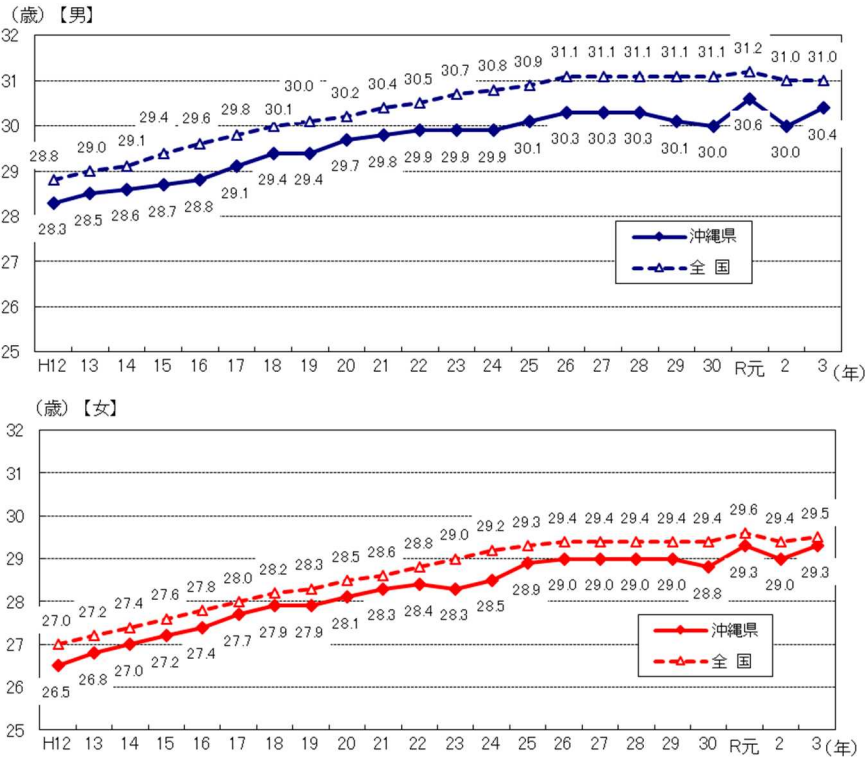
*H27年、R2年は、配偶関係不詳補完結果に基づく。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2023)改訂版」

⁴ 生涯未婚率：45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率である。

平均初婚年齢は、男女とも横ばい傾向で推移している。

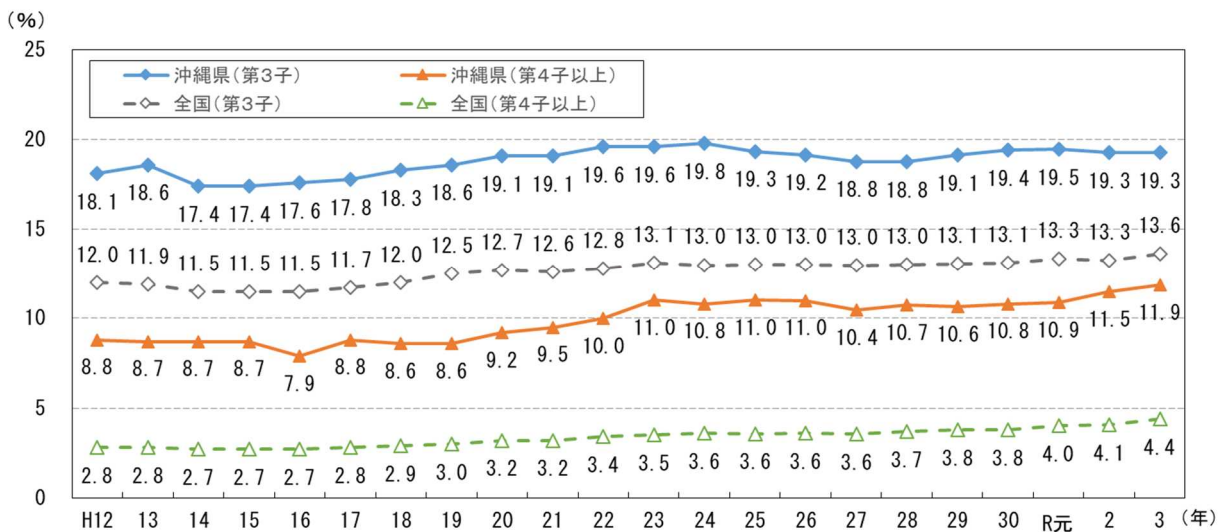
図表 1-8 平均初婚年齢の推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」

母親が第3子および第4子以上を出生した割合（第3子と第4子以上の合計）は、全体が18%に対し、沖縄は約31%となっており、全国で最も高い状況にある。

図表 1-9 出産順位別にみた出生数の構成比の推移



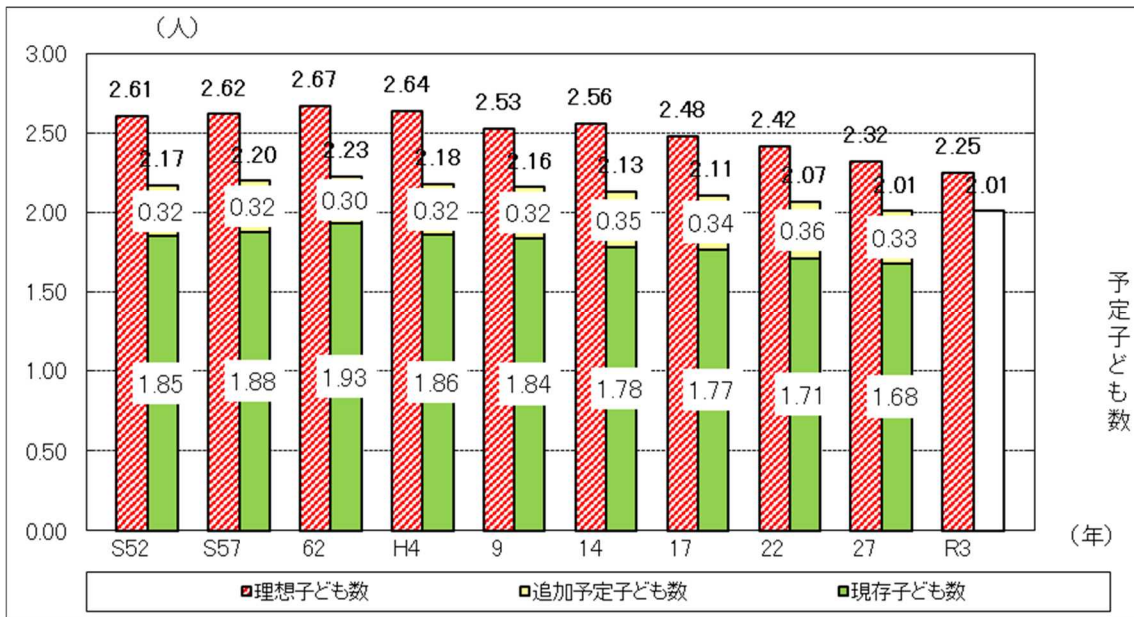
出典：厚生労働省「人口動態調査」

(3) 出生率低下の背景

夫婦が理想的と考えるこどもの数は全国的に減少傾向にあり、また、実際にもつ予定のこどもの数は、理想のこども数よりも少なくなっている。

国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査によると、理想のこども数をもたない最大の理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている。

図表 1-10 平均理想こども数と平均予定こども数の推移 (全国)



※令和3年の追加予定こども数並びに現存こども数は未公表(※予定こども数のみ公表されている)。

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「現代日本の結婚6と出産—第16回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)報告書—」(令和3年)

図表 1-11 理想のこども数を持たない最大の理由 (全国)

(N=854、複数回答)

	経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他	
	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	家が狭いから	自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	高齢で生むのはいやだから	ほしいけれどもできないから	健康上の理由から	これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	夫の家事・育児への協力が得られないから	末子が夫の定年退職までに成人してほしいから	夫が望まないから	子どもがのびのび育つ環境ではないから	自分や夫婦の生活を大切にしたいから
回答数	449	80	135	345	204	149	196	98	76	57	43	70
割合(%)	52.6	9.4	15.8	40.4	23.9	17.4	23.0	11.5	6.7	8.9	5.0	8.2

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」(2021年)

2 子育て環境の現状と課題

(1) 保育所の整備等と待機児童の現状と課題

保育所については、幼稚園教育要領とねらい及び内容について大部分が共有化されており、保育所保育指針に基づき、0歳児から5歳児までの、養護と教育が一体となった保育が行われている。

本県の待機児童数は平成27年(2015年)のピーク時で2,591人と東京に次いで多く保育サービスのニーズは非常に高い状況にある。

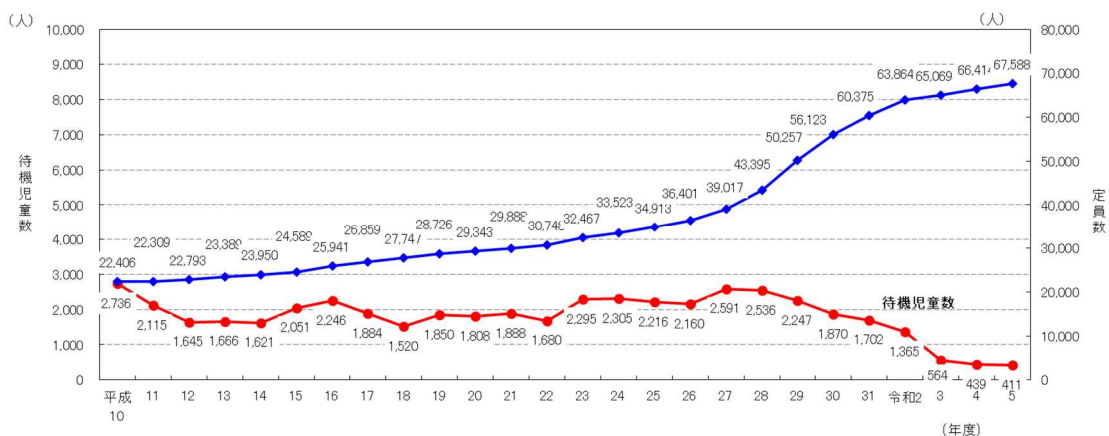
また、少子化傾向が進行する中、女性の社会進出による経済社会の活性化の観点から仕事と子育ての両立を支援する環境整備が求められるとともに、国においては、就労要件を問わず未就学のこどもを保育所等に預けられるようにする「こども誰でも通園制度(仮称)」の本格的施行に向けた取組が進められていることから、地域における保育サービスのニーズはより一層高くなるものと考えられる。

加えて、これまで11時間開所に加え、延長保育等を実施してきており、今後より多様化する保育ニーズに適切に対応していく必要がある。

県では、待機児童解消を図るため、保育所等の施設整備や保育士確保に向けた取組、地域別ミスマッチ解消に向けた保育所等の広域利用調整等、市町村の取組を支援してきたところである。

令和5年(2023年)4月現在、保育所数は892か所で定員数は6万7,588人となっており、多くの市町村において一定程度整備が進められてきた結果、待機児童数は411人と8年連続で減少したものの、全国1位と解消に至っておらず、その背景には保育士の確保が課題となっている。

図表2 保育所定員数、待機児童数の推移



(2) 保育士の育成・確保の現状と課題

保育士については、毎年1千人を超える新規登録があり、登録件数は増加し、令和5年度時点で2万8,626人が登録されている。

保育士試験については、全国統一試験が平成28年から年2回行われる

1 ようになり、平成 29 年からは沖縄本島の会場に加えて宮古島・石垣島
2 においても実施されており、加えて、県においては、令和 4 年から国家
3 戦略特区制度を活用して、地域限定保育士制度の運用を開始し、保育士
4 資格を取得しやすい環境整備に取り組んできたところである。

5 保育士の有効求人倍率は、令和 5 年 4 月時点で、全国 2.15 倍に対し、
6 本県は 2.89%と高く、保育従事者数については毎年増加しているものの、
7 1 万 1,980 (常勤換算) 人に留まっており、県内保育所等の 21.7%にあ
8 たる 192 施設において、定員に必要な保育士 420 人が確保できず、1,680
9 人の受入枠が活用できていない。

10 全国的には保育士は重い責任に見合わない低賃金が要因で人手不足と
11 なっていると言われており、県においては、保育士の確保にあたって、
12 保育士の育成や潜在保育士の保育現場への就労支援、給与等の処遇や労
13 働環境の改善等に取り組んできたところであるが、今後はこれらの取組
14 に加え、給与等の処遇改善に投じられている公費の効果が確認できるよ
15 う費用の使途の見える化や、定着の課題となっている保護者との関係等
16 職場環境の改善等の取組も必要になっている。

18 (3) 幼稚園等の利用の現状と課題

19 豊かなこどもの育ちを支えるには、幼稚園教育要領及び保育所保育指
20 針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、乳幼児期の特性
21 や発達に配慮しながら、直接的、具体的な体験を通して、人と関わる力
22 や思考力、感性や表現する力などを育み、人として生きていくための基
23 礎を培うことが大切である。

24
25 公立幼稚園については、戦後米軍の統治時代、小学校に併設された歴史
26 的背景や、昭和 42 年の幼稚園教育推進法制定後に 5 歳児の就園を目標
27 とし全小学校に設置されたこと等から、5 歳児の幼稚園就園率は、全国
28 と比較して高い状況にあり、幼稚園教育要領に則った教育がなされ、隣
29 接する小学校との交流・連携がしやすい環境にある。

30 平成 27 年度から沖縄県に認定こども園が設置されるようになり、平成
31 28 年度には、公立幼稚園から認定こども園への移行が始まり、平成 30
32 年度までに 38 園の公立幼稚園が幼保連携型認定こども園へと移行して
33 いる。

34 公立幼稚園から幼保連携型認定こども園となることで、乳幼児期の教
35 育・保育が一貫して行われることや公立幼稚園において課題となってい
36 た複数年保育が可能となった。

37 公立幼稚園における複数年保育については、令和 5 年度現在、3 年保
38 育が 11.9%、2 年保育が 54.4%、1 年保育が 33.7%となっており、預
39 かり保育については、公立幼稚園を有する 33 市町村の 81.8%が実施して

1 いる。

2
3 私立幼稚園については令和 6 年度現在 30 園あり、それぞれの園において幼稚園教育要領を基としながら、建学の精神のもと特色ある教育が実践されている。また、全ての私立幼稚園が預かり保育を実施し、3 年保育も 97%の園が実施するなど、幼児教育及び子育て支援の充実に積極的に取り組まれている。

8 私立幼稚園は、基本的に県所管となっているが、平成 27 年度以降は、創設された子ども・子育て支援新制度により、私立幼稚園は、市町村を実施主体とする新制度への移行が可能となり、本県においては、平成 25 年度時点で 34 園あった私立幼稚園のうち、令和 6 年度現在、22 園が新制度へ移行している。

13 新制度移行にあたり、市町村において、状況把握、関係構築等が図られ、新制度移行幼稚園に対しては施設型給付費による運営費の支援等が行われている。また、令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化において、新制度未移行幼稚園は施設等利用給付費の対象とされ、市町村による対象施設等の確認など、市町村の関与がなされている。

18
19 本県の認定こども園は、令和 6 年 4 月 1 日時点で、那覇市や浦添市など 23 市町村において、239 施設が設置され、定員 28,305 人となっている。うち、幼保連携型が 159 施設で、定員 18,704 人となっており、教育と保育が一体的に行われている。

24 これら、幼稚園等において、引き続き教育と保育が適切に実施されるよう、運営等に係る支援や監査指導等を行っていく必要がある。

27 (4) 放課後児童クラブの現状と課題

28 放課後児童クラブは、児童福祉法の改正に伴う法定化以降、急速に整備が進められ、平成 24 年度以降は公的施設を活用した施設整備や環境改善等を推進してきた。

31 令和 5 年度の沖縄県内の放課後児童クラブの設置数及び登録児童数は、32 605 か所 2 万 5,331 人となっており、平成 30 年度の 452 か所 1 万 9,324 33 人と比較して 153 か所 6,007 人増加している。また、令和 5 年度の待機 34 児童数は 1,076 人となっており、平成 30 年度の 760 人と比較して 316 35 人増加している。

36 放課後児童クラブは、着実に増加しているものの、クラブに登録できて 37 いない自動が高止まりの状況にあるほか、全国と比べ民間施設を活用した 38 クラブが多いことから、利用料も割高となっている。

39 県においては、これまで市町村が行う公的施設を活用したクラブの施

1 設整備や運営費等に対する支援等に取り組んできた結果、クラブは着実
2 に増加し、利用料は令和5年が9,162円と平成24年度から1,549円の
3 低減となっている。

4 待機児童への対応、利用料低減に向けてはこれら取組を継続するとと
5 もに、公的施設を活用した施設の整備をより促進していく必要がある。
6

7 (5) 認可外保育施設の現状と課題

8 認可外保育施設は、保育所へ入所できなかった児童の保護者だけでな
9 く、年度途中の児童の受け入れや保育時間等への柔軟な対応、特色ある教
10 育方針など、保護者の多様なニーズに対応してきた。認可外保育施設が指
11 導監督基準を達成し保育の質を確保した上で、保護者の多様な保育ニー
12 ズに対応していくため、県においては、これまで指導監督基準の達成・維
13 持に必要な施設改修費や入所児童の処遇改善のための給食費の支援など
14 に取り組んできたところである。

15 また、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い、現在認可外保
16 育施設においても、無償化の対象となっているが、当該措置が令和6年9
17 月までの経過措置となっており、同年10月以降は指導監督基準を満たさ
18 ない施設は無償化の対象外となることから、指導監督基準の達成に向け
19 た取組が必要となっている。
20

21 (6) 障害児・医療的ケア児童等への支援の現状と課題

22 障害児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境を
23 つくるためには、福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・
24 福祉・保育・教育等の関係機関が密に連携し、できるだけ早期に障害を発
25 見し、適切に対応することに加え、こどもの成長に応じて、療育や教育等
26 に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を図り支援を
27 継続していく体制の構築が求められる。

28 各市町村の規模によって、早期支援体制の整備状況等に差があり、在
29 宅や認可外保育施設に入園する障害児に対し、市町村等の支援が行き届
30 きにくいと言われており、それぞれの関係機関で、引継ぎに関して各関係
31 機関の連携が十分でなかったり、現場の担当に一任されているなど、十分
32 な連携体制が構築されていない状況がある。

33 在宅療養を行う医療的ケア児等の家族に対しては、相談窓口等につい
34 て情報の不足や医療的ケアの知識及び手技に関する不安、在宅療養生活
35 を送る上で必要な医療・福祉・保健サービスの不足とサービスの地域格差、
36 行政機関内及び他機関間の連携不足などが課題としてあげられる。

37 本県における医療的ケア児の数は、令和5年4月現在で468人となっ
38 ており、医療的ケア児やその家族などからの相談に総合的に対応する「沖
39 縄県医療的ケア児支援センター」を令和5年7月28日に開設している。

1 同センターには医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケ
2 ア児やそのご家族からの相談への対応の他、多機関にまたがる支援の調
3 整、専門性の高い相談に対する助言など、市町村等と連携して、切れ目の
4 ない支援体制の構築に取り組んでいる。

5 その他、医療的ケア児の支援体制を整備するためには、家族のレスパ
6 イト支援を充実させる必要があり、受入事業所等の確保を含めたサービ
7 スの提供体制が課題となっており、重症心身障害児等に対する短期入所
8 等のサービスについては、地域により十分に確保されていない状況があ
9 る。

10 また、難聴児への支援については、保健・医療・福祉・教育部局や医療
11 機関等の関係機関において行われており、連携が不十分で支援や情報が
12 行き届いていない等の課題がある。

13 発達障害児を取り巻く環境は、発達障害を診療できる医療機関及び専
14 門的な支援を行う人材の不足、健診段階からの発達の気になる子への対
15 応、一貫した支援を実施するたえに必要な各関係機関のつなぎ支援等に
16 課題がある。

17 加えて、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所及び利用者が
18 増加傾向にあるものの、中には単なる居場所になっている事例や発達支
19 援が十分でない事業所があるなど、質の確保も課題となっている。

21 (7) 保幼小連携促進及びその他教育・保育施設の充実に向けた取組に係 22 る現状と課題

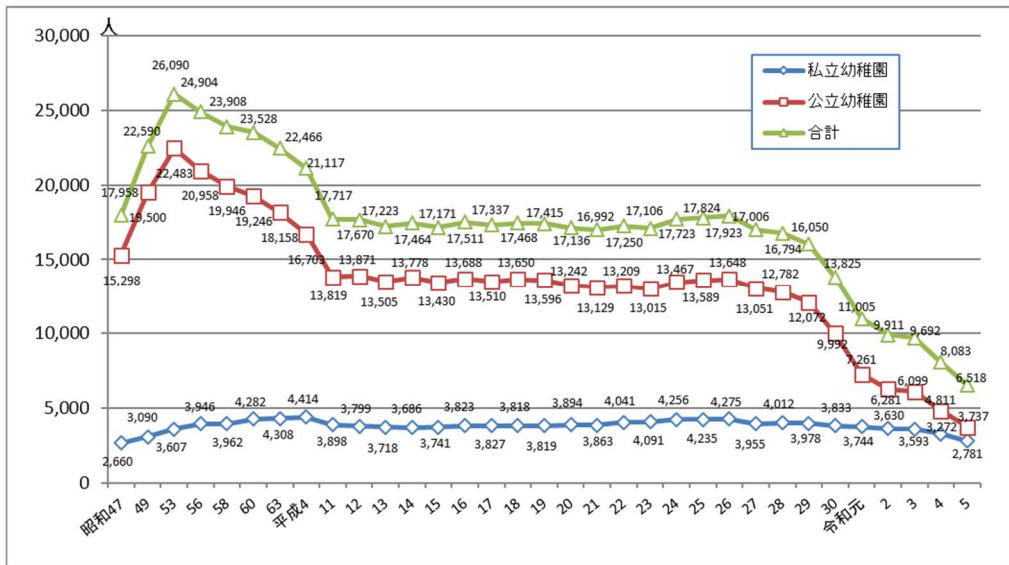
23 県は、「発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続」を図ることを目的
24 として、平成25年2月に「沖縄県幼児教育振興アクションプログラムの
25 検証」の中で、「保幼小連携の促進」の施策として「沖縄型幼児教育」を
26 提唱してきた。

27 保幼小連携にあたっては、すべての就学前施設と小学校における架
28 け橋期のカリキュラムの充実、幼児教育施設等と小学校の縦の連携、幼児
29 教育施設等間の横の連携等が重要となっている。

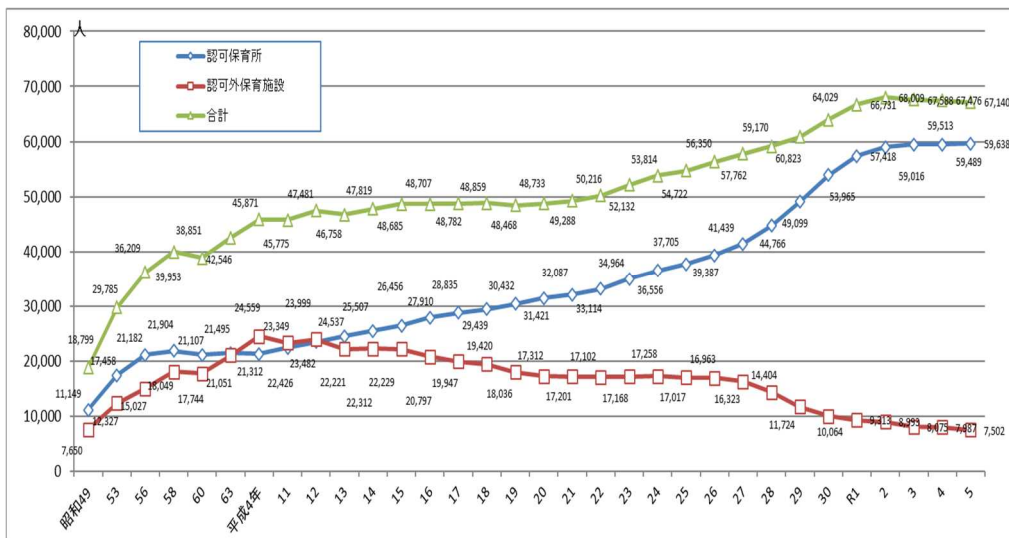
30 国においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性
31 や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、令和元年10
32 月1日より幼児教育・保育の無償化がスタートした。現行の子ども・子育て
33 支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化
34 するとともに、新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設等の利用
35 者への給付制度を創設し、また、就学前の障害児の発達支援についても、
36 併せて無償化することとしている。子ども・子育て支援新制度が導入さ
37 れ、幼児教育・保育の無償化が実施される中において、こうした本県の乳
38 幼児期の教育・保育の現状と課題を踏まえ、どの教育・保育施設等にいる
39 こどもにも、その発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供できる体制

を整備する必要がある。

図表 3-2 公立幼稚園及び私立幼稚園の入所児童数



図表 3-3 認可保育所及び認可外保育施設の入所児童数



※ 認可保育所は昭和 58 年度まで入所定員、以後は入所児童数。

※ 認可外保育施設は、設置届対象外施設を含んでいない。

3 こどもの貧困を取り巻く現状と課題

(1) 困窮世帯の割合等

ア 現状

(ア) 困窮世帯の割合

令和4年(2022年)国民生活基礎調査の結果によると、全国のこどもの貧困率は11.5%で、前回(2019年)調査から0.3ポイント改善しているものの、8人に1人のこどもが平均的な所得の半分以下の世帯で暮らし、貧困の状態にあると言われている。

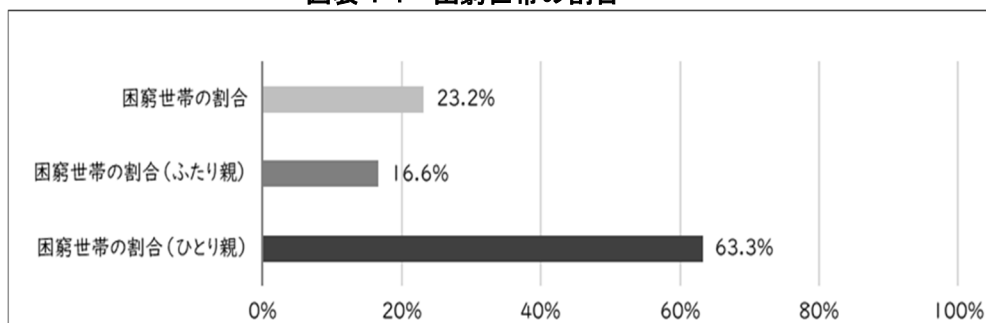
また、こどもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は44.5%と非常に高い水準となっている。

一方、令和3年度に実施した沖縄子ども調査においては、困窮世帯の割合は23.2%となっており、ひとり親世帯の困窮世帯の割合については63.3%と非常に高い水準となっている。

なお、沖縄子ども調査においては、調査票における世帯の人数と世帯収入(税金や社会保険料の額を差し引いた手取り収入)から等価可処分所得(世帯の可処分所得(手取り収入)を世帯人数の平方根で割った額)を算出し、貧困線をもとに困窮程度を区分している。

区分の名称	貧困線をベースにした額	(参考)4人世帯の場合の年収
困窮世帯	127万円未満	年収254万円未満
一般世帯	127万円以上	年収254万円以上

図表4-1 困窮世帯の割合



出典：R3沖縄子ども調査(0～17歳調査)(沖縄県)

<貧困の概念>

- 貧困の概念には「絶対的貧困」と「相対的貧困」があります。
- 「絶対的貧困」とは、人々が生活するために必要なものは、食料や医療など、その社会全体の生活レベルに関係なく決められるものであり、それが欠けている状態を示すという考えで、最低限の「衣食住」を満たす程度の生活水準以下と解されています。
- 「相対的貧困」とは、人々がある社会の中で生活するためには、その社会の「通常」の生活レベルから一定距離以内の生活レベルが必要であるという考え方に基づくものです。
- 我が国の「こどもの貧困率」は、こども全体に占める等価可処分所得が「貧困線」に満

たないこどもの割合をいいます(相対的貧困率)。

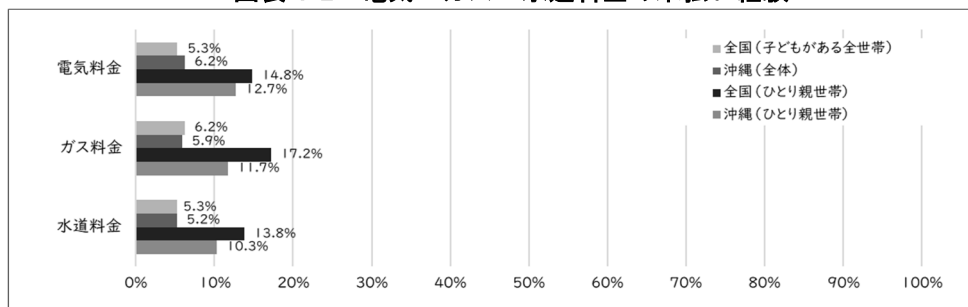
- 「貧困線」とは、「等価可処分所得」の中央値の半分の額をいいます。「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得(収入から税金等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいいます。

(イ) 生活の状況

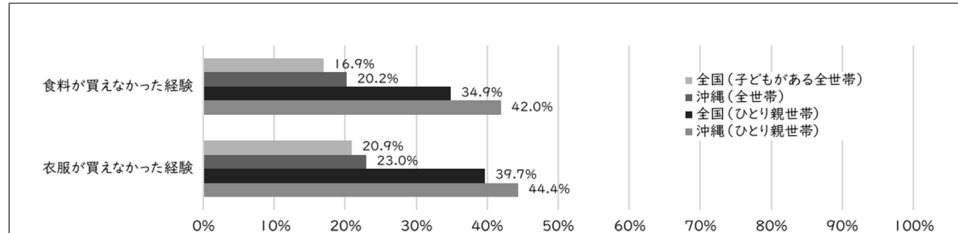
過去1年間に、電気、ガス、水道料金を滞納した経験について、全世帯では全国に比べ沖縄県のほうが割合が高く、ひとり親世帯では、電気料金を除き、沖縄県が低くなっている。

食料や衣服が買えなかった経験については、沖縄県は全世帯、ひとり親世帯ともに全国に比べ高くなっている。

図表 4-2 電気・ガス・水道料金の未払い経験



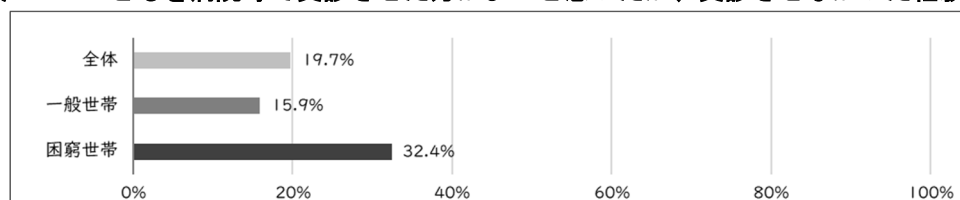
図表 4-3 食料・衣服が買えなかった経験



出典：R3 沖縄子ども調査（0～17歳調査）（沖縄県）、H29 生活と支え合いに関する調査（特別集計）
（国立社会保障・人口問題研究所）

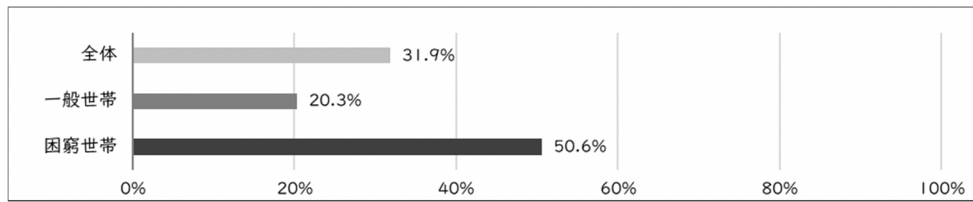
また、「過去1年間に、病院等で子どもを受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかった」割合は、困窮世帯が32.4%と一般世帯に比べ高く、経済的な理由により病院等を受診できなかった経験も、困窮世帯で高くなっている。

図表 4-4 子どもを病院等で受診させた方がよいと思ったが、受診させなかった経験



出典：R3 沖縄子ども調査（0～17歳調査）（沖縄県）

図表 4-5 経済的な理由により病院等を受診できなかった経験



出典：R 3 沖縄子ども調査（0～17歳調査）（沖縄県）

イ 課題

平成 28 年度から令和 3 年度までの 6 年間、第 1 期「沖縄県子どもの貧困対策計画」において、各重点施策に取り組んできたことにより、困窮世帯の割合の低下、正規雇用者の割合の増加、保育所等利用待機児童数の減少、放課後児童クラブ平均月額利用料の低減、小中学生の基礎学力の上昇、高校・大学等の進学率の上昇など一定の成果が見られた。

一方、困窮世帯の割合の改善状況は十分とは言えず、全国との差は縮小したものの依然として、高校・大学の進学率は低く、若年無業者率は高くなっており、こどもの貧困の連鎖の解消に向けて、なお課題が残されていることから、引き続きこどもの貧困対策計画を総合的に推進していく必要がある。

本県における放課後児童クラブは、利用料が割高となっていることから、引き続き低減に取り組むほか、困窮世帯に対する利用料の支援も推進する必要がある。

こどもが安全・安心して過ごせるこどもの居場所づくりが進んでいない地域があることから、こどもの居場所や子ども食堂など、困窮世帯のこどもを地域で見守り、支援する拠点を増やすことに取り組んでいく必要がある。

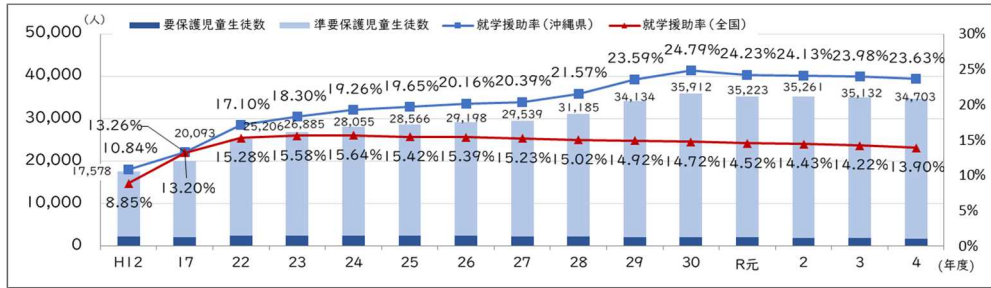
(2) 要保護世帯のこどもの状況

ア 現状

(ア) 就学援助を受けた児童生徒の推移

沖縄県における就学援助対象児童生徒数（要保護・準要保護児童生徒）は、平成 12 年度 1 万 7,578 人（全国 98 万 1,153 人）から、令和 4 年度 3 万 4,703 人（全国 125 万 7,303 人）、就学援助率は、平成 12 年度 10.84%（全国 8.85%）から令和 4 年度 23.63%（全国 13.90%）と平成 12 年度と比べ約 2.2 倍（全国約 1.6 倍）となっており、47 都道府県で比較すると令和 4 年度は、2 位となっている。

図表 4-6 要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助率



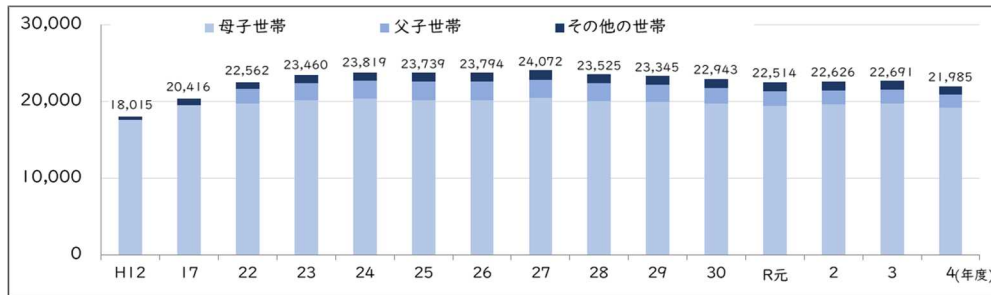
出典：要保護および準要保護児童生徒数（文部科学省）

※注：準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成 17 年度から国の補助が廃止、税源移譲・地方財政措置が行われ、各市町村が単独で実施しています。

(イ) 児童扶養手当受給者数

沖縄県における児童扶養手当の受給者数については、平成 12 年度 18,015 人（全国 708,395 人）から、令和 4 年度 21,985 人（全国 818,978 人）となっている。

図表 4-7 児童扶養手当受給者数の推移



出典：福祉行政報告例（厚生労働省）

イ 課題

市町村単独事業として実施されている、準要保護者への就学援助について、市町村間で援助費目や認定基準、周知方法、手続方法等に差が生じていることから、意見交換を行い制度が効果的に実施していく必要がある。

また、こどもの貧困対策支援員については、人材確保が困難なことなどにより配置されず、支援が十分でない地域があるため、支援員の配置促進に取り組むとともに、支援員の質の向上や活動しやすい環境づくりに取り組む必要がある。支援員の配置が難しい小規模離島については、支援員を定期的に派遣するとともに、役場や学校と連携して、支援が必要な子どもを把握し、適切な支援機関につなげていく必要がある。

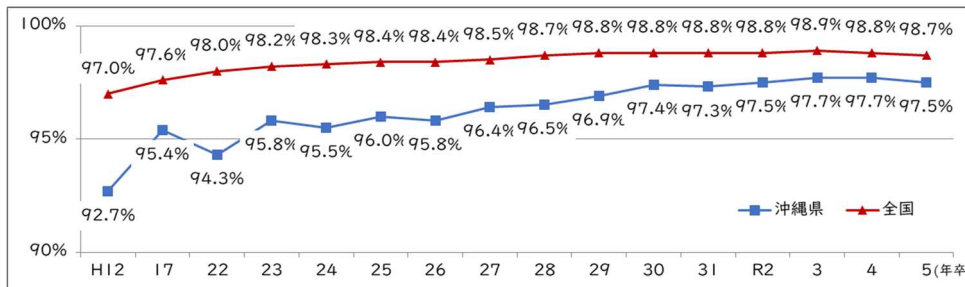
(3) 教育環境

ア 現状

(ア) 進学率

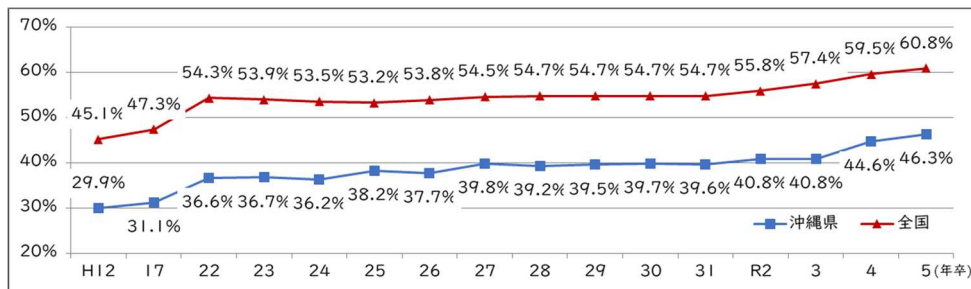
令和 5 年 3 月卒業者の沖縄県の高等学校等進学率は 97.5%で、全国平均との差は△1.2 ポイントとなっており、10 年間の推移では改善傾向にある。また、令和 5 年 3 月卒業者の沖縄県の大学等進学率は 46.3%となっており、上昇傾向にあるが、全国順位は 47 位となっている。

図表 4-8 高等学校等進学率



出典：学校基本調査（文部科学省）

図表 4-9 大学等進学率

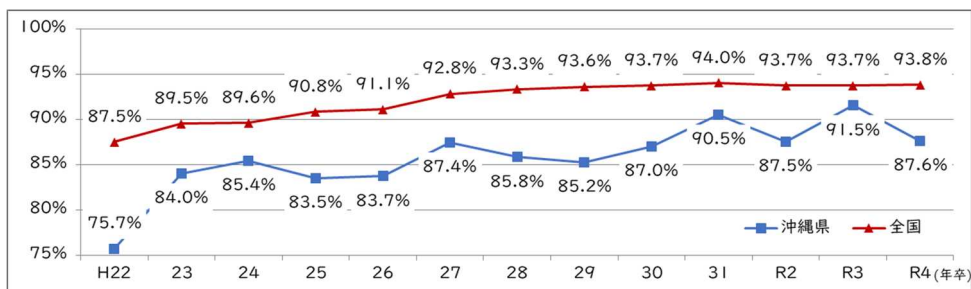


出典：学校基本調査（文部科学省）

(イ) 生活保護世帯に属するこどもの進学率

令和 4 年 3 月卒業者の生活保護世帯のこどもの高等学校進学率は 87.6%(全国 93.8%)、大学等進学率は 49.3%(全国 42.4%)となっており、大学等進学率は上昇傾向にある。

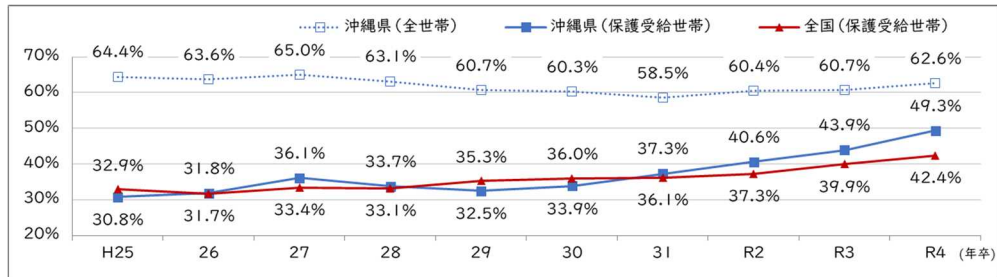
図表 4-10 生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率



出典：就労支援等調査（厚生労働省）

※注 1：高等学校等は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、及び学校教育法に基づく専修学校の高等課程。

図表 4-11 生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率



出典：就労支援等調査（厚生労働省）、全世帯は、学校基本調査（文部科学省）

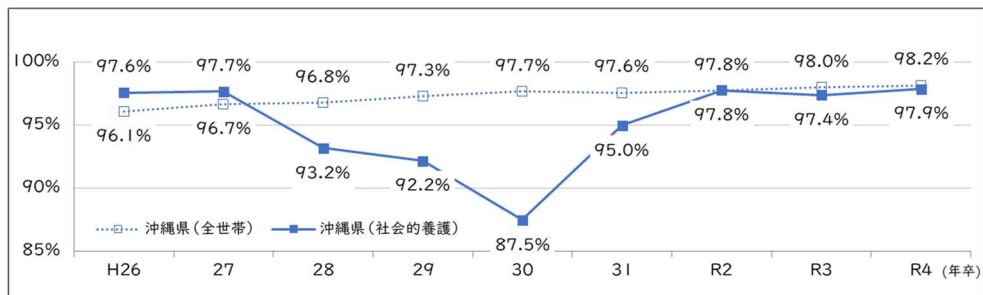
※注 1：大学等は、大学、短期大学、並びに学校教育法に基づく専修学校及び各種学校。

※注 2：就労支援等調査と学校基本調査の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要。

(ウ) 社会的養護が必要なこどもの進学率

令和 4 年 3 月卒業者の社会的養護が必要なこどもの高等学校等進学率は 97.9%、大学等進学率は 58.6%となっており、高等学校等進学率は沖縄県（全世帯）平均程度に達している。

図表 4-12 社会的養護が必要なこどもの高等学校等進学率



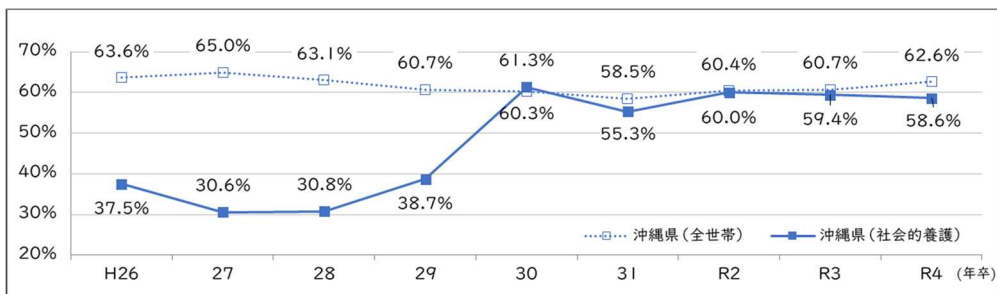
出典：社会的養護の現況に関する調査（厚生労働省）、全世帯は、学校基本調査（文部科学省）

※注 1：高等学校等は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設。

※注 2：社会的養護が必要なこどもは、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親(ファミリーホームを含む。)で養育を受けた児童。

※注 3：社会的養護の現況に関する調査と学校基本調査の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要。

図表 4-13 社会的養護が必要なこどもの大学等進学率



出典：社会的養護の現況に関する調査（厚生労働省）、全世帯は、学校基本調査（文部科学省）

※注 1：大学等は、大学、短期大学、高等専門学校第 4 学年、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設。

※注 2：社会的養護が必要なこどもは、児童養護施設、里親(ファミリーホームを含む。)で養育を受けた児童。

※注 3：社会的養護の現況に関する調査と学校基本調査の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要。

イ 課題

全国学力・学習状況調査等の結果、小学生の学力が全国水準を維持するなど改善しているものの、中学生の学力が全国水準に達していないなど学習理解の面で課題がある。確かな学力として身に付けることができる学校教育の充実に取り組む必要がある。

こどもに対する学習支援について、低所得世帯の子どもの学習習慣定着、多様な進学希望に対応した学習支援及びその親に対する養育支援等に取り組んでいく必要がある。

また、家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、就学支援金の支給やバス通学費の支援等、家庭の教育費負担の軽減に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、就学支援制度の周知を徹底していく必要がある。

さらに、低所得世帯等に対し、社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう授業料等の負担軽減に取り組んでいく必要がある。

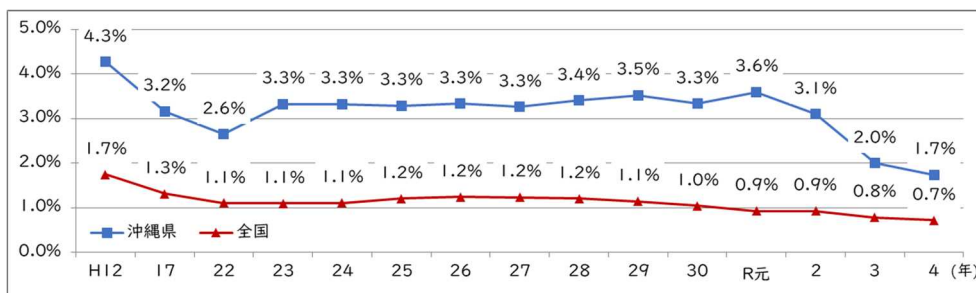
(4) 養育環境

ア 現状

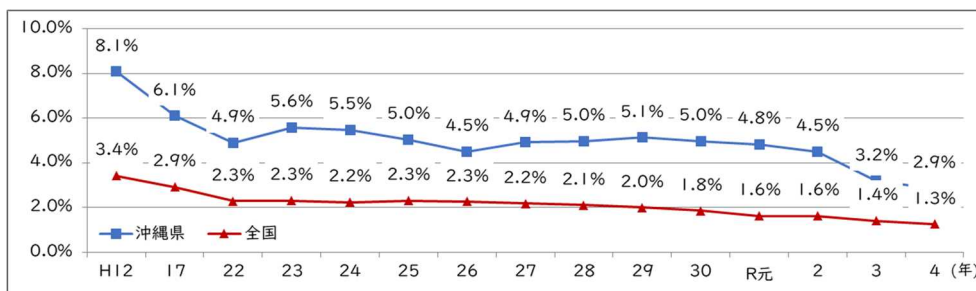
(ア) 婚姻の状況

沖縄県における令和4年の初婚総数に占める19歳以下の割合は、夫1.7%、妻2.9%で、全国平均を大きく上回る水準となっており、こどもの貧困率は親の年齢階層によって大きな差があり、親の年齢が低い場合にこどもの貧困のリスクが高くなるとの研究結果がある。

図表 4-14 初婚総数に占める19歳以下の割合（夫）



図表 4-15 初婚総数に占める19歳以下の割合（妻）



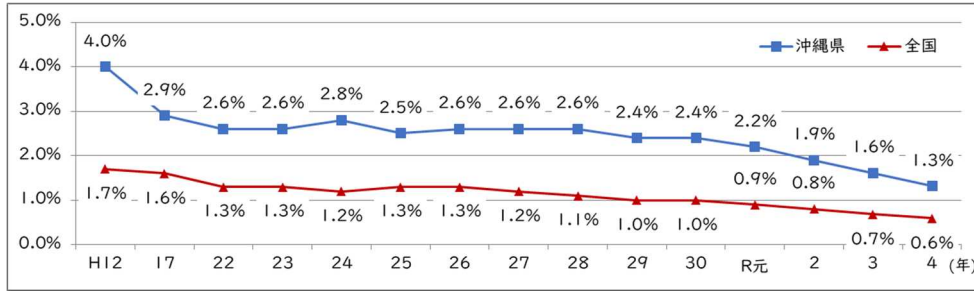
出典：人口動態統計（厚生労働省）

イ 10代の出産の状況

沖縄県における令和4年の10代の出生数は179人(全国4,558人)、10代の出産割合は1.3%(全国0.6%)で、全国の約2.2倍の水準となっている。

図表 4-16 10代の出産割合

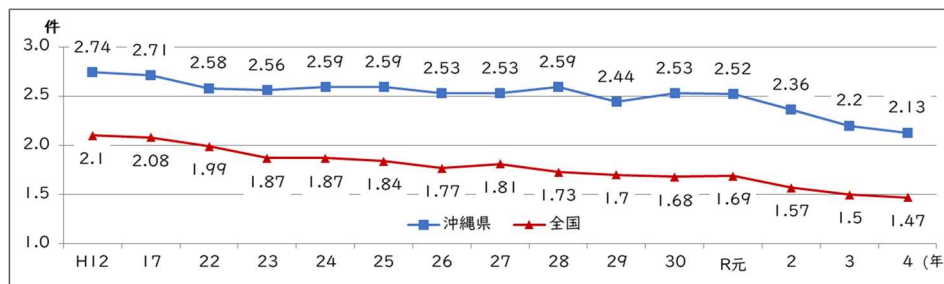
出典：人口動態統計（厚生労働省）



ウ 離婚

沖縄県の令和4年の人口千人当たりの離婚率は2.13件(全国1.47件)となっており、令和2年から減少傾向にあるものの、全国1位の状況が続いている。

図表 4-17 年次別離婚率



出典：人口動態統計（厚生労働省）

エ 20歳未満世帯員のいるひとり親世帯数

20歳未満のこどもがいるひとり親世帯数は、平成17年以降減少し令和2年には、2万582世帯となっている。20歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は横ばいとなっており、令和2年は12.6%(全国8.8%)となっている。

図表 4-18 20歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯数

	H7	12	17	22	27	R2
20歳未満世帯員のいる一般世帯数	183,941	179,874	178,230	171,096	168,694	163,708
20歳未満の子どものいるひとり親世帯数	20,120	22,034	24,651	23,464	23,057	20,582
母子世帯数	15,676	17,678	20,020	19,294	19,358	17,596
父子世帯数	4,444	4,356	4,631	4,170	3,699	2,986
20歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯の割合	10.9%	12.2%	13.8%	13.7%	13.7%	12.6%

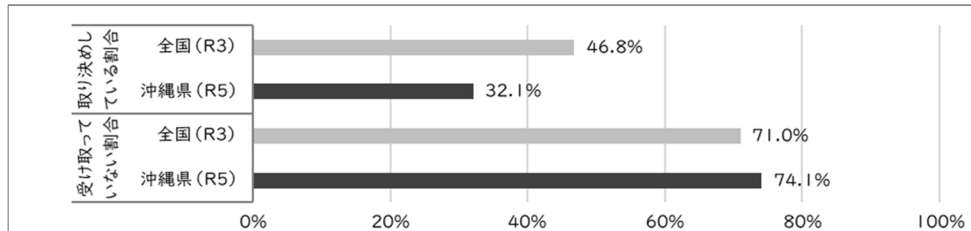
出典：国勢調査（総務省統計局）

※注：「ひとり親世帯」とは、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満のこども及び他の世帯員（20歳以上のこどもを除く。）から成る世帯をいう。

オ 養育費の取り決め

令和5年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査において、母子世帯の養育費の取り決めをしている割合は32.1%となっており、令和3年度の全国における割合46.8%と比べ低い割合となっている。また、母子世帯が養育費を受け取っていない割合は74.1%で、令和3年度の全国における割合71.0%と比べ高い割合となっている。

図表 4-19 母子世帯の養育費の取り決めをしている割合/養育費を受け取っていない割合



出典：沖縄県ひとり親世帯等実態調査（沖縄県）、全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）

イ 課題

母子健康包括支援センターについては、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なくワンストップで支援をつなげるため、全市町村での設置を促進するとともに、支援に関わる人材の資質向上に取り組む必要がある。

乳幼児健康診査の受診率については、改善傾向であるが、全国平均と比較して依然として低い状況となっていることから、未受診者への対応について市町村と情報を共有し、乳幼児健康診査の受診率向上を図る必要がある。

支援を要する家庭を早期に発見し、必要な支援につなげていくため、養育支援訪問事業未実施の市町村に対して、きめ細かな助言を行うことにより、積極的な支援（アウトリーチ支援）が実施できる体制を強化する必要がある。

母子・父子自立支援員や、ひとり親支援機関等を対象に、相談員の資質向上及び日々の実践に生かすことのできる専門的知識・技能の向上を図る必要がある。

専門的な個別支援を必要とするこどもの居場所や若年妊産婦に対応できる居場所を設置し、円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援を行っていく必要がある。

(5) 雇用環境

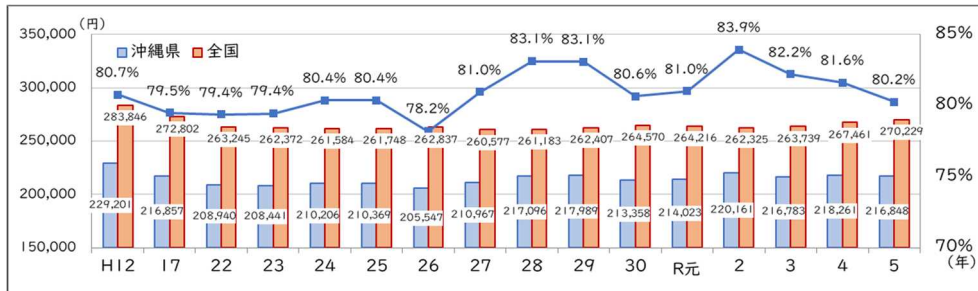
ア 現状

(ア) 給与

県内の労働者におけるきまって支給する現金給与（月額）は、平成22年208,940円（全国263,245円）から、令和5年216,848

円(全国 270,229 円)と増加傾向にあるが、全国平均の約 8 割の水準にとどまっている。

図表 4-20 きまって支給する現金給与額 (月額)

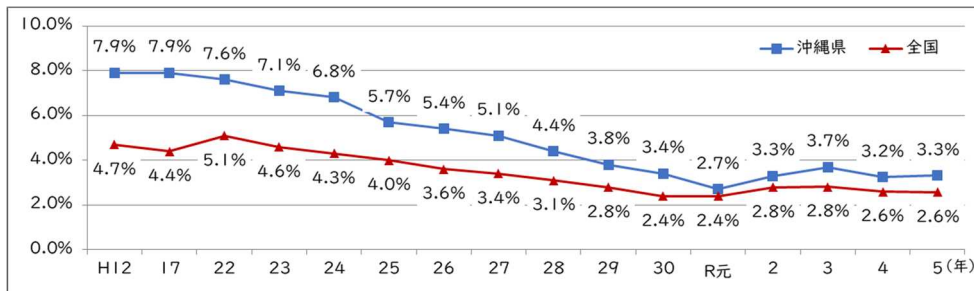


出典：毎月勤労統計調査地方調査 (厚生労働省、沖縄県企画部)

(イ) 完全失業率

完全失業率は、新型コロナウイルス感染症の影響により上昇し、令和 3 年には 3.7% (全国 2.8%) となったが、その後改善し、令和 5 年は 3.3% (全国 2.6%) となっている。

図表 4-21 完全失業率

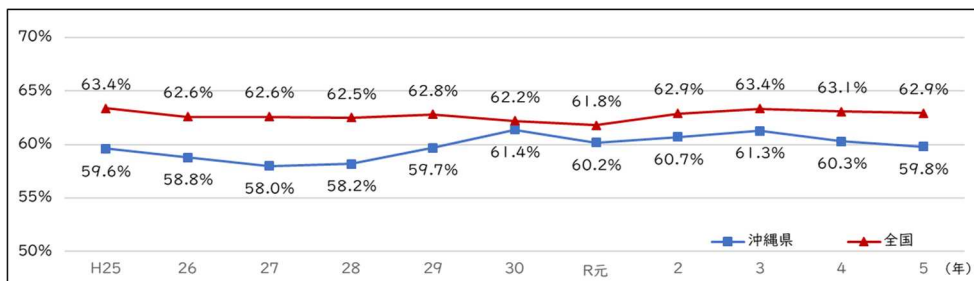


出典：労働力調査 (総務省、沖縄県企画部)

(ウ) 正規雇用者の割合

正規雇用者の割合は、令和 2 年の 60.7% (全国 62.9%) から令和 5 年には 59.8% (全国 62.9%) と、横ばいで推移している。

図表 4-22 正規雇用者の割合



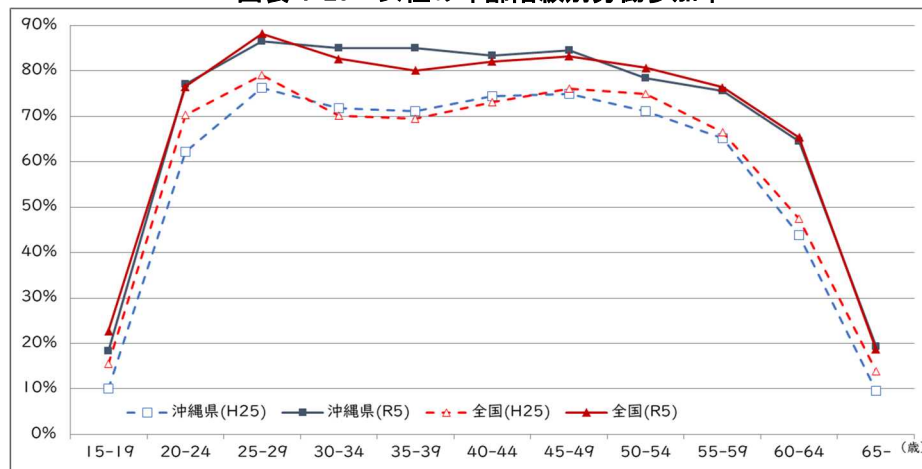
出典：労働力調査 (総務省、沖縄県企画部)

(エ) 女性の労働参加率

女性の労働参加率は、上昇傾向で推移し、全国と同程度である。女性の年齢階級別労働参加率を見ると、全体的に上昇しており、

結婚、出産・子育て期に労働参加率が低下する、いわゆるM字カーブも緩やかになっている。

図表 4-23 女性の年齢階級別労働参加率



出典：労働力調査（総務省、沖縄県企画部）

イ 課題

経済的な困窮により、保護者が、社会的な孤立や生活上の困難、家庭で子どもと接するゆとりが持てないなどの問題を抱えていることが多いため、福祉・雇用・教育・医療等の各分野の関係機関と連携し、生活に関する相談、保護者への就労や学び直しの支援に取り組む必要がある。

また、ひとり親家庭等の家計の改善については、所得水準の高い職種等への就職・転職やキャリアアップのためのスキル習得等の機会を充実させ、就労支援と組み合わせた取組を拡充する必要がある。

さらに、正規雇用を推進する（推進しようとする）企業の求める支援等について把握、分析し、検討する必要があるほか、正規雇用化をはじめとした従業員の待遇改善等に取り組み、その効果を所得の向上につなげていく必要がある。

加えて、保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働の是正や休暇の取得促進等、ワーク・ライフ・バランスの推進に一層取り組む必要がある。

(6) 物価高騰による影響

物価高騰は、経済、生活等様々な面で影響を及ぼしており、その長期化が懸念され、特に、子育て世帯、低所得世帯への影響が大きいと考えられる。

令和5年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査では、母子世帯では95.4%、養育者世帯では98.6%が生活が苦しくなったと感じており物価高騰の影響を示す結果となっている。

5 こども・若者を取り巻く現状と課題

(1) こども・若者育成に係る本県の取組

日本国憲法および児童の権利に関する条約にのっとり、総合的なこども・若者育成支援施策を推進することを目的とした子ども・若者育成支援推進法が平成 22 年 4 月に施行され、同法に基づき平成 25 年 1 月に「沖縄県子ども・若者支援地域協議会」を平成 26 年 10 月に「沖縄県子ども・若者総合相談センター」として、「子ども若者みらい相談プラザ sorae (ソラエ)」を設置し、従前からの教育、福祉、保健、医療、矯正、更生・保護、雇用等の分野縦割りの取組に「こども・若者の育成」という横串を入れ、分野を超えた連携・協働を進めてきたところである。

また、近年、核家族化や地域のつながりの希薄化、経済格差の広がり等により伴う家庭や地域社会における養育力の低下が指摘され、とりわけ本県では、こどもの貧困が深刻な状況にあること、ひとり親家庭や若年出産が多いことなどから、保護者が子育てに関する悩みを抱える傾向がある。十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされた結果、虐待に至ることがあるという認識の下、こどもの権利を普及啓発し、社会全体でこどもの権利と虐待防止の理解を深め、その取り組みを推進し、虐待からこどもを断固として守り、こどもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、令和 2 年（2020 年）3 月に「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」を制定した。

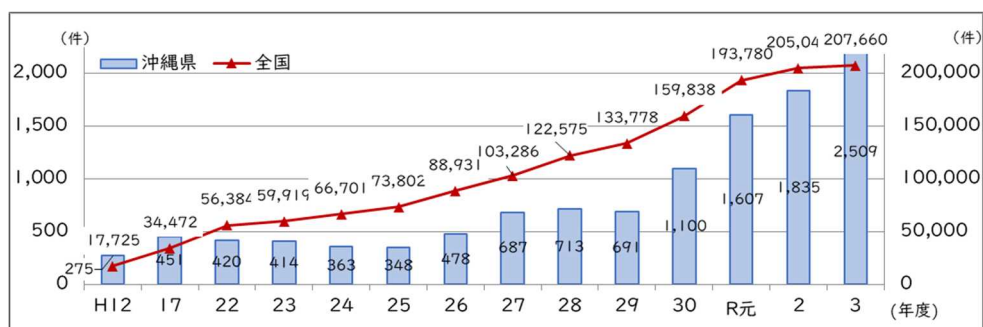
(2) 困難を抱えるこども・若者の現状と課題

ア 現状

(ア) 児童虐待相談対応件数

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、沖縄県では、児童虐待防止法が施行された平成 12 年度の 275 件（全国 1 万 7,725 件）から、その後、児童虐待防止法の改正等に伴い、児童虐待の定義が拡大されたこと等により、令和 3 年度は 2,509 件（全国 20 万 7,660 件）となり、平成 12 年度と比べ約 9.1 倍（全国約 11.7 倍）となっている。

図表 5-1 児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移



出典：福祉行政報告例（厚生労働省）

(イ) 社会的養護児童数 (入所施設措置児童)

社会的養護施設入所児童数は横ばいで推移しており、令和3年度は517人となっている。

図表 5-2 社会的養護施設入所児童数の推移

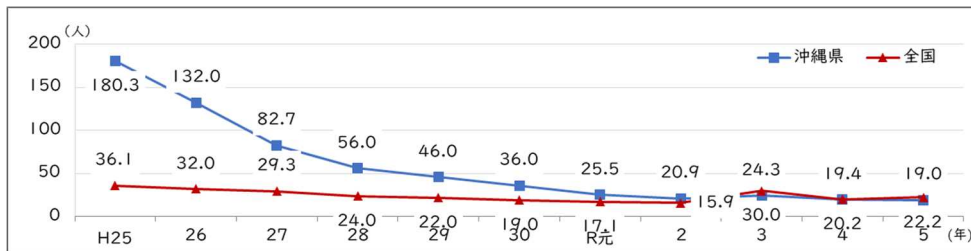
	H12	17	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3
児童養護施設	294	366	382	360	335	332	329	321	347	328	314	326	294	289
乳児院	21	21	21	15	15	13	13	14	17	17	10	10	10	9
里親	73	103	108	117	121	118	131	142	153	142	132	133	144	138
ファミリーホーム	0	0	44	56	56	51	50	41	47	46	40	43	33	40
児童自立支援施設	17	28	20	23	30	25	16	12	10	18	6	9	19	19
児童心理治療施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	26	21	22
計	405	518	575	571	557	539	539	530	574	551	516	547	521	517

出典：福祉行政報告例 (厚生労働省)

(ウ) 不良行為少年補導人員及び刑法犯検挙人数

沖縄県における不良行為少年補導人員は年々減少傾向にあり、19歳以下の少年人口千人当たり、平成25年は180.3人(全国36.1人)で、全国の約5倍であったものが、令和5年は19.0人(全国22.2人)と大幅に減少している。

図表 5-3 19歳以下の少年人口千人当たりの不良行為少年補導人員の推移

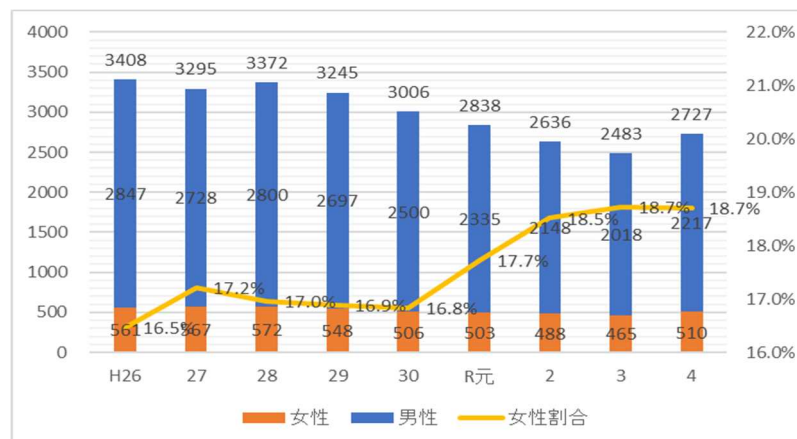


出典：沖縄県警察本部

刑法犯の検挙人員については減少傾向にあったが、令和4年は増加し検挙人員2,727人となっている。

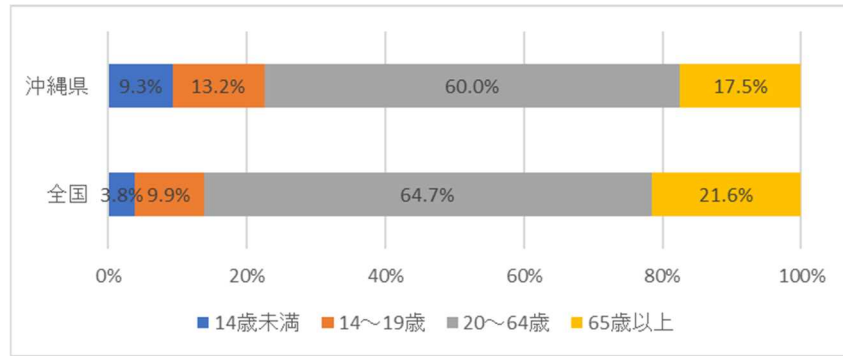
刑法犯検挙、補導人員の年齢構成は、令和5年では、20歳未満の割合が22.5%となっており、全国と比較して8.7ポイント高くなっている。14歳未満は、9.3%と全国と比較して約2.4倍と特に高い状況となっている。

図表 5-3-2 刑法犯検挙人員の推移



出典：沖縄県警察本部犯罪統計書

図表 5-3-3 刑法犯検挙、補導人員の年齢構成 (R5) 全国比

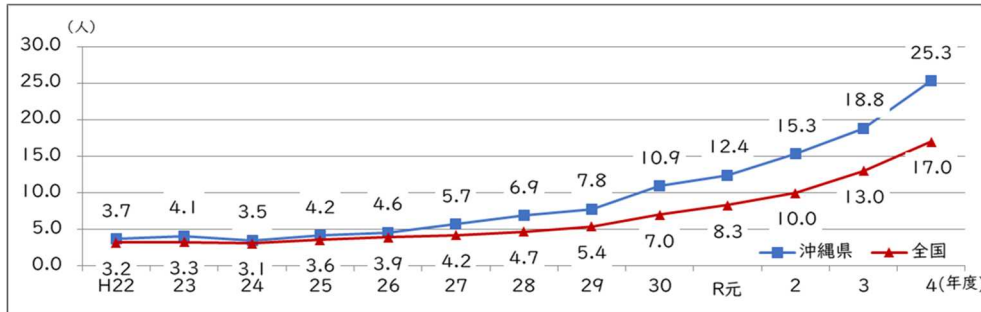


出典：沖縄県警察本部

(エ) 不登校児童生徒数の推移

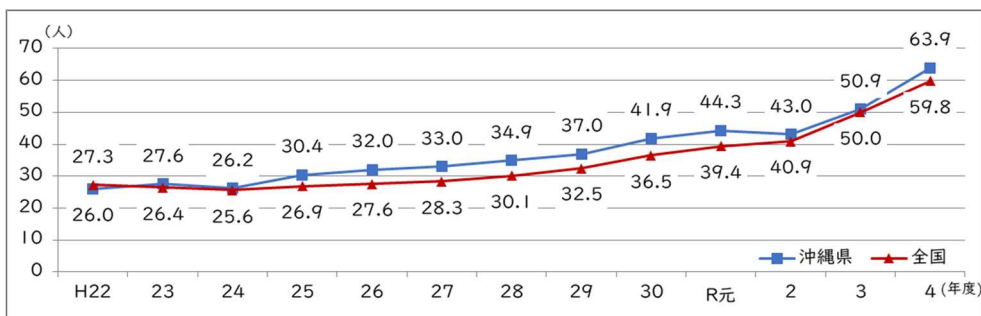
令和4年度の沖縄県の小学校における児童千人当たりの不登校児童数は25.3人(全国17.0人)、中学校における生徒千人当たりの不登校生徒数は63.9人(全国59.8人)となっており、全国的に不登校児童生徒数は増加傾向で、沖縄県も同様な傾向となっている。

図表 5-4 児童千人当たりの不登校児童数 (小学校)



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査(平成22～27年度))(文部科学省)

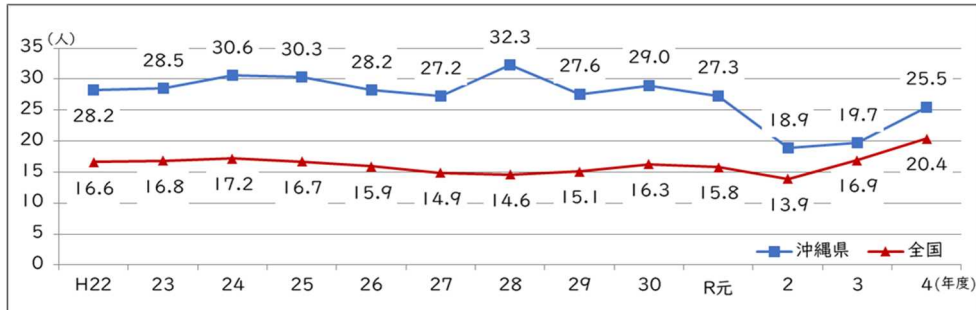
図表 5-5 生徒千人当たりの不登校生徒数 (中学校)



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査(平成22～27年度))(文部科学省)

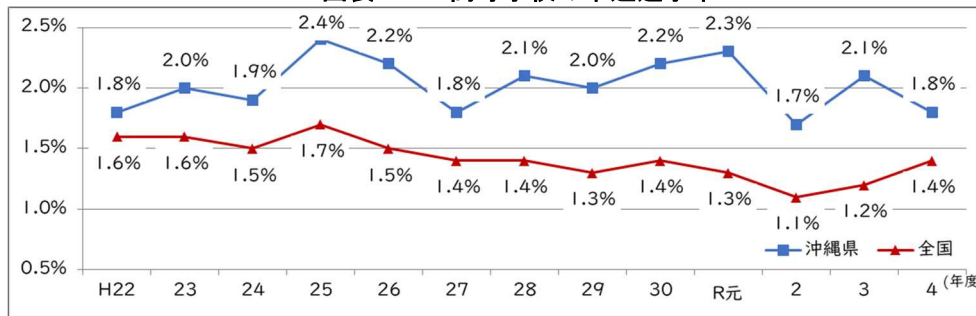
1 沖縄県の高等学校における令和4年度の生徒千人当たりの不
 2 登校生徒数は25.5人(全国20.4人)となっており、全国的に増
 3 加傾向となっている。また、中途退学率は令和4年度1.8%(全
 4 国1.4%)と、沖縄県は前年度より減少している。

図表 5-6 生徒千人当たりの不登校生徒数(国公立高等学校)



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査(平成22～27年度)) (文部科学省)

図表 5-7 高等学校の中途退学率

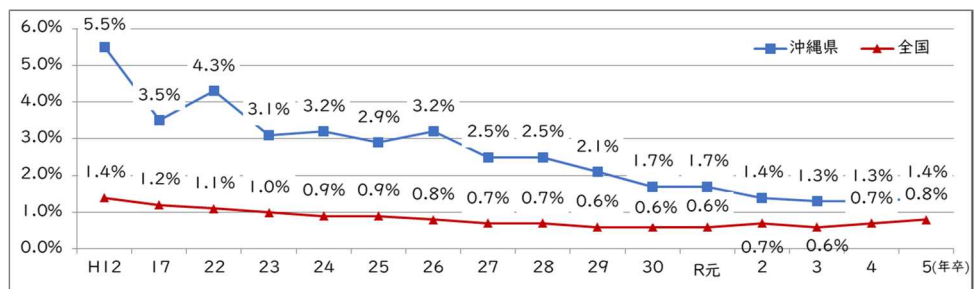


出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査(平成22～27年度)) (文部科学省)

(オ) 進路未決定率

17 沖縄県における中学校卒業後の進路未決定率は、平成12年3
 18 月卒業生5.5%(全国1.4%)から、令和5年3月卒業生1.4%(全
 19 国0.8%)となり、減少傾向にあるが、全国の2倍近くの水
 20 準となっている。

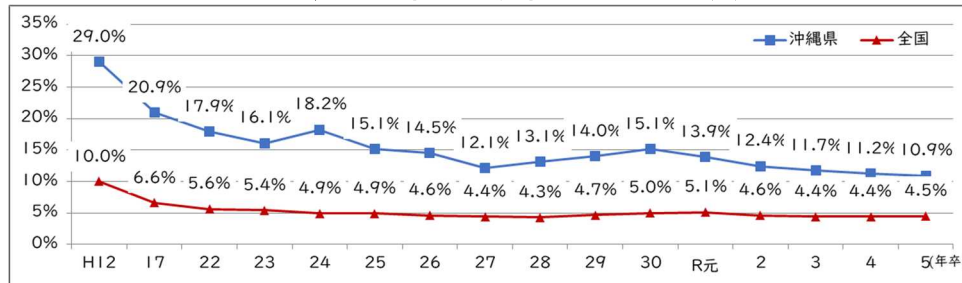
図表 5-8 中学校卒業後の進路未決定率



出典：学校基本調査(文部科学省)

1 沖縄県における高等学校卒業後の進路未決定率は、平成 12 年
2 3 月卒業者 29.0% (全国 10.0%) から、令和 5 年 3 月卒業者
3 10.9% (全国 4.5%) となり、減少傾向にあるが、全国の 2 倍以
4 上の水準となっている。

図表 5-9 高等学校卒業後の進路未決定率



8 出典：学校基本調査（文部科学省）

9 (カ) ひきこもり者数

10 令和 4 年度に実施された内閣府の「こども・若者の意識と生
11 活に関する調査結果」によると広義のひきこもり群の割合が 15
12 歳～39 歳で 2.05%、40 歳～64 歳が 2.02%となっており、全国
13 推計数は 146 万人で、前回調査から増加がみられる。沖縄県に
14 においては、15 歳～39 歳で約 8,000 人、40 歳～64 歳で約 9,000
15 人と合計約 1 万 7,700 人が広義のひきこもり群と推計される。

16 国におけるひきこもり支援施策として、平成 21 年度から都
17 道府県に「ひきこもり地域支援センター」創設事業をスタート
18 させ、本県においても平成 28 年 10 月に「沖縄県ひきこもり専
19 門支援センター」を設置したところである。

20 (キ) 子ども・若者総合相談センターにおける相談状況

21 子ども・若者総合相談センター（子ども若者みらい相談プラ
22 ザ sorae（以下「sorae」という。））では、ニート、ひきこもり、
23 不登校等の社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・
24 若者に関する様々な相談に対応し、困難を有するこども・若者の
25 個別の状況に応じて適切な支援機関につなぐ役割を担うほか、
26 必要な助言や情報提供を行っている。

27 不登校に関する相談が全体の 4 割程度と最も多く、ニートや
28 ひきこもりに関する相談も、2 割弱となっている。

図表 5-10 sorae 相談者の主訴内容

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不登校	299 (36.6%)	221 (37.9%)	245 (39.2%)	285 (42.2%)	281 (38.4%)
ニート	58 (2.7%)	58 (9.9%)	54 (8.6%)	58 (8.6%)	50 (6.8%)
ひきこもり	53 (2.5%)	45 (7.7%)	55 (8.8%)	51 (7.6%)	59 (8.1%)
その他	406 (58.2%)	259 (44.5%)	271 (43.4%)	281 (41.6%)	342 (46.7%)
計	816	583	625	675	732

出典：「子ども若者みらい相談プラザ sorae 業務実績報告書」

イ 課題

児童虐待については、育児不安や経済的困窮、地域での孤立化など、家庭が持つ様々な問題が要因となって発生することから、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に取り組むため、児童相談所や市町村要保護児童対策地域協議会の体制強化を図る必要がある。また、こどもの権利と児童虐待防止についての理解を社会全体で深めていく必要がある。

学校を退学した生徒等について、個人情報の問題から外部機関へ連絡先等の情報提供が困難である。退学を選択する生徒等の状況に応じてハローワークへの求職登録やサポートステーションへの接続、各支援機関へつなげるための取組が必要である。

スクールソーシャルワーカー未配置校への早急な人員配置が必要である。支援が必要な家庭の児童生徒を早期に福祉等の関係機関につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を国に要望するとともに、市町村配置のスクールソーシャルワーカーとも連携を図っていく必要がある。

課題を抱える児童生徒の背景・要因が、発達障害、保護者の養育能力、いじめや友人関係等、複数の要因が重なる場合があり、専門的なアセスメントが必要とされるため、スクールカウンセラーの相談人員及び相談時間の拡充に努めていく必要がある。

準不登校、不登校状態の生徒への支援に加え、不登校の未然防止への取組体制の充実を図る必要がある。就学継続を支援する支援員（心理系・福祉系等）を配置し、校内における生徒の相談支援や家庭へのアウトリーチ・関係機関への接続等の支援を学校と協働で取り組む必要がある。

複合的な問題や課題を抱えるこども・若者を支援するため、ハローワーク、地域若者サポートステーション、NPO等の地域の支援機関との連携強化が必要である。

児童養護施設等を退所する児童が、夢や希望へ挑戦し自立へとつなげていくため、生活や就労の支援を行うなどアフターケアを推進する必要がある。

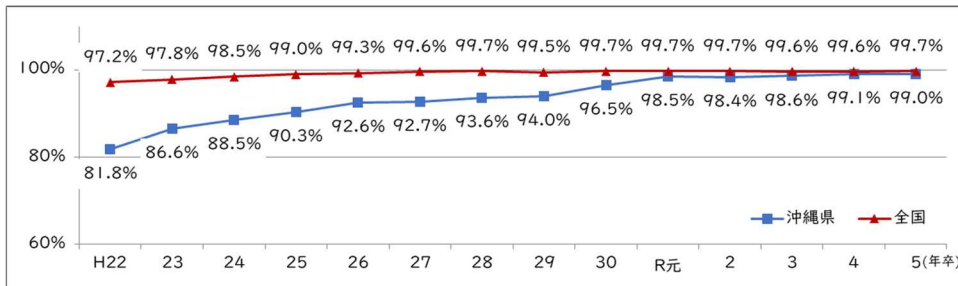
(3) 若年者の就労等状況の現状と課題

ア 現状

(ア) 若年者の就職・離職の状況

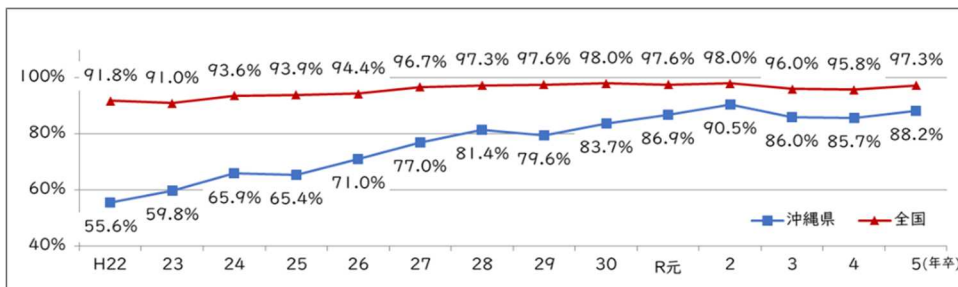
沖縄県における新規学卒者内定率は、高卒は、平成 22 年 3 月卒業生 81.8% (全国 97.2%) から、令和 5 年 3 月卒業生 99.0% (全国 99.7%) となり、大卒は、平成 22 年 3 月卒業生 55.6% (全国 91.8%) から、令和 5 年 3 月卒業生 88.2% (全国 97.3%) と改善している。

図表 5-11 新規高卒者の就職内定率



出典：学卒業務報告（沖縄労働局）

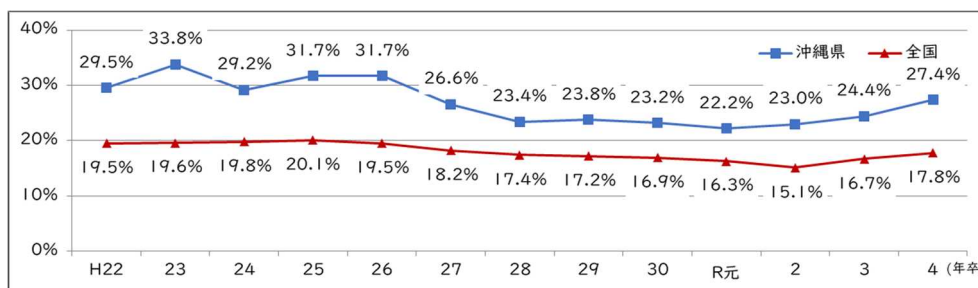
図表 5-12 新規大卒者の就職内定率



出典：学卒業務報告（沖縄労働局）

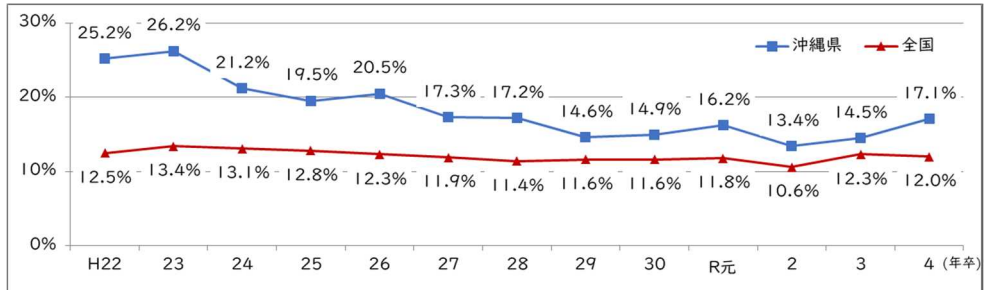
沖縄県における新規学卒者の 1 年目離職率は、高卒は、平成 22 年 3 月卒業生 29.5% (全国 19.5%) から、令和 4 年 3 月卒業生 27.4% (全国 17.8%) となり、大卒は、平成 22 年 3 月卒業生 25.2% (全国 12.5%) から、令和 4 年 3 月卒業生 17.1% (全国 12.0%) となり、かつてよりは改善しているものの、この数年は高くなっている。

図表 5-13 新規学卒者の 1 年目離職率（高卒）



出典：新規学卒就職者の離職状況（沖縄労働局）

図表 5-14 新規学卒者の1年目離職率（大卒）

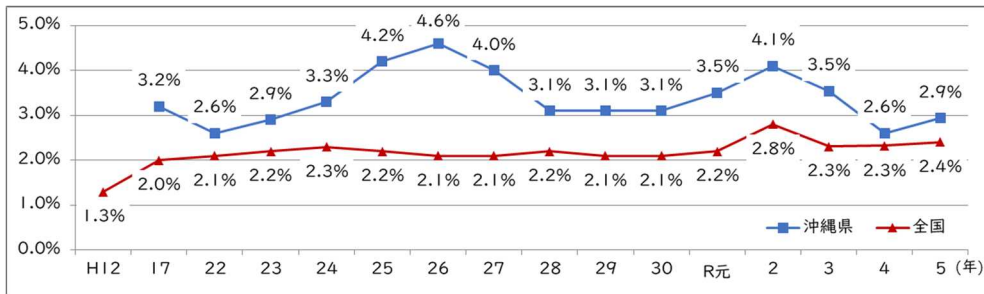


出典：新規学卒就職者の離職状況（沖縄労働局）

(イ) 若年無業者の割合

沖縄県における令和5年の若年人口（15～34歳）に占める若年無業者の割合は2.9%（全国2.4%）で、全国に比べやや高くなっている。

図表 5-15 若年無業者の割合



出典：労働力調査（総務省、沖縄県企画部）

イ 課題

全国と比べ、高等学校・大学等の就職内定率は低く、高卒・大卒者の無業者率、離職率も非常に高い状況にある。早い時期からの職業観の育成や就労意識の向上を図るとともに、総合的な就職支援を行っていく必要があるほか、離職を余儀なくされた方や長期失業等による就職困難者に対する就職・生活支援を実施する必要がある。

第3章 こども施策に関する重要施策

1 ライフステージを通じた重要施策

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

(こどもの権利に関する周知・啓発)

- ・全てのこども・若者に対して、こども基本法や沖縄県こども計画(仮称)の理念や内容について、理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、民間団体等とも連携して、こども・若者が権利の主体であることを県ホームページや県政出前講座等を通して、広く周知・啓発に取り組む。

(人権教育の推進)

- ・学校において、人権教育に関する講話、体験活動への支援、道徳教育研究推進校の設定等により人権・道徳教育を充実させるとともに、教職員自らが高い人権意識を持ち教育活動に取り組む。

(おとなへの周知・啓発)

- ・こども・若者が権利の主体であることについて、こども、若者や子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするおとなに対して、情報提供や研修等を通して幅広く周知するとともに、県全体で共有を図る。

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

①遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

(遊びや体験の機会の場の創出及び読書活動の推進)

- ・ボランティア活動や自然体験活動等の様々な体験を通じて、一人ひとりの違いを認め合い、他人を思いやることのできる豊かな感性に満ちあふれる児童生徒の育成に取り組む。
- ・沖縄らしい個性を持った人づくりに向けて、地域の自然環境、歴史、伝統文化や芸術に触れる体験活動を促進するため、学校・地域における自然体験学習や読書活動等の多様な学習活動の充実、社会教育指導者等の資質向上等に取り組む。
- ・幅広い世代の住民が交流し、その地域の身近な学習の場として多様なニーズに応えられるよう、公民館、図書館、青少年教育施設等の地域コミュニティの核となる社会教育施設の学習環境の充実に取り組む。
- ・沖縄県立博物館・美術館による「移動博物館」の実施や沖縄の自然・

1 歴史・文化・芸術と結び付いた体験学習を通して、人々の心に潤いを与
2 え、生きがいをもたらし、人々の交流を生み出す文化・芸術活動の推進
3 に取り組む。

4
5 (生活習慣の形成・定着)

6 ・子どもたちが規則正しい生活習慣や社会性を身につけ、心豊かで健や
7 かに成長していくため、心身の健康の保持増進と体力の向上に向けた
8 取組を展開する。

9 10 ②子どもまんなかまちづくり

11 ・子どもや子育て当事者等、誰もが身近な場所で充実した活動ができるよ
12 う、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会を生み出す
13 空間の創出に資する都市公園整備事業等に取り組む。

14
15 ・市町村が実施する「住宅リフォーム支援事業」など子育て改修工事につ
16 いて、必要な情報提供や助言を行う。

17 18 ③子ども・若者が活躍できる機会づくり

19 (自国文化・異文化理解、国際交流等の推進)

20 ・グローバルな現代社会においては、多様な文化、価値観を持つ多種多
21 様な人々との接点が多くなることから、多様な文化、価値観を正しく
22 理解して、相手を尊重する国際理解教育の推進に取り組む。

23
24 ・外国語と深い関わりのある OIST や JICA 沖縄等との連携、海外との文
25 化交流等を通じて、異なる言語や文化等について理解を深め違いを尊
26 重する国際理解教育の充実と外国語コミュニケーション能力の向上に
27 取り組む。

28
29 ・帰国・外国人児童生徒等の受入れを円滑に進め、国際理解や多文化共
30 生の考え方に基づく取組を行う。

31
32 ・グローバル化の進展や多様化・複雑化する社会ニーズに対応できる人
33 材を育成するため、外国語教育に携わる教員の専門性・技能向上に加
34 え、外国語指導助手 (ALT) の活用や小中高大が連携した英語教育研究
35 の実践により、学校教育における外国語教育の充実改善に取り組む。

36
37 ・児童生徒に対する外国語教育及び国際理解教育の充実を図るため、
38 様々な分野における留学生や研修生の海外派遣など国際理解の促進と
39 主体的に行動する国際感覚に富む創造性豊かな人材の育成に取り組む。

1
2 ・本県出身移住者子弟等の県内大学受入れ等により海外県系人社会等と
3 沖縄との架け橋となる人材を育成するとともに、海外派遣による県系
4 人との交流等を通じて国際的な視野を持った人材の育成に取り組む。

5
6 ・国際感覚を肌で感じ、グローバルに活躍できる人材の育成に向けて、
7 アジア太平洋、欧米、中南米諸国等への留学・研修の充実に取り組む。

8
9 (持続可能な開発のための教育 (ESD) の推進)

10 ・持続可能な社会の創り手の育成を目ざし、SDGs 実現の担い手に必要な
11 資質・能力の向上を図る取組に対する支援を実施する。具体的には、
12 SDGs 実践校を指定し、身近な地域の暮らしを学習する中で、こどもた
13 ちが、平和、環境、国際理解、エネルギー、人権学習等の持続可能な発
14 展に関わる諸問題に関心も持ち、子どもたち自身で考え、実践に繋げ
15 る教育 (ESD) の推進に取り組む。

16
17 (理科系教育やアントレプレナーシップ教育、STEAM 教育等の推進)

18 ・科学の楽しさや面白さを体験できる機会を増やし、科学に対する興味
19 を引き出し、それを伸ばしていくため、OIST を含む県内大学等の高等
20 教育機関、県内研究機関、企業等との連携により、こどもたちが科学に
21 触れあう機会の創出やこどもの成長段階に応じた多様な科学教育プロ
22 グラムの実施等に取り組む。

23
24 ・将来、国際的に活躍し得る科学技術人材の育成に資するスーパーサイ
25 エンスハイスクール (SSH) 指定校の支援に高等教育機関との連携によ
26 り推進するほか、民間事業者との連携により科学作品展の開催に取り
27 組む。

28
29 ・科学技術教育の基礎となる理科教育並びに算数・数学教育のための各
30 種設備を整備し、科学・理数教育の推進に取り組む。

31
32 ・経済のグローバル化、AI や IoT 等の先端技術による第4次産業革命な
33 ど、社会経済情勢の変化に対応し、経済を牽引できる人材の育成に向
34 けて、学校教育の様々な教科の中で ICT を活用した学習活動を推進す
35 るほか、小学校からプログラミング教育や情報モラル教育を進め、情
36 報活用能力の向上に取り組む。

37
38 ・市場規模が小さく大企業が育ちにくい本県において、新事業・新産業
39 が創出される環境を整えるためには、革新的な技術やビジネスモデル

1 で世界に新しい価値を生むスタートアップの創出を促進する必要があ
2 り、スタートアップを創出するためには、それを担う起業家人材の育
3 成が重要であることから、大学や企業、起業家等との連携により、起業
4 家マインドを有する人材を継続的に輩出・育成する仕組みの構築に取
5 り組む。

6
7 ・新たなビジネスやイノベーションを生み出す技術シーズの担い手とし
8 て、大学等の研究・教育機関の役割は重要であることから、大学等の研
9 究・教育機関においても起業家マインドの育成を行う。

10
11 (特定分野に特異な才能のあるこどもへの応援)

12 ・県内トップアスリートの競技力向上や県民の積極的なスポーツへの参
13 画と主体的、活動的、健康的な生き方であるアクティブライフの推進
14 を図るため、小学校から社会人までの一貫した指導体制の充実や各競
15 技団体による主体的な課題解決の支援に取り組む。

16
17 ・県外チームの招聘や県外での強化試合の推進、コーチ等の招聘、専門
18 的な知識・技能や高いコーチング能力に加え、コミュニケーションス
19 キルの習得など、多様なニーズに的確に対応できる指導者の養成・確
20 保、競技団体及び中体連・高体連と連携した少年種別の継続した強化
21 支援等により、競技力の向上やトップアスリートの育成に取り組む。

22
23 ・文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア芸術など、県民の主体的・
24 創造的な芸術文化活動による新たな文化芸術の創出を促進するととも
25 に、本県の文化芸術の発展を担う人材の育成に取り組む。

26
27 ・幅広い芸術を専門的に学ぶ教育機関である沖縄県立芸術大学について
28 は、様々な学生が心身ともに充実した学生生活を送り、意欲的に学修
29 に取り組むことができるよう、学習支援、生活支援等の学生へのきめ
30 細かな支援体制を整備するほか、学生が個性や能力を生かし希望した
31 進路に進むことができるよう、キャリア支援を推進する。

32
33 (在留外国人のこどもや海外から帰国したこどもへの支援)

34 ・公立の小中学校においては、日本語指導が必要な児童生徒に対応する
35 ため、日本語指導に対応する教職員を配置するとともに、日本語指導
36 に係る教員研修等に取り組む。

37
38 ・県立高等学校及び特別支援学校においては、日本語指導支援員の配置
39 又は派遣を行い就学継続及び社会的自立を支援するとともに、日本語

1 による意思疎通が困難な保護者に母語支援員を派遣し、学習や進学、
2 就職などについての相談支援に取り組む。

3
4 **④子ども・若者の可能性を上げていくためのジェンダーギャップの解消**
5 (教育を通じた男女共同参画の推進)

6 ・学校の教育活動全体を通じて、男女平等、男女の相互理解・協力など
7 の人権教育を推進する。

8
9 ・児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、ジェンダー平等、男女相互
10 の理解とよりよい関係の構築や男女共同参画の重要性について、社会
11 科、家庭科、情報科、特別の教科道徳、特別活動等の学校教育全体を
12 通じた教科横断的な取組の充実を図るとともに、関係機関等と連携し、
13 外部人材を活用した学習活動を推進する。

14
15 ・児童生徒の夢や希望を育み、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応し、
16 主体的に生きることができる自立した社会人・職業人の育成を図るた
17 め、学校における各教科・科目、特別活動等での学びや地域・産業界
18 の協力を得た体験活動等を通し、児童生徒の発達段階に応じて、男女
19 共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進する。

20
21 ・児童生徒に対する人権尊重や男女共同参画社会についての正しい教
22 育・指導を促進するため、教職員に対する研修を推進する。

23
24 ・沖縄県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する現状の
25 課題等を抽出し、学校と連携して男女共同参画の視点に立ったキャ
26 リア教育を推進する。

27
28 (性の多様性に関する理解促進、啓発)

29 ・「沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島にじいろ宣言)」に基づき、性の
30 多様性への理解を促進するための啓発活動や性の多様性に関する多様
31 な悩みに対応するための相談事業などに取り組む。

32
33 ・男女共同参画の重要性について、一人一人が自分ごととして認識し、
34 意識の改革が図られるよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法
35 を用いてわかりやすく受け入れられやすい広報・啓発を進める。

36
37 ・男女共同参画の基礎となる人権尊重意識を高めるための啓発事業や男
38 女の様々な問題の相談に対応する。

1 ・沖縄県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する多様な
2 講座を開催するとともに、市町村と連携し、男女共同参画の学習機会
3 を充実する。

4
5 (教職員に対する男女共同参画を推進するための研修や周知啓発)

6 ・児童生徒に対する人権尊重や男女共同参画社会についての正しい教
7 育・指導を促進するため、教職員に対する研修を推進する。

8
9 (理工系分野に進学する女子生徒への就学支援の取組)

10 ・スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 指定校において、理工系分野
11 に進学する女子生徒の育成につなげるため高大連携「先端科学研修」を
12 実施する。講師には、第一線で活躍している女性研究者を招聘し、理系
13 分野における女性の重要な貢献を強調し、女子生徒に対して、科学にお
14 けるキャリアを目指す具体的なロールモデルの普及、啓発に取り組む。

15
16 (固定的な性別役割分担意識の解消)

17 ・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するととも
18 に、性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み (アンコンシャス・
19 バイアス) への気づきや、性別に関わりなく家事、育児、介護などを協
20 力して行うことなどについて意識啓発を行う。

21 22 (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

23 ①プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援 24 等

25 (性等に関する正しい知識の習得とプレコンセプションケアの推進)

26 ・妊婦自身の健康管理に対する意識啓発について、市町村における母子
27 健康手帳交付時の保健指導の徹底、母親学級や両親学級等妊娠中の禁
28 煙教育、食育に関する取組の強化を支援するとともに、定期的な健康
29 診査の受診促進や、安全な妊娠・出産の知識普及に向けた「安全な妊娠
30 の勧め」の健康教育の充実強化に取り組む。

31
32 ・家庭や医療機関、市町村などと連携を強化し、思春期保護の取組や性
33 に関する指導の充実に取り組む。

34
35 ・発達段階に応じた性教育を実施するとともに、妊娠、出産、子育てに
36 関する健康教育を実施する。

37
38 (特定妊婦等への支援)

39 ・家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠・出産、子育てができる

1 よう、女性健康支援センターにおいて相談指導を行う。

2
3 ・支援を要する妊産婦が安心して出産し、出産後は安定した生活につな
4 がるよう宿泊型居場所を設置する。

5
6 ・母子生活支援施設の設置の促進及び広域利用化を図るとともに、民間
7 アパートを活用したひとり親家庭への生活支援等については、拠点事
8 務所を中心とした取組の充実を図るとともに、その成果を踏まえ、関
9 係市における類似事業の実施促進等に取り組む。

10
11 (母子保健情報のデジタル化)

12 ・母子オンライン相談、電子母子健康手帳アプリの導入等による母子保
13 健事業のデジタル化の促進等について、国の動向も踏まえながら取り
14 組んでいく。

15
16 (「健やか親子21」を通じた普及啓発)

17 ・成育医療基本方針に基づく「健やか親子おきなわ21」次期計画の取組
18 において、沖縄県のすべての親と子が健やかでたくましく成長できる
19 環境づくりに向けて、市町村及び関係団体等と連携を密にし取り組ん
20 でいく。

21
22 ・乳幼児期は、望ましい食習慣や生活習慣の形成に大きな役割を果たす
23 時期であることから、保育所等において食育の重要性について周知を
24 図る。

25
26 ・歯みがき(仕上げみがき)、フッ化物応用、甘味(砂糖)の適正摂取方
27 法等、むし歯予防に関する知識の普及を図るため啓発を行う。

28
29 ・学校歯科保健活動の充実や歯みがき習慣を身に付けるための環境整備
30 を行う。

31
32 ・中学、高校において、保育所、幼稚園等への訪問や幼児ふれあい体験
33 等の機会を創出する等、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成を図
34 る。

35 36 ②慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

37 (医療費の助成、自立に係る相談支援)

38 ・こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進するために医療費助成等の
39 支援を行う。

- 1
2
3
4
5
6
- ・治療が長期にわたる小児がん等の特定疾病については、患者家族の医療費自己負担の一部を助成し、経済的負担の軽減に取り組むとともに、専門性のある相談窓口を設置し、難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保に取り組む。

7 (4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

8 (地域社会への参加・包容の推進、将来の自立・社会参加)

- 9
10
11
- ・障害を理由とする差別の解消を図るための広域相談専門員の配置や市町村相談員との連携体制の構築、県民に向けた普及啓発を図るなど、障害者の権利擁護を推進する。

- 12
13
14
15
16
- ・障害者を含むすべての人が自由に社会参加できる地域社会を実現するため、福祉のまちづくりに寄与する事例の表彰や障害者への理解促進のための啓発活動を行い、関係機関と地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り組む。

- 17
18
19
20
- ・発達障害に関する普及啓発については、世界自閉症啓発デーや発達障害啓発週間について全県的な取組を推進し、引き続き発達障害の正しい知識や理解の普及啓発に努める。

- 21
22
23
24
25
- ・障害児及びその家族が身近な地域で必要な時に適切な障害福祉サービスが利用できるよう市町村とも連携を図り支援施策を推進するとともに、支援する事業所及び支援員のスキルの向上を図り、障害児及びその保護者等が安心して生活できるよう、様々な支援に取り組む。

- 26
27
28
29
- ・障害者等が円滑に社会生活を営むことができるよう沖縄聴覚障害者情報センターへの手話通訳者の配置や各種研修事業を通じた県内手話通訳者・要約筆記者の養成に取り組む。

30
31 (地域における支援体制の強化による個々の状況に応じた質の高い支援)

- 32
33
34
35
36
- ・障害児等療育支援事業について、事業効果、課題、改善策等について、関係者とともに調査・検討し、人材の活用・育成・確保・サービスの開発、実施施設と地域の関係機関との連携の強化、地域での療育機能の充実、県全体の療育機能との重層的な連携といった方向性で事業のあり方を検討し、その結果を事業実施において反映させていく。

- 37
38
39
- ・保育所における障害児保育が適切に実施されるためには、市町村からの財政支援等が必要であることから、県は、市町村へ助言等を行う。

1
2 ・ライフステージに応じた各種支援を行うため、保育所・幼稚園・放課
3 後児童クラブ等において、発達障害児を含む障害児の受け入れを進め
4 ていく。

5
6 ・障害児等療育支援事業による保育所、幼稚園等に対する支援の強化等
7 により、保育所等職員の療育技術の向上や、当事者等への支援の充実
8 を図る。

9
10 ・特別な配慮を必要とする児童について、研修等により十分な理解を深
11 めるとともに、受入のための職員の配置に係る費用を支援するなど、
12 学校・家庭との連携の促進に向けた取組を実施する。

13
14 ・発達障害児や発達障害者への支援については、支援を総合的に行う沖
15 縄県発達障害者支援センターを拠点に、ライフステージに対応した支
16 援を行えるよう、支援体制整備や人材育成に取り組む。

17
18 ・発達障害者支援センターは、当事者やその家族、関係機関に対する専
19 門的情報の提供及び支援手法の提供に努め、発達障害についての適切
20 な情報の周知を推進していく。また、市町村や医療・保健・福祉・教育・
21 労働等の各分野の関係機関と協力し、地域支援体制の強化に取り組む。

22
23 ・発達障害児及び保護者等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう
24 市町村等と連携し早期の療育支援の体制整備を推進する。

25
26 ・地域で発達障害の診療ができる医療機関の情報を提供し、スムーズに
27 医療機関を受診できるよう支援することや、医療機関従業者向けの研
28 修の実施等を通して、人材育成及び専門性の向上を図っていく。

29
30 ・第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画に基づき、県及び市町村等
31 がそれぞれの役割を認識し、発達障害児及びその家族に対する支援施
32 策について、連携して取組を推進していく。

33
34 ・沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議においては、庁内の関係各
35 課が連携を図り、発達障害児に対する支援施策の進捗状況の確認や課
36 題への対応策を協議し、支援施策を推進していく。

37
38 (専門的支援が必要な子どもや家族のための地域連携体制の強化)

39 ・聴覚障害児を含む難聴児の支援にあたっては、保健、医療、教育等の関

1 係機関との連携は重要であり、県は、児童発達支援センターや特別支援
2 学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する
3 体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制
4 整備のための協議会の設置など、難聴児及びその家族への切れ目のない
5 支援の充実に努める。

6
7 ・医療的ケア児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、保健、医
8 療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき協働す
9 る総合的な支援体制を構築することが重要であることから県及び各圏
10 域においては、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連
11 携を図るための協議の場を設置し、支援体制の構築に向けて取り組む。

12
13 ・市町村における協議の場の設置については、早期設置が図られるよう市
14 町村と連携を図っていく。

15
16 ・医療的ケア児及びその家族等を総合的に支援する沖縄県医療的ケア児
17 支援センターを拠点に、相談支援や情報提供、関係機関との連絡調整等
18 に取り組む。

19
20 ・医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村が配置
21 するコーディネーターの養成に努める。

22
23 ・常時介護や医療的ケアが必要な障害児等について、在宅で介護を行う家
24 族の負担を軽減し、安心して生活ができるよう、レスパイト支援等の充
25 実に努める。

26
27 ・保育所等において医療的ケア児の受入を可能とするための体制を整備
28 し、医療的ケア児の地域生活支援の向上に努める。

29
30 ・医療的ケアに関する技能及び経験を有する保育士・看護師を配置し、保
31 育所への支援・助言や喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市町村
32 において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定に努め
33 る。

34
35 (保護者やきょうだいへの支援)

36 ・障害者やその家族、若い世代の介護者（ヤングケアラー）の社会的孤立
37 を防ぐため、専門的なサービスや定期的な訪問等支援に迅速かつ適切に
38 つながるよう、市町村や各関係機関と課題等を共有し、地域生活支援拠
39 点等の整備や、相談支援専門員の資質向上、障害福祉サービス制度の周

1 知等に取り組む。

2
3 ・外見からはわかりにくいため誤解されやすい発達障害のあるこどもの
4 保護者や家族への支援を行うにあたっては、当事者会・親の会との連携
5 を図りつつ、相談、情報提供及び助言等、身近な市町村での取組が重要
6 になるため、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングの講
7 師や指導者を養成するとともに、その実施体制づくりや、保護者や家族
8 等に対する支援について助言を行い、地域での体制整備を促していく。

9
10 (思春期支援から一般就労等への円滑な接続)

11 ・障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支
12 援するため、教育課程の充実によりキャリア教育と就労支援を推進し、
13 小・中学校、高等学校に準じて確かな学力の定着を図るとともに、知的
14 障害児童生徒に学びの連続性を重視する教育の推進に取り組む。

15
16 ・障害者が、それぞれの特性に応じて、最も適した働く場へ円滑に移行
17 し、安定して働き続けることができるように就労支援の充実を図ると
18 ともに、農福連携の推進など、障害者の工賃・賃金向上に取り組む。

19
20 ・障害者向け職業訓練の取組を推進し、障害者の職業的自立と雇用の促
21 進に取り組む。

22
23 ・障害者雇用の促進については、関係機関等と連携しながら、企業開拓
24 や定着支援を行うとともに、障害者雇用に関する情報提供や意識啓発、
25 理解促進等を図るなど、障害者が安心して働くことができる環境づく
26 りに取り組む。

27
28 (早期発見・把握)

29 ・乳幼児健診の受診率向上については、各市町村の乳幼児健診受診率や
30 未受診者把握状況、受診率向上の取組等を調査、情報提供し受診率向
31 上支援を継続していく。

32
33 ・市町村における早期発見のための健診・相談体制の充実を図るため、
34 乳幼児健診に携わる保健師を対象とした研修会の開催や、問診票や健
35 診マニュアルの継続的な検討及び、必要な改訂をすること等で、乳幼
36 児健康診査の充実を促進する。

37
38 ・健診後の有所見であった乳幼児のフォロー事業等の促進や早期支援体
39 制の充実を図るため、各市町村における乳幼児健診フォロー事業や親

1 子通園事業等の具体的な取組、心理士の活用等の調査及び情報提供等
2 の支援を行う。

3
4 (インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組の推進)

5 ・インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に向け
6 て、連続性のある多様な学びの場を踏まえた就学支援、個に応じた指
7 導や支援が図られるよう、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫
8 した的確な支援を行うための個別の教育支援計画の作成と活用、交流
9 及び共同学習の推進、教職員の専門性の向上、特別支援教育コーディネーターの養成等に取り組む。

10
11
12 ・特別支援学校においては、地域のセンター機能の充実を図る。

13
14 (障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実)

15 ・障害のある児童生徒に対して、小学校の早い段階からの適切な対応と
16 個別の学習支援など、きめ細かな指導を促進する。

17
18 ・医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の安心・安全な学習環境づくり
19 を推進する。

20
21 ・障害者、青少年をはじめ広く県民が、国内外の優れた文化芸術を鑑賞
22 できる機会を拡充し、文化創造活動の尊さや芸術の感動を体感できる
23 環境づくりに取り組む。

24
25 ・こころの芸術・文化フェスティバル、身体障害者福祉展等の開催を通
26 して、青少年や障害者等の文化活動の活性化に取り組む。

27 28 (5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

29 ①児童虐待防止対策と社会的養護の更なる強化

30 (子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化)

31 ・子育てに困難を抱える世帯を早期から把握し、支援に繋げていくこと
32 が虐待の発生予防となるため、保健師等が子育て家庭を訪問し、相談
33 や情報提供を行い、支援を必要とする家庭に対しては適切なサービス
34 に繋げるよう取り組む。

35
36 ・子育て中の親の孤独感や不安感、負担感を緩和するため、子育て親子
37 の交流や育児に関する相談、情報提供を行う地域子育て支援拠点事業
38 について、市町村の実情に応じて拡充できるよう支援する。

1 ・児童虐待の発生予防・早期発見には児童や保護者と直接関わる関係機
2 関に対し、児童虐待に関する理解を深め、県や市町村への通告義務等
3 に関する共通認識を図る必要があることから、保育所や幼稚園、小学
4 校における職員への研修といった取組を広げていく。

5
6 ・支援が必要であるにも関わらず支援につながっていなかったり見守り
7 が必要な家庭へのアウトリーチを行う各種事業（子育て世帯訪問支援
8 事業等）未実施の市町村に対し、助言等を通じて事業実施に向けた支
9 援を行う。

10
11 ・子育てに困難を抱える世帯の中でも、より専門的な支援が必要な場合
12 には、児童相談所、福祉事務所、保健、医療、教育、警察等の関係機関
13 との連携を図り、支援体制の構築に取り組む。

14
15 (こども家庭センターや要対協等との連携による虐待予防の取組強化)

16 ・虐待の未然防止と早期発見に向けて、要保護児童の適切な保護及び特
17 定妊婦等への適切な支援を図る市町村の要保護児童対策地域協議会の
18 運営支援や子ども家庭総合支援拠点及び母子健康包括支援センターの
19 市町村への設置及びこども家庭センターへの移行を促進する。

20
21 ・市町村の児童相談窓口体制強化に向け、職員の資質向上の観点から児
22 童相談所職員との人事交流や研修を行う。

23
24 ・要保護児童対策地域協議会の活性化や職員の専門性強化については、
25 児童相談所に市町村支援児童福祉司を配置するなどし、支援の充実を
26 図る。

27
28 ・児童や保護者と直接関わる関係機関に対し、児童虐待に関する理解を
29 深め、県や市町村への通告義務等に関する共通認識を図るため、保育
30 所や幼稚園、小学校における職員への研修といった取組を広げていく。

31
32 ・児童虐待問題は社会全体で解決すべき問題であり、毎年11月の児童
33 虐待防止推進月間を中心に、様々な機会を通して広く県民へ周知する
34 取組を行っていく。

35
36 (児童虐待防止対策等の更なる強化)

37 ・児童相談所を中心とした相談支援体制の強化に努めるとともに、市町
38 村や福祉・保健・医療・教育・警察等、関係機関と更なる連携を図り、
39 児童虐待防止対策に取り組む。

1
2 ・児童虐待に迅速かつ的確に対応するために、児童相談所の児童福祉司
3 の増員などによる体制や専門性の強化を図り、機能の充実などに取り
4 組む。

5
6 (予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦への支援)

7 ・若年妊産婦に対しては、母子健康包括支援センターによる子育て支援
8 や若年妊産婦等の居場所づくりを促進するなど、社会的サポートを強
9 化していく。

10
11 ・困難を抱える若年妊産婦について、出産・育児に関する相談・支援、
12 就労や就学支援、ライフプランに関する講座等を開催するほか、妊娠
13 中から継続的に支援するために居場所等を設置し、安定した生活と自
14 立に向けた支援体制づくりに市町村等と連携して取り組む。

15
16 (一時保護所の環境改善、権利擁護の推進)

17 ・児童虐待に迅速かつ的確に対応するために、児童相談所の児童福祉司
18 の増員などによる体制や専門性の強化を図り、機能の充実などに取り
19 組む。

20
21 ・こどもの安心と安全の確保に取り組みつつ、学校への通学の実施など、
22 こども一人一人の状態に合わせた適切な対応を行う。

23
24 ・障害や医療的ケアが必要なこどもの受け入れ体制の整備や、国籍、文
25 化、宗教等による食習慣や日課の違いなどには尊重し対応を行う。

26
27 ・一時保護所の職員に対して、こどもへの権利養護や一人一人に合わせ
28 た適切な対応やケアについての研修を行う。

29
30 ・こどもの意見又は意向を尊重し、こどもの最善の利益を考慮した上で
31 措置や委託等を行うとともに、意見表明等支援員が定期的に訪問するこ
32 とにより、生活における悩みや不満等に関する意見表明の支援を実施す
33 る。

34
35 ・一時保護の適性性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の
36 判断に関する司法審査を導入する。

37
38 (親子関係の再構築支援の推進)

39 ・こどもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に築いていけるよう、

1 虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関
2 係の修復や再構築を目的としたグループワークや個別カウンセリング
3 等を実施する。

4
5 (性被害の被害者となったこどもの精神的・身体的な負担軽減の推進)

6 ・沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおいては、性暴力被害
7 者に対し、被害直後からの総合的支援（産婦人科医療、相談・カウンス
8 リング等心理的支援、操作関連の支援法的支援等）を可能な限り一か
9 所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の
10 回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害者の潜在化防止に取
11 り組む。

12
13 ・性暴力被害者支援を行う関係機関の従事者に対し、被害に遭われた方の
14 心情や適切な対応等について理解を深めるとともに、被害者が安心して
15 相談できる支援体制の構築ができるよう研修を実施する。

16
17 ・性被害を受けたこどもの心理的な負担の軽減及び、暗示・誘導・教唆・
18 強要・報酬呈示等の情報汚染なしに、こどもから自発的に事情を聞き
19 取るため、検察、警察と連携し、被害確認面接の実施に取り組む。

20
21 ・児童相談所職員に対して被害確認面接についての研修を行い、被害確認
22 面接を実施することができる職員を養成していく。

23
24 (こども家庭福祉分野における人材、体制の強化)

25 ・新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得の
26 ための研修受講支援に取り組むとともに、児童相談所やこども家庭セ
27 ンター等への資格取得者の配置促進に取り組む。

28
29 ・児童相談所の業務の効率化及び職員の負担軽減のために、児童相談シス
30 テムの改修やタブレット端末等を活用した相談対応、関係機関とのオ
31 ンライン会議等、児童相談業務の ICT 化を進めていく。

32
33 ・虐待によって児童がその心身に重大な被害を受ける事例が生じないよ
34 う、重大事例の検証と再発防止に向けた取組を進める。

35 36 ②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

37 (養育環境の改善、養子縁組の支援)

38 ・家庭での養育が困難なこどもが、できる限り家庭的な環境で、安心し
39 た人間関係の下で生活出来るよう、里親支援については、里親等の新

1 規開拓、研修・トレーニング、相談支援、相互交流等の包括的な支援を
2 担う里親支援センターの設置に取り組み、児童相談所や里親会、児童
3 家庭支援センター等と連携し、支援体制の充実、強化を図る。

- 4
5 ・養子縁組については、民間の養子縁組あっせん機関の取組・運営を支
6 援し、養子縁組制度の更なる活用を促進する。

7
8 (里親やファミリーホームの確保・充実)

- 9 ・家庭での養育が困難な子どもが、できる限り家庭的な環境で、安定し
10 た人間関係の下で生活出来るよう支援を行う。

- 11
12 ・里親やファミリーホームの確保・充実を図るため、里親支援センター
13 の設置を行い、新規開拓、研修・トレーニング、相談支援、相互交流等
14 の包括的な支援を行い、児童相談所や里親会、児童家庭支援センター
15 等と連携し、支援体制の充実、強化を図る。

16
17 (児童養護施設等の小規模化・地域分散化、多機能化・高機能化の推進)

- 18 ・施設の小規模かつ地域分散化については、各施設が策定する人材確保
19 や施設整備等の計画（高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地
20 域分散化計画）及び県が策定する社会的養育推進計画に沿い、移行が
21 可能な施設から順次進めていく。

- 22
23 ・児童養護施設の多機能化・高機能化の推進については、要保護児童数
24 や専門的なケアを必要とするこどもの状況、機能見直し等の動向を踏
25 まえ、必要な施設設備、人材の確保、職員の専門性の向上を図るための
26 研修体制の整備に取り組む。また、心理的・精神的問題を抱えるこども
27 たちに、生活支援を基盤とした心理治療を行う、児童心理治療施設に
28 よる専門的な支援体制の構築及び強化を図る。

- 29
30 ・家庭及び地域支援体制の構築を図るため、現在児童相談所の補完的役
31 割を担う目的で県内3か所（名護市・宮古島市・沖縄市）に設置されて
32 いる児童家庭支援センターにおいて、児童に関する家庭その他からの
33 相談、市町村の求めに応じた技術的助言、里親家庭等への支援を行う。

- 34
35 ・県内3か所に設置されている母子生活支援施設については、家庭養育
36 の支援を実践してきた施設であり、母子を分離せずに支援ができるこ
37 とを踏まえ、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知を図る。

1 (社会的養護の下にあるこどもの権利保障やこどもの意見の尊重)

2 ・こどもの権利利益の擁護及びこどもが健やかに成長することができる
3 社会の実現に資する取組を進めるとともに、こどもの最善の利益を優
4 先して社会的養育の推進に取り組む。

5
6 ・被措置児童等虐待に関する通告やこどもからの届出の受付、通告等が
7 あった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等を定め
8 たガイドラインに基づき、適切な対応を取ることができる体制の整備
9 に取り組む。

10
11 ・施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進すると
12 ともに、平成24年度から義務化された第三者評価の受審を進めていく。

13
14 ・児童相談所や児童養護施設等から独立した立場にある意見表明等支援
15 員（アドボケイト）が、定期的に訪問すること等により、こどもの意見
16 を形成し表明することを支援する体制を構築していく。

17
18 (社会的養護経験者の自立支援の推進)

19 ・こどもの最善の利益を優先した社会的養育を推進し、児童養護施設等
20 の退所者や里親への委託が解除された児童に対する自立支援や相談支
21 援に取り組む。

22
23 ・児童養護施設等に措置された児童が、退所までに生活に必要な基本的
24 な知識と経験が得られるよう、自立に向けた支援体制整備に取り組む。

25
26 ・児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育
27 て、その適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業
28 指導を行うとともに、退所児童へのアフターケアとして就労及び自立
29 に関する相談支援を行う職業指導員の配置を拡充する。

30
31 ・退所後も引き続きこどもを受け止め、社会的に自立できるよう継続的
32 な支援に取り組む。

33
34 ・社会的養護自立支援拠点事業の支援コーディネーターが中心となり、
35 措置解除予定の児童に対しそれぞれに必要な支援を継続支援計画で定
36 め、措置解除後に包括的な支援を実施する。

37
38 ・児童養護施設等を退所し、大学等へ進学又は就職した者等の安定した
39 生活基盤の構築及び円滑な自立を支援するため、生活費、家賃及び資

1 格取得費用の貸付を行う。

2
3 ・児童養護施設等を退所し、大学等へ進学する者に対する給付型奨学金
4 を充実するとともに、進学後も学業に専念できるよう生活や就学に関
5 する相談を行う相談室を設け寄り添い支援を行う。

6
7 ・児童養護施設等を退所する者が安心して就職、進学、アパートを賃借
8 することができるよう、身元保証人の確保を図る。

9
10 ・児童養護施設等の退所児童の自立を支援するために、退所児童等で構
11 成する団体の活動支援や、18歳以上で継続した支援が必要と認められ
12 る児童に対する措置延長の実施、その他退所児童が必要な時に必要な
13 社会資源を活用できるよう、相談体制の充実を図る。

14
15 ・自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援な
16 ど、児童養護施設の退所児童等のアフターケアを推進する。

17
18 ・社会的養護の経験はないが虐待経験がありながらもこれまで公的支援
19 につながらなかった若者等についても支援の対象として位置付け、支
20 援に取り組む。

21 22 ③ヤングケアラーへの支援

23 ・年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うヤングケアラ
24 ーについては、早期に発見し、適切な支援につなげるため、関係機関職
25 員向け研修の実施やヤングケアラー・コーディネーターの配置促進、SNS
26 を使った相談窓口の設置に取り組む。

27
28 ・困難を抱える子どもまたは家庭を訪問し、家庭の状況等に応じて必要
29 支援につなぐための寄り添い支援に取り組む。

30 31 (6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

32 ①こども・若者の自殺対策

33 (自殺総合対策大綱に基づく取組の着実な推進)

34 ・地域における自殺対策力の強化を図るため、地方公共団体、関係団体、
35 民間団体等と緊密な連携を図り、自殺を考えている人へ個々のニーズ
36 に応じたきめ細かな相談支援等に取り組む。

37
38 (自殺予防教育の推進、リスクの早期発見)

39 ・健康づくり副読本「こころのタネ」の活用をはじめ、自分や周りの人

1 が困難・ストレスに直面した時の対処方法を身につける等、SOS の出し
2 方に関する教育の推進に取り組む。

- 3
4 ・1人1台端末の活用による健康観察での自殺予兆の把握を行い、適切
5 な支援を行うための支援体制の構築、個別的・継続的な支援を行う。

6
7 (相談体制の整備、専門家による予防対応)

- 8 ・いじめ、暴力行為、不登校等の問題に適切に対応するため、スクール
9 カウンセラー等の配置・活用、こどもがいつでも不安や悩みを打ち明
10 けられる24時間こどもSOSダイヤル、SNSを活用した相談体制等の充
11 実を推進する。

- 12
13 ・児童生徒の内面を理解して適切な対応や指導が出来るよう、またこど
14 もの自殺の危険因子等の共通理解を促すため、ゲートキーパー養成講
15 座等、教職員等に対する研修や普及啓発等を行う。

- 16
17 ・soraeの運営、地域若者サポートステーション事業と連携し、切れ目
18 のない支援に取り組む。

19
20 (遺されたこどもへの支援)

- 21 ・児童生徒の継続的な心のケアのためのスクールカウンセラー等の配置
22 や教職員等への研修、自死遺児の一時保護や社会的擁護のための施設
23 を整備し、自死遺族が回復するための支援体制の整備に取り組む。

24 25 ②こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

- 26 ・携帯電話等のインターネットの適切な利用の普及に努め、有害情報や
27 SNS等による性被害から青少年を守るとともに、出会い系サイト規制
28 法・青少年インターネット環境整備法等の周知を図るため、広報啓発
29 活動を推進する。

- 30
31 ・SNS等による青少年の被害実態を的確に把握し、相談活動を推進する
32 とともに、パソコンや携帯電話等の機器では、フィルタリングを利用
33 するなどして、SNS等に絡む性被害などを防止する。

34 35 ③こども・若者の性犯罪・性暴力対策

36 (被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等)

- 37 ・沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおいて、性暴力被害者
38 に対し、被害直後からの総合的支援(産婦人科医療、相談・カウンセリ
39 ング等心理的支援、操作関連の支援法的支援等)を可能な限り一か所で

1 提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を
2 図るとともに、警察への届出の促進・被害者の潜在化防止に取り組む。
3 (再掲)

4
5 ・相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすい SNS 等の活用を
6 推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進す
7 る。

8
9 (学校や園における生命 (いのち) の安全教育)

10 ・生命 (いのち) の安全教育として「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」
11 の「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」の一環として、
12 こどもを性暴力の当事者にしないための「生命 (いのち) の安全教育」
13 の推進に取り組む。

14
15 (こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み (日本版 DBS) の導入)

16 ・こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認 (日本版 DBS) の導入に向けて、
17 国における議論を踏まえ、県警本部等との連携強化を図り、こどもの安
18 全の確保をより確実なものとするよう、こども・子育て関連業務従事者
19 の性犯罪歴等確認の仕組みやガイドラインの制定を行うなど、市町村等
20 と連携して取り組む。

21
22 ・導入された場合においては、関係法令の規定に基づき公立学校の教員等
23 について犯罪事実確認を行い、児童対象性暴力等を行うおそれがある教
24 員等が教育の業務に従事することがないよう適切な配置を行う。

25 26 ④犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

27 (有害環境対策の推進)

28 ・有害図書、有害ビデオ等について、青少年に対する販売、配布、交換、
29 貸与・閲覧の防止に取り組むとともに、刃物などの有害機器類等の自
30 主規制を事業者に対し要請する。

31
32 ・興行場、遊戯場、カラオケボックス、ゲームセンター、インターネット
33 トカフェ、漫画喫茶等への立入指導を実施するとともに、自動販売機・
34 貸出機 (酒、たばこ、有害図書、有害ビデオ等) 設置者に対する自主規
35 制を要請する。

36
37 ・危険ドラッグ等の薬物による健康被害や事故等を未然に防止するため、
38 薬物乱用防止教室や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等を通じて、薬物の
39 危険性や違法性に関する知識の普及啓発を図るとともに、特定商取引

1 法に基づく危険ドラッグ等の通信販売サイトの情報提供を関係機関に
2 行う。

3
4 (交通安全対策、防災対策、製品事故防止等の推進)

5 ・地域安全対策については、犯罪情勢に即した県民への情報提供及び啓
6 発活動のほか、自主防犯ボランティア団体への支援や関係機関と連携
7 した防犯ネットワークの整備など犯罪の抑止活動に取り組む。

8
9 ・高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所及び児童館等に
10 通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等における歩道整
11 備や、交通安全施設整備を推進する。

12
13 ・生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン 30」等の車両速度の抑
14 制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進する。

15
16 (発達の程度に応じた安全教育の推進、こどもの安全に関する周知啓発)

17 ・こども・若者自身が、犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自
18 分や周囲の人の身を守る能力を身につけられるよう、学校安全研修会
19 等の開催や学校安全指導者の養成等により、生活安全・交通安全・災害
20 安全等の安全教育の推進に取り組む。

21
22 ・犯罪被害者等が抱える精神的、身体的、経済的被害等の困難な状況の
23 負担軽減及び早期被害回復に向けて、国、県、市町村、民間支援団体、
24 その他犯罪被害者等への支援に係る機関と連携した支援活動及び
25 支援内容等に関する広報啓発活動を推進し、犯罪被害者等の人権を尊
26 重し、権利の保護に取り組む。

27
28 ・沖縄県犯罪被害者等支援条例に基づき、効果的な支援施策等の充実に
29 取り組む。

30 31 ⑤非行防止・自立支援

32 (非行防止、非行等に及んだこども・若者や家族への相談支援、自立支援)

33 ・再犯防止に向けては、不安定な就労が課題であり、就労の機会を確保
34 し、生活基盤を安定させることが重要であることから、長期未就労、コ
35 ミュケーション難などの様々な困難に直面し、本人の力だけでは個々
36 の支援策を的確に活用して自立することが難しい求職者に対しては、
37 専門の相談員が個別的・継続的な支援を行い、相談者の就労に繋げる
38 取組を行う。

- 1 ・一定の住居を持たない生活困窮者に対しては、宿泊場所の供与、食事
2 の提供及び衣類等日常生活を営むに必要な物資の貸与又は提供を行う。

3
4 (学校や警察等地域の関係機関等との連携)

- 5 ・県警察においては、犯罪行為等で検挙された少年や飲酒・深夜はいか
6 い等の不良行為により補導された少年とその保護者等に対し、継続的
7 な面接による助言・指導等を実施するほか、スクールサポーターや少
8 年警察ボランティア等と連携した学習支援、就労支援、スポーツや農
9 業体験などを通じた少年の立ち直り支援活動、少年の健全育成に向け
10 た社会機運の醸成等に取り組む。

11
12 (矯正教育や自立支援、就労支援の充実)

- 13 ・沖縄少年院及び沖縄女子学園においては、矯正教育として、就労に必要
14 な知識及び技能の習得のための職業指導や、有用な資格の取得を目指す
15 講座の実施、就労支援スタッフを配置し、在院者に就労に関する助言や
16 指導を個別に行うほか、出院までに就労先が内定できるようハローワー
17 クと連携した就労支援に取り組む。

- 18
19 ・更生保護施設においては、生活や就労に関するアドバイスを行うほか、
20 SST(社会生活技能訓練)で困難な場合に直面した場合の対処法を身につ
21 ける訓練や、退所後の一人暮らしを見据えた料理教室を実施する等の自
22 立支援に取り組む。

23
24 (保護観察対象となったこども・若者に対する処遇の強化)

- 25 ・那覇保護観察所においては、保護観察中の中学生や高校生が在学する
26 学校と連携するとともに、保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プロ
27 グラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運
28 転防止プログラムの実施や少年、女性、精神障害、暴力団関係など様々
29 な特性に応じた個別処遇を行うなど再犯防止に取り組む。

30
31 (非行や犯罪に及んだこどもを見守る社会機運の向上)

- 32 ・犯罪をした者等が地域社会において孤立することなく、地域の理解を
33 得て、再び地域社会を構成する一員となれるよう、社会を明るくする
34 運動や沖縄更生保護大会など矯正施設、更生保護関係機関等が主催す
35 る運動等への参加を通して、罪を犯した人の更生等に対する県民の理
36 解醸成に取り組む。

2 ライフステージ別の重要施策

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

(妊娠・出産に関する正しい知識の普及、相談体制の強化)

・家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、女性健康支援センターにおいて相談指導を行う。(再掲)

・全ての市町村において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する母子健康包括支援センターを設置できるよう支援するとともに、センター機能の充実のため、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターやセンターの運営に関わる関係者等の人材育成に取り組む。

・妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、定期的な妊婦健康診査の受診促進、妊娠期に必要な14回分の健診が公費で受けられることについて周知するなど、安心して妊娠・出産ができる環境を整備し、妊娠中における母体の健康の保持増進を図る。

・こどもを望む夫婦が適正な治療等を受けられるよう、不妊専門相談センターにおける相談の実施や治療費の一部助成を行うことで、精神的、経済的負担の軽減を図る。

(地域の周産期医療体制の確保、医療と母子保健との連携推進)

・周産期保健医療協議会及び周産期医療関係者研修会を開催するとともに、周産期母子医療センターへ支援を行うなど、周産期医療体制の充実強化を図る。

・生後4か月までの乳児のいる家庭へ保健師等による全戸訪問により、子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳幼児及びその保護者等の心身の状態及び養育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行う市町村の取組を支援する。

・養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげる観点から、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の訪問支援者等に対する研修の充実を図る。

・児童及び妊産婦に対し、市町村の区域ごとに置かれた民生委員・児童委員により、その生活及び取り巻く環境を適切に把握し、ニーズに応

1 じた福祉サービスの情報提供、その他の相談・支援を行う。

2
3 (産前産後の支援の充実及び体制強化)

4 ・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、
5 養育に関する相談、指導、助言等を行う市町村の取組を支援する。

6
7 (こども家庭センターによる切れ目のない支援)

8 ・市町村において母子保健、児童福祉、子育て等各担当職員及び関係機
9 関等との連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支
10 援の充実が図れるよう母子健康包括支援センターや子ども家庭総合支
11 援拠点の設置及び母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を
12 行う「こども家庭センター」への移行を支援する。

13
14 ・センター機能の充実のため、同センターで中核的な役割を担う母子保
15 健コーディネーターやセンターの運営に関わる関係者等の人材育成に
16 取り組む。

17
18 (若年妊産婦等への支援)

19 ・若年妊産婦を含む妊娠・出産期に困難を抱える保護者に対する支援の
20 充実を図り、安定した生活基盤の構築及び自立の支援に取り組む。

21
22 ・困難を抱える若年妊産婦について、出産・育児に関する相談・支援、
23 就労や就学支援、ライフプランに関する講座等を開催するほか、妊娠
24 中から継続的に支援するために居場所等を設置し、安定した生活と自
25 立に向けた支援体制づくりに市町村等と連携して取り組む。(再掲)

26
27 ・身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必
28 要な支援を受けられるよう、アウトリーチや SNS 等を活用した相談支
29 援や、産婦人科等への同行支援などを実施する。

30
31 (新生児マススクリーニングや乳幼児検診等の推進)

32 ・市町村が実施する乳幼児健康診査の結果や未受診状況を踏まえ、支援
33 が必要な家庭を早期に把握し、保育所等関係機関と連携を図るなど、
34 適切な対応が行える取組を推進する。

35
36 ・乳幼児健康診査は、健診自体が支援の一つであるとともに、その親子
37 が支援が必要かどうかを知ることのできる大事な機会となることから、
38 未受診者を一人でもなくすための未受診者対応マニュアルの整備を行
39 う。

1
2 ・乳幼児健診の担当者研修会の開催や県内で出生した全新生児を対象に
3 先天性代謝異常等検査を実施することで、異常の早期発見と早期治療
4 に向けた体制構築に取り組む。

5
6 ・聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る
7 推進体制を整備する。

8
9 ・先天性代謝異常等を早期に発見するマススクリーニング検査の対象疾
10 患拡充に向け、関係機関と連携し体制構築を図る。

11
12 **②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実**
13 (幼児期までのこどもの育ちに係る取組推進)

14 ・全てのこどもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、こども
15 の発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育を提供する。

16
17 ・多様な保育ニーズに対応するため、こどもを安心して育てることがで
18 きる環境整備に取り組む。

19
20 ・乳幼児の健全な発育・発達を図る観点から、保育や医療に係る経済的
21 負担を軽減する。

22
23 ・私立幼稚園においては午後の預かり保育等を支援するとともに、公立
24 幼稚園においては、預かり保育事業の充実を図る支援や入園を希望す
25 る全ての満3歳児から5歳児までの幼児教育の促進に取り組む。

26
27 (待機児童対策の推進、地域の身近な場を通じた支援の充実)

28 ・待機児童が生じることのないよう、市町村と連携し保育士の確保及び
29 認可外保育施設を含めた保育の質の向上を図り、誰もがこどもを安心
30 して生み育てることができる環境づくりに取り組む。

31
32 ・多様化する就学前の子どもの教育・保育のニーズに適切・柔軟に対応
33 することを目的とする認定こども園については、市町村と連携しなが
34 ら制度の周知を図ることとし、利用希望者数を踏まえた施設整備の支
35 援、認可・認定を行う。

36
37 ・多様な保育ニーズに対応するため、市町村において実施している育児
38 相談や、夜間保育所、延長保育、預かり保育、地域型保育事業など地域
39 の実情に応じた保育サービスを支援するとともに、保護者が安心して

1 子育てができる環境整備に取り組む。

2
3 ・各市町村の預かり保育の現状を踏まえ、幼稚園型一時預かり事業のニ
4 ーズや実施状況及び幼稚園型一時預かり事業の実施状況や環境整備な
5 どの実態を把握しつつ、各市町村の実情に応じた預かり保育の拡充と、
6 預かり保育の質の向上を促す。

7
8 ・病児保育については、地域の実情に応じた市町村の取組を支援するこ
9 とにより、低所得世帯を含む全てのこどもが必要なサービスを受けら
10 れるよう取り組む。

11
12 (幼稚園、保育所等に通っていないこどもへの支援)

13 ・幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況
14 について、市町村、教育委員会、関係機関と協力し、不就学児の状況を
15 把握し、必要な保育・子育て支援サービスの利用に繋げる。

16
17 ・社会的な支援の必要性の高い子どもとその家族には、その状況に応じた
18 支援を身近な地域において受けられるよう、支援体制の確保を図る必要
19 があり、保護者における子育ての第一義的な責任に配慮しつつ、児童虐
20 待防止に取り組み、必要な子どもには社会的養護を提供し、可能な限り
21 家庭的な環境で養育する体制の充実を図る。

22
23 ・幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもについ
24 ては、市町村の実施する一時預かり事業を利用する可能性が大きいこと
25 から、このようなこどもの把握を支援する観点から、市町村における当
26 該事業の実施を支援していく。

27
28 ・県における児童相談所等の関係機関で、いずれにも通っていないこども
29 を把握した際には、市町村と連携して対応に努める。

30
31 (幼児教育・保育の質の向上)

32 ・幼稚園において、幼稚園教育要領に基づき、幼児の様子や成長の姿、
33 子育てに関する情報交換を、保護者会だけでなく降園時の機会や連絡
34 帳、園だより等を活用して発達の様子を伝え合い、幼児の家庭や地域で
35 の生活を豊かにし、健やかな成長を確保していくため、幼児期の教育
36 センターとして役割を果たし、子育ての支援に努めていくよう促進す
37 る。

38
39 ・保育所において、保育所保育指針に基づき、こどもへの尊厳を持って

1 養護と教育が一体となった保育を営み、こどもの健康及び発育発達状
2 態について理解を深めるとともに、こどもと保護者の安定した関係に
3 配慮し、保護者の養育力の向上に資するなど、適切に支援を行えるよ
4 う促進する。

5
6 ・幼保連携型認定こども園において、幼保連携型認定こども園教育・保
7 育要領に基づき、園児の健康状態や発育及び発達の状態について必要
8 な把握を行うとともに、園児の保護者に対する子育ての支援について、
9 園児の送迎時の対応、会合や行事など日常の教育及び保育に関連した
10 様々な機会を活用した実施を促進する。

11
12 ・認可外保育施設保育サービス向上事業を活用した認可外施設の認可化
13 移行を促進するとともに、認可外保育施設を含めた幼児教育・保育の
14 質の向上に取り組む。

15
16 ・ICT の活用等により保育士の業務負担の軽減や保育の質の向上を図る
17 など保育所等の ICT 化を進める。

18
19 (質の高い幼児教育・保育の保障、小学校教育との円滑な接続改善)

20 ・こどもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供にあたって
21 は、地域ニーズに応じた提供体制の確保策を市町村と連携して取り組
22 む。

23
24 ・県や市町村においても教育委員会と福祉部局の連携を密にし、公私の
25 別や施設類型問わず全ての幼児教育施設を対象とした研修等を充実す
26 る。

27
28 ・認定こども園の設置に伴い、幼児教育と小学校教育の接続の構築に努
29 めるよう県や市町村においても教育委員会と福祉部局の連携を密にし
30 ていくことで、全ての幼児教育施設が小学校へと連携が図れるよう努
31 める。

32
33 ・こどもの発達と学びの連続性を確保するため、市町村に対して、保幼
34 こ小合同研修会等の開催を促すなど、幼児教育施設同士や小学校との
35 連携を図り、小学校への円滑な接続を推進する。

36
37 ・質の高い教育・保育を総合的に提供するために、教育委員会・福祉部局
38 が、緊密な連携を図りながら「沖縄型幼児教育」の構想をいかし、公立
39 幼稚園及び公立幼稚園から移行した認定こども園を結節点とした保幼

1 こ小の連携体制の構築を推進していく。

2
3 ・「沖縄型幼児教育」の構想で提唱された良さを活かし、公立幼稚園に限
4 らず、認定こども園へ移行しても結節点となり様々な教育・保育施設
5 及び地域型保育事業者間の連携を図ることで、こどもたちの発達の連
6 続性が保障できるような取組を推進していく。

7
8 ・教育委員会・福祉部局も緊密に連携を図りながら、こども一人一人の
9 育ちをつなぐ連携のあり方や、発達段階に応じた教育・保育内容の工
10 夫に関する情報交換、幼児同士の交流など、様々な教育・保育施設及び
11 地域型保育事業者が連携し、質の向上を図るため、市町村の現状を踏
12 まえた上で取組を支援していく。

13
14 (保育士等の人材育成・確保・処遇改善)

15 ・法定研修や各種研修会等により、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭へ、
16 幼稚園教育要領・保育所保育指針等の十分な理解を進め、園内研修の
17 実施等、専門性の向上を図るための取組を促す。

18
19 ・乳幼児期から学童期までの教育・保育のねらいを系統的に整理したも
20 のをもとに作成した教育課程や指導計画編成の手引きを提供し、教育・
21 保育施設の質の向上を図る。

22
23 ・保育士資格取得者数の増加に必要な支援策を実施する他、保育士養成
24 施設の新規卒業者、潜在保育士の確保施策、保育教諭確保のための特
25 例措置に関する支援を行うなど、従事者の養成、確保を図る。

26
27 ・特に、待機児童の解消を図るためには、保育士の人材確保が重要であ
28 ることから、市町村や保育事業者が行う保育士の人材確保について積
29 極的に支援していく。

30
31 ・保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことが
32 できるよう、保育事業者が行う処遇改善の状況を把握し、より効果的
33 な支援策を検討していく。

34
35 ・従事者の確保、定着にあたっては、引き続き、国、市町村等関係機関
36 と連携し、給与等の処遇改善、労働環境改善等の施策を実施する。

37
38 ・特定教育・保育等を行う者の資質向上を推進するため、研修事業等を
39 実施する。

1
2 ・研修事業等の実施にあたっては、教育委員会及び養成施設、大学等関
3 係機関の連携・協働による研修等の充実策を講じるほか、市町村の保
4 育者育成指標の活用や改善に向けた支援を行う。

5
6 ・幼児教育施設における園内研修への指導助言や市町村における研修会
7 の計画的開催等、乳幼児期の教育・保育の充実へ向けた体制づくりを
8 促す。

9
10 ・オンラインやオンデマンド配信活用など、保育者が研修会に参加しや
11 すい工夫等を促進していく。

12
13 ・特定教育・保育等を行う事業者等の関係機関、市町村と連携して、養
14 成施設新卒者、潜在保育士等の就労支援施策を実施していく。

15
16 ・従事者の確保、離職防止にあたっては、引き続き、国、市町村等関係
17 機関と連携して、保育士等を目指す学生に対する支援、従事者の給与
18 等の処遇改善、労働環境改善等の施策を実施する。

19 20 (2) 学童期・思春期

21 ①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

22 (公教育の再生、学校生活の更なる充実)

23 ・本県が発展する最大の拠り所は‘人’であり。将来進むべき方向性を見
24 据え「‘人’こそが最大の資源」との考えを共有し、次代を担う若い
25 世代を育成していくことは、本県の将来の発展にとって極めて重要で
26 あり、教育現場においては、「生きる力」を育むため、確かな学力、豊
27 かな心、健やかな体の3つの柱が示されている。こどもたちが夢と志
28 を持ち、可能性に挑戦するために必要な「生きる力」を育むため、確
29 かな学力を身に付ける学校教育の充実、豊かな心と健やかな体を育む学
30 校教育の推進、個性を伸ばし自立に向けた資質・能力を伸ばす教育の
31 推進及び時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進に取り組む。

32
33 (個別最適な学びと協働的な学びの一体的推進、学習機会と学力の保障)

34 ・社会変化の著しい現代において、新たな時代を創るために必要とされ
35 る資質・能力を育むためには、個別最適な学びと協働的な学びの一体
36 的な充実に取り組み、主体的・対話的で深い学びを実現することによ
37 り、児童生徒一人ひとりが基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習
38 得し、確かな学力を身に付けることが重要であり、学校教育において
39 自ら学び自ら考える力を育み、学力を保障するため、少人数学級の推

1 進や、日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を行い、児
2 童生徒一人ひとりに応じた指導の充実に取り組む。

3
4 ・実践的な研修で教師の授業力の向上を図るとともに、研修で得た指導
5 方法等を他の教師へ波及させることにより、全校体制で児童生徒の学
6 力向上に取り組む。

7
8 ・全ての児童生徒の学力が保障されるよう、学校訪問等を通じた学校へ
9 の授業改善の助言や、デジタル教材活用等を含む1人1台端末の効果
10 的な活用法についての情報提供等を行う。

11
12 ・「自立した学習者」の育成に向けた指導体制や指導方法の確立に向け、
13 市町村教育委員会と連携し計画的・継続的な学校支援を行う。

14
15 ・全ての教員が「主体的・対話的で深い学び」を実現し、児童生徒の学
16 びに対する主体性を高め、「自立した学習者」としての育成を図る。

17
18 ・学校の状況に応じて、県立高校において学習支援員を配置し、個々に
19 応じたよりきめ細かい指導を行い、確かな学力の定着を図る。

20
21 ・グローバル化の進展や技術革新等により、社会構造や雇用環境は大き
22 く変化し、予測が困難な時代となっている。これからの変化の激しい
23 社会を生き抜くためには、個性や創造性を発揮して、たくましく生き
24 る力を身につけ、夢や志、豊かな心を持ちつつ、社会の激しい変化に対
25 応して、主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造でき
26 る力を育てていくことが重要であり、社会の変化を受けた教育の内容
27 や方法の変化にも、柔軟に対応していく必要がある。こどもたち一人
28 ひとりが自らのよさや可能性に気づき、自己実現を目指すとともに、
29 これからの社会をよりよいものとする、社会の持続的な発展を支える
30 担い手となるよう、「生きる力」を育む学校教育の充実、多様な能力を
31 育て、力強く未来を拓く人づくりに取り組む。

32
33 (コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進)

34 ・部活動指導員を派遣するなど、運動部活動の適正化及び競技力の向上
35 に取り組むとともに、水泳・武道・ダンスの授業に対する、地域におけ
36 る実技指導協力者の派遣など運動に親しむ環境づくりに取り組む。

37
38 ・学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子
39 どもたちを育むための仕組みである「コミュニティ・スクール」と、幅

1 広い地域住民や企業・団体等の参画により、子どもたちの成長を支え
2 地域を創生する活動「地域学校協働活動」を一体的に推進する市町村の
3 取組を支援する。

4
5 ・地域住民等の参画を得て、小中学校等において放課後や週末等に余裕
6 教室を活用し、児童生徒の安全・安心な活動拠点（放課後子ども教室）
7 をつくる市町村の取組を支援する。

8
9 ・児童生徒が抱える課題等の解決に向け、学校と地域が一体となった取
10 組が進められるよう、市町村におけるコミュニティ・スクールと地域
11 学校協働本部の設置を促進し、地域による学習支援や家庭教育支援等
12 の一層の充実を図る。

13
14 (部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行)

15 ・部活動の地域連携に向けて、部活動指導員を派遣するなど、運動部活
16 動の適正化及び競技力向上に取り組むとともに、地域クラブ活動への
17 移行に向けた体制づくりに取り組む。

18
19 (道徳教育や情報モラル教育の推進)

20 ・道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用し、平和教育に取り
21 組む。

22
23 (体育授業の充実、こどもの体力向上)

24 ・体力向上に向けては、体育指導者の資質向上に資する研修会の実施、
25 各学校への体育実技指導者の派遣、小学校体育科指導コーディネータ
26 ーや小学校体育専科の配置のほか、研究指定校の設定など、学校にお
27 ける体力向上等に取り組む。

28
29 (養護教諭の支援体制推進、学校保健の推進)

30 ・こども達が規則正しい生活習慣を身につけ、心豊かで健やかに成長して
31 いけるよう、学校及び教育機関においては、早寝・早起き・朝ご飯運動
32 等を展開する。また、養護教諭研修会の実施や、歯科保健教育の推進に
33 取り組む。

34
35 ・関係機関が一体となり、薬物乱用防止教育や地域に根ざした薬物乱用防
36 止啓発活動に取り組むとともに、薬物密売組織及び末端乱用者への対策
37 を徹底し、薬物依存・中毒者の治療と社会復帰を進め、併せて家族への
38 支援の充実強化等に取り組む。

1 ・薬物乱用防止教育を推進する保健主事、保健体育教諭、養護教諭の資質
2 向上を図るための研修会や専門家による薬物乱用防止教室の開催に取り
3 組む。

4
5 (学校給食の普及・充実や食育の推進、学校給食無償化の課題整理等)

6 ・学校教育指導者、栄養教諭等に対する研修会等の実施や、学級担任、栄
7 養教諭等を中核に家庭や関係団体と連携・協働した食育に取り組む。

8
9 ・子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、中学校の給食費無償化に取り
10 組む市町村を支援していく。

11 12 ②居場所づくり

13 (多様なこどもの居場所づくりの推進)

14 ・こどもが健やかに成長できる環境の整備に向けて、地域、学校、市町
15 村、各種団体等と連携し、多様な居場所の形成などこどもを地域全体
16 で見守り支援する拠点の形成と拡充に努め、効果的な支援や環境づく
17 りに取り組む。

18
19 ・多子世帯への支援や児童館等の整備を促進すること等により、多様な
20 こども・子育て環境の充実に取り組む。

21
22 ・こどもの居場所の運営者同士や関係機関等との連携強化、こども支援
23 に協力する企業とのネットワークづくりを推進し、居場所づくりの効
24 果的・効率的な実施につなげる。

25
26 ・こども一人ひとりに寄り添って支援を行う安全・安心なこどもの居場
27 所づくりを推進する。

28
29 ・地域住民等の参画を得て、小中学校等において放課後や週末等に余裕
30 教室を活用し、児童生徒の安全・安心な活動拠点（放課後子ども教室）
31 をつくる市町村の取組を支援する。（再掲）

32
33 ・研修等の実施により児童生徒の安全・安心な活動拠点（放課後子ども
34 教室）人材育成・確保に取り組む。

35
36 ・地域の実情に応じ、児童館職員の資質向上に関する取組を支援する。

37
38 (放課後児童対策)

39 ・低所得世帯を含む全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことが

1 できる居場所を確保するため、市町村と連携し、学校施設など公的施
2 設を活用した放課後児童クラブの設置を促進する。

3
4 ・公的施設を活用した放課後児童クラブの施設整備や運営費等に対する
5 支援を推進し、待機児童の解消、利用料の低減などに取り組む。

6
7 ・本県は、公的施設活用の割合が低く、土地や建物の賃借料負担により
8 保育料が他県よりも高くなっていることから、市町村や関係機関と連
9 携し、小学校や児童館等の公的施設を活用した放課後児童クラブの計
10 画的・効率的な整備促進等に取り組む。

11
12 ・放課後児童支援員については、担い手が少なく、人材確保が課題とな
13 っていることから、支援員の処遇改善やキャリアアップの推進に取り
14 組む。

15
16 ・「放課後児童対策パッケージ」等を踏まえ、放課後子ども教室との一体
17 型の推進や学校施設の積極的な活用を図る。

18 ③小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

19 (小児医療体制の充実)

20
21 ・小児科医師や看護師による夜間の「子ども医療電話相談事業(＃8000)」
22 を実施し、小児患者の保護者の不安軽減や救急医療機関の負担軽減を
23 図る。

24
25 ・医療的ケア児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、保健、
26 医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき協働
27 する総合的な支援体制を構築することが重要であることから県及び各
28 圏域においては、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が
29 連携を図るための協議の場を設置し、支援体制の構築に向けて取り組
30 む。(再掲)

31
32 ・市町村における協議の場の設置については、早期設置が図られるよう
33 市町村と連携を図っていく。(再掲)

34
35 ・医療的ケア児及びその家族等を総合的に支援する沖縄県医療的ケア児
36 支援センターを拠点に、相談支援や情報提供、関係機関との連絡調整
37 等に取り組む。(再掲)

38
39 ・医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村が配

1 置するコーディネーターの養成に努める。(再掲)

2
3 ・常時介護や医療的ケアが必要な障害児等について、在宅で介護を行う
4 家族の負担を軽減し、安心して生活ができるよう、レスパイト支援等
5 の充実に努める。(再掲)

6
7 ・保育所等において医療的ケア児の受入を可能とするための体制を整備
8 し、医療的ケア児の地域生活支援の向上に努める。(再掲)

9
10 (性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進)

11 ・子ども達の性に関する悩み等への相談支援及び居場所職員への保健に
12 関する研修等を実施する。

13
14 ・本県は、10代の出産率は全国より高い状況にあり、10代の人工妊娠中
15 絶率も平成23年度以降、全国を上回るようになってきていることから、
16 性感染症を含む「生＝性教育」を継続して行い、性についての正しい知
17 識の普及啓発を図る。

18
19 (予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進)

20 ・生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、女性健康支援センタ
21 ーを拠点に、妊娠・出産等に関する専門家による電話相談等に加え、妊
22 娠・出産期に困難を抱える若年妊産婦等に対しては、SNS 等も活用し
23 た相談支援等に取り組む。

24 25 ④成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

26 (主権者教育の推進)

27 ・児童生徒の発達段階に応じ、政治の仕組みについて必要な知識を習得さ
28 せるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働
29 しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人
30 として主体的に担うことができる力を身に付けられるよう、各校の取
31 組や授業実践等の情報収集・発信に取り組む。

32
33 ・外部専門機関との連携を支援するとともに、初任者研修等で、教職員に
34 対する研修を推進する。

35
36 (消費者教育、金融経済教育の推進)

37 ・子ども・若者が消費者被害に遭わないよう自主的かつ合理的な意思決
38 定に基づき行動するとともに、人や地域・社会、環境のことも考えて行
39 動ができる「うちなー消費者」の育成に向け、消費者教育を推進す

1 る。

2
3 ・関係機関と連携して、将来の生活の安定につながる金融教育の充実に
4 取り組む。

5
6 (ライフデザインに関する意識啓発・情報提供)

7 ・アルバイトをしている定時制・通信制高校の生徒に対し、キャリア教
8 育の一環としてコーディネーターを派遣し、キャリア形成に向けた授
9 業プログラムやカウンセリングを実施し、職業的自立に向けた職業訓
10 練等の情報を提供するなどにより、円滑に就職につなげられるよう支
11 援を行う。

12
13 (社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育)

14 ・学校教育活動全体を通して、キャリア教育を促す取組を推進し、社会
15 的・職業的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力の育成
16 を意識した取組を推進する。

17
18 ・小・中・高・特別支援学校の学びをつなぐ「キャリア・パスポート」
19 の取組や、職場における体験活動等を通して子どもたちの将来や仕事
20 について考えるきっかけを創出し、学ぶことと社会との接続を意識し
21 た取組を推進する。

22
23 ・総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間、各教科・科目における
24 学習や学校行事など、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成
25 を図り、児童生徒が主体的に進路を選択・決定するために必要な支援
26 に取り組む。

27
28 ・児童生徒に対する職業意識の向上については、県内企業や経済団体等
29 の関係機関と連携しながら、県内産業の理解促進を図るとともに、学
30 校や地域における就業意識啓発等の取組が効果的に行われるよう、教
31 職員や保護者等の関係者への情報提供等に取り組む。

32
33 ・高校生一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育成す
34 るため、県立高校に(定時・通信制課程含む)コーディネーターを派遣
35 し、教員向けの研修会などを実施するとともに、生徒向けキャリア形
36 成のための授業を実施するなど、学校における教育活動全体を通じた
37 キャリア教育の実践・取組を支援することで、進路決定率の向上に取
38 り組む。

1 ・高等学校卒業後に就職を希望する生徒に対し、就職活動に必要な知識
2 や技術の習得と社会人としての基礎力の育成を図るため、参集型研修、
3 外部講師派遣による研修、就職指導担当者向け実務研修を実施し、就
4 職内定率の向上及び早期離職率の改善を図る。

5
6 ・生徒や学生が、アルバイトや就職活動を行うに当たり、労働者の権利
7 等を学ぶ労働法教育は非常に重要であることから、学校教育における
8 雇用と労働問題に係る学びを推進するなど、働く上で必要な社会保障
9 制度及び労働関係法令など基礎的知識の普及に取り組む。

10
11 ・生涯を通して家族・家庭の生活を支える社会的支援として社会保障の
12 意義や役割を理解できるようにするとともに、我が国の社会保障制度
13 の現状と課題などを、医療、介護、年金などの保険制度において見られ
14 る諸課題を通して理解できるように取り組む。

15 16 ⑤いじめ防止

17 (いじめ防止対策の強化)

18 ・スクールカウンセラーを配置し相談体制を充実させることで、いじめ
19 の早期発見や早期解決を推進するとともに、スクールソーシャルワー
20 ーカー、スクールロイヤー等の活用や学校・家庭・地域がいじめ対策につ
21 いて協議する場を設けること等により、社会総がかりで総合的かつ効
22 果的ないじめ問題の対策に取り組む。また、児童生徒が自他を尊重し、
23 いじめ等の防止や命の大切さについて実感できる人権教育に取り組む。

24
25 ・いじめの防止等のための対策を推進するために必要な人的体制の整備
26 等に努める。

27
28 ・いじめ、不登校の防止及び解消に向けて、学校の教育活動全体を通じ
29 て、人間としてのあり方や生き方について自覚を深める。

30
31 ・「沖縄県いじめ防止基本方針」や「沖縄県いじめ対応マニュアル」を活
32 用するなど、ネットいじめ、SNS等での誹謗中傷を含めたいじめに特化
33 した「校内研修」の実施について指導と助言を行う。

34
35 ・いじめ防止対策を推進するために必要な人的体制の整備に努めるとと
36 もに、教育事務所生徒指導担当者等連絡協議会、各地区小中校長研修
37 会、市町村教育委員会学校支援連絡協議会等において、関連資料の提
38 供等により教職員がいじめ問題について理解を深められるよう取り組
39 む。

- 1
2 ・いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよ
3 う、関係機関、学校、家庭、地域社会の連携の強化に努める。

4
5 (スクールカウンセラー等による支援の実施)

- 6 ・スクールカウンセラー等を学校に配置し、こども達の心の相談、保護
7 者や教職員の相談に当たり、学校における教育相談体制の充実を図る
8 とともに、効果的な活用を図る観点から、配置や支援体制の整備に努
9 める。

- 10
11 ・スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、各地区教育事務所に
12 おける研修の充実等を図る。

13
14 (いじめの重大事態の調査)

- 15 ・いじめの重大事態に係る学校からの報告を受け、「いじめによる重大事
16 態再調査部会」で再調査の必要性について審議するとともに、当該重大
17 事態への対処又は同種の事態の発生防止のため必要と認める時は、同部
18 会において再調査を実施し、その結果を踏まえ、必要な措置を講じる。

19 20 ⑥不登校の子どもへの支援

21 (学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化)

- 22 ・学校内外の教育支援センターの設置については、未整備の市町村に対し
23 設置促進に取り組む。

24
25 (学びの多様化学校(不登校特例校)の設置)

- 26 ・学びの多様化学校の設置については、他府県の状況把握に努めるととも
27 に、国の動向を注視していく。

28
29 (相談支援、学習支援体制の整備)

- 30 ・不登校児童生徒への対応としては、個に応じた指導の充実、スクール
31 カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用、校内自立支援
32 室等の充実を図り、不登校の予兆への対応を含めた初期段階からの支
33 援体制及び家庭、学校等が抱える問題等の解決に組織的・計画的に取
34 り組む。

- 35
36 ・支援を必要とする不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が
37 在籍する県立高等学校に対しては、就学継続支援員を派遣し、校内に
38 おける支援体制の構築に取り組むとともに、訪問支援、県の教育・福祉
39 関係部門、民間支援団体の協働による就学の継続を支援する体制を構

1 築する。

2
3 ・「校内自立支援室」を設置するなど、登校しても教室に入れないなどの
4 学校生活を送る上で困難を抱える児童生徒への支援を行う。

5
6 ・対人関係や家庭の問題など複合的な困難を抱えたこども・若者が、孤
7 立することなく、社会的な自立に踏み出せるよう、居場所の設置や活
8 動プログラムを行う地域の活動を支援する。

9
10 ・こどもが集う場である学校において、問題を抱えている児童生徒の背
11 景に着目し、福祉の視点で児童生徒の取り巻く環境に働きかけを行う、
12 スクールソーシャルワーカーの配置人数や区域拡大を目指す。

13
14 ・スクールソーシャルワーカー等の役割について、関係機関における理
15 解を深めるとともに、学校と関係機関との連携を促進する。

16
17 ・スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、各地区教育事務所
18 における研修の充実等を図る。(再掲)

19
20 ・スクールカウンセラー等を学校に配置し、こども達の心の相談、保護
21 者や教職員の相談に当たり、学校における教育相談体制の充実を図る
22 とともに、効果的な活用を図る観点から、配置や支援体制の整備に努
23 める。(再掲)

24
25 (不登校のこどもの数の増加に係る要因分析の実施)

26 ・配置するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による
27 教職員への面談後のフィードバックの充実を図り、要因分析につなげて
28 いく。

30 ⑦体罰や不適切な指導の防止

31 ・研修会等において、生徒指導提要の周知を図るとともに、児童生徒の特
32 性や心情に寄り添いながら、能力や適性、家庭状況等、児童生徒理解に
33 努め、体罰や不適切な指導に依らない生徒指導を推進する。

34
35 ・生徒や保護者からの部活動に係る相談等に対し、関係者への確認と指導
36 助言を行い、学校と協力しながら解決に取り組むとともに、各学校に対
37 しは、部活動等の在り方に関する方針(改訂版)の周知徹底を図る。

⑧高校中退予防・中退者への支援

(就学継続及び中途退学の防止)

・不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に支援員等を配置し、訪問支援、県の教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による就学の継続を支援する体制を構築する。

・学校における就学継続のための相談・支援体制の強化を図るとともに、教育・福祉関係機関、民間団体との協働による支援体制を構築し、中途退学の防止、学習支援、キャリア教育の充実に取り組む。また、多様な進学希望に対応した学習支援に取り組む。

・高等学校中途退学を防止するため、各学校の中途退学対策担当者に対し、講演会や研究協議の開催、関連事項の学習及び優れた取組並びにこどもの貧困対策の情報共有などにより、対策の強化を図る。

・高等学校進学後の就学継続等を総合的に支援するため、県立高等学校に居場所を設置する。

(中退者に対する学習相談や学習支援の推進)

・高等学校中途退学者については、中途退学が懸念される生徒・保護者に対して、ハローワークや sorae 等関係機関の情報提供を行い、就学・就労など生徒が必要とする支援につなげる。

(就労支援や復学・就学のための取組充実)

・中学校卒業後に進学も就職もしていない少年及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや sorae 等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげる。

・中学・高校卒業後又は高等学校中途退学後に、就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向けた展望を見出せないでいる者(以下「支援を必要とする若者」という。)に対して、円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援に取り組む。

・支援を必要とする若者に対し、ハローワーク、地域若者サポートステーション、sorae、NPO等と連携を図り、就学、就労へ向けた支援を行う。

・中卒進路未決定者や高校中退者等の支援を必要とする若者に対して、

1 子どもの居場所や企業等と連携・協力しながら、社会的な自立のため
2 のキャリア形成支援を実施するとともに、就労に向けた支援を行う。

- 3
4 ・高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまで
5 の一定期間、授業料に係る支援を行う。

7 (3) 青年期

8 ①高等教育の修学支援、高等教育の充実

9 (高等教育段階の就学支援の着実な実施)

- 10 ・能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が
11 困難な県内高校生に奨学金を給付し、大学等進学率の改善に取り組む。

- 12
13 ・教育基本法に基づき設置した高校生に対する奨学金貸与事業を着実に
14 実施するとともに、大学等を含め奨学金情報が必要な生徒に伝わるよ
15 う制度の周知を図る。

- 16
17 ・私立専修学校に通う低所得世帯の学生の授業料と入学金の減免に取り
18 組む。

- 19
20 ・県外大学等に進学を希望する低所得世帯の高校生の受験や進学等に
21 係る渡航費用を支援する。

22
23 (高等教育の充実)

- 24 ・魅力ある高等教育環境の充実を図るためには、大学等の高等教育機関
25 や企業と連携し官民が一体となり、個人のキャリア形成や対人関係能
26 力、様々な視点から社会変化等を捉える力、社会課題を発見する力等
27 の非認知能力の向上を支援する必要がある。

- 28
29 ・高等教育の魅力向上と地域貢献機能の充実を図るため、県内高等教育
30 機関が有する多様な資源やそれぞれの特色を活用し、地域社会や産業
31 における課題解決を図るための教育、研究、地域貢献活動等の積極的
32 な展開を通じて、個人のキャリア形成や非認知能力の向上に資する人
33 材育成機能の充実強化を図る。

- 34
35 ・県内産業を牽引し、地域の発展に寄与できる多様な人材を輩出するた
36 め、高等教育機関自らの魅力を高める教育プログラムの導入支援や蓄
37 積された教育研究成果の還元による社会貢献活動への支援等に取り組
38 む。

1 (学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育の推進)

2 ・実践的なキャリア教育の推進を図るため、産業と高等教育機関等の連
3 携により、就職後の離職対策の強化を図りつつ、職業観の形成から就
4 職、定着までの一貫した総合支援を促進する。

5
6 ・高等教育機関の学生等が、それぞれの専門分野の知識・技能を生かし
7 職業を通じて社会にどのように関わるかという明確な課題意識と具体
8 的な目標を持ち、それを実現するための能力を身に付けるキャリア教
9 育を促進する。

10
11 (学生の自殺対策などの取組推進)

12 ・学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOS の出し方教育、こども
13 のSOS への大人の対応についての研修等を行い、理解を促進する。

14
15 (障害のある学生への支援の推進)

16 ・企業や民間教育訓練機関等を活用し、就職を希望する障害者等への訓
17 練の充実に取り組む。

18
19 (生涯学習の取組推進)

20 ・県民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、各種関係機関が
21 連携・協働しながら、こどもたちや高齢者、障害者など誰もが生涯にわ
22 たり学び続けることができるよう、地域コミュニティを中心とした生涯
23 学習機会の充実に取り組む。

24
25 ・離島や遠隔地等の場所を問わず、学びたいときに自発的に学べる環境づ
26 くりに向けて、おきなわ県民カレッジ講座の実施やICT等の技術を活用
27 した遠隔講義配信システムの利用促進等に取り組む。

28
29 ・産学連携の下、大学、大学院、専修学校等においてキャリアアップ・キ
30 ャリアチェンジに資するリカレントプログラムの開発・展開を促進し、
31 一人ひとりのキャリア選択に応じた学びを提供できる環境の創出を促
32 進するとともに、企業に勤める社会人のみならず、子育て世代の女性等
33 の多様なニーズに対応する学び直しの機会創出に取り組む。

34 35 ②就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

36 (早期離職抑制に向けたマッチングの向上)

37 ・学校等から職業生活への円滑な移行や早期離職の防止については、就
38 職活動の前段階においてキャリア形成に向けた支援を実施し、就業に
39 関する意欲や能力を高めるとともに、適切な職業や企業を選択するた

1 めの知識やノウハウの習得支援等に取り組む。

2
3 ・若年者の就業促進については、沖縄県キャリアセンター等において、
4 専門のキャリアコーチによる就職相談や、就職活動に必要な知識やス
5 キルを提供するセミナー等を開催し、若年者の職業観の育成から就職
6 までを一貫して支援する。

7
8 ・雇用のミスマッチに起因する早期離職を抑制するため、大学等関係機
9 関と連携した新規学卒者向けの就職支援、就業体験や職場訓練による
10 マッチング支援等に取り組む。

11
12 ・県内企業の情報や魅力を知る機会の充実を図り、若年者と県内企業の
13 マッチング強化を図るとともに、県外大学等と連携した UJI ターンの
14 推進により、若年者の県内就職促進に取り組む。

15
16 ・若年者の定着促進については、新規学卒者等や企業向けの個別相談、
17 セミナー開催等により職場適応等を支援するとともに、正規雇用化や
18 人材育成の促進等によりキャリア形成が図られる環境づくり等に取り
19 組む。

20
21 ・若年無業者で就労支援が必要な者に対し、基礎的な職業訓練を実施す
22 る。

23
24 (キャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができる支援)

25 ・各自が持っている職業知識、技能、能力を発揮可能とするため公共職
26 業能力開発施設における職業能力開発については、民間教育訓練機関
27 との役割分担を図りつつ、企業等から求められる訓練ニーズに応えら
28 れるよう、産業構造の変化等に対応した訓練科目の見直しや職業訓練
29 プログラムの創出に取り組む。

30
31 ・また、職業能力の開発や向上を図るため、沖縄県職業能力開発協会と
32 の連携の下、技能検定の普及と技能振興を促進するとともに、職業能
33 力開発施設については、人手不足の対応や労働生産性の向上など、時
34 代のニーズに適合した職業訓練を実施できる施設の整備・拡充に取り
35 組む。

36
37 ・技術革新の動向を捉えた職業能力開発に向けては、民間教育訓練機関
38 等との連携や役割分担により、委託訓練の充実や職業訓練プログラムの
39 の創出など、質の高い訓練ときめ細かな就労支援に取り組む。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39

(離職者の早期再就職、キャリア自律に向けた支援)

・総合的な就業支援拠点であるグッジョブセンターおきなわにおいて、求職者の様々なニーズに対応し生活から就職までをワンストップで支援するとともに、就職困難者に対しては、個別的・継続的な支援を行う。

・企業や民間教育訓練機関等を活用し、離職者等の再就職訓練の充実に取り組む。

(良質な雇用環境の下で将来への展望を持って生活できる取組の促進)

・県内中小企業の人材確保を支援するほか、雇用・労働環境改善等により若年者にとって魅力ある職場づくりを促進するとともに、技術系人材が県内で活躍できる環境整備に取り組む。

・企業や民間教育訓練機関等を活用し、訓練機会の少ない離島地域での訓練の充実に取り組む。

(若い世代の所得向上、魅力的な仕事を創っていくための取組支援)

・若者が、将来への希望をもって生活できるようになるためには、経済的基盤の確保が重要であることから、「沖縄県所得向上応援企業認証制度」を通じ、従業員の所得向上に取り組む企業を支援する。

・市場規模が小さく大企業が育ちにくい本県において、新事業・新産業が創出される環境を整えるためには、革新的な技術やビジネスモデルで世界に新しい価値を生むスタートアップの創出を促進する必要がある、スタートアップを創出するためには、それを担う起業家人材の育成が重要であることから、大学や企業、起業家等との連携により、起業家マインドを有する人材を継続的に輩出・育成する仕組みの構築に取り組む。(再掲)

(賃上げに向けた取組)

・県内企業の雇用の質の改善や生産性向上を図り、その成果を賃上げなどの人への投資につなげる「成長と分配の好循環」を構築することは、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることにもつながることから、県内企業の取組を促進する。

・従業員の所得向上に積極的に取り組む企業を認証する「沖縄県所得向上応援企業認証制度」を通じ、県内企業における所得向上の取組を支援する。

1
2 (職業能力開発への支援)

- 3 ・各種助成制度の周知と活用を促し、事業主等が行う柔軟な職業能力開
4 発に対する支援を推進する。

5
6 (働きやすい環境整備、非正規雇用労働者の正規化推進)

- 7 ・全ての労働者が安心して働きやすい環境を整えることが重要となるこ
8 とから、働き方改革を促進するとともに、労働者の多様な働き方を可
9 能とする労働環境の整備に取り組む企業の支援を推進していく。

- 10
11 ・従業員の処遇改善や正規雇用の拡大を図るため、県内企業の取組を促
12 進するとともに、人材育成や雇用環境に優れた企業を認証する人材育
13 成企業認証制度を実施していく。

- 14
15 ・仕事と生活の調和に配慮した働き方の見直しは、労働者個人の仕事と
16 生活に対する満足度を高めるのみならず、生産性の向上や優秀な人材
17 の確保等につながる取組であるとの理解を深めるため、セミナー等の
18 開催により、更なる周知・啓発を図っていく。

- 19
20 ・県内企業に対し、社会保険労務士等の専門家を派遣し、企業の実態に
21 即した支援を行うとともに、労使双方や、就労前の大学生等を対象と
22 した講座等の開催により、労働環境の整備を促進する。

- 23
24 ・非正規雇用対策については、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との
25 間の不合理な待遇差の解消を目指す「同一労働同一賃金」への対応に
26 向けて、公正な待遇を確保するため、賃金制度を検討する上で有効な
27 職務分析・職務評価の導入支援と普及を促進するとともに、非正規雇
28 用者のキャリアアップ機会の創出や処遇改善の促進に取り組む。

- 29
30 ・非正規雇用労働者が働きやすく、また、働き続けられる職場環境の整
31 備を図るため、県内中小企業に対する専門家派遣及びセミナー開催を
32 実施する。

- 33
34 ・正規雇用に取り組む企業等に対して、専門家派遣などの支援を行うこ
35 とで、正規雇用の促進につなげる。

- 36
37 ・従業員の雇用環境の整備と雇用の質の改善を図るなど、積極的に人材
38 育成を図る企業の取組を支援する。

- 1 ・労働環境及び労働条件の実態を把握するための実態調査を行い、労働
2 環境の向上を図る。

3 4 ③結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

- 5 ・若い世代を中心として結婚の希望をかなえるために、デジタル技術を
6 活用した未婚者への交流や出会いの機会の提供、結婚に伴う新生活の
7 スタートアップに係る支援等に取り組む。

- 8
9 ・主に若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来
10 のライフプランの前提となる知識や情報の提供、企業間・異業種交流
11 の促進など、実施地域に即した取組を推進する。

12 13 ④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

- 14 ・ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を営む上での困難を有するこ
15 ども・若者及びその家族等に対し、sorae を拠点とし、関係機関と連携し
16 ながら多角的な支援に取り組む。

- 17
18 ・就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向けた展望を見出せない
19 者に対して、社会的自立を促進するため、sorae や地域若者サポー
20 トステーションなどによる相談・支援体制の充実を図る。

- 21
22 ・ひきこもり状態にある方やその家族が必要な支援につながるよう、専門
23 相談窓口の周知や当事者が相談しやすい環境づくりに取り組む。

- 24
25 ・ひきこもりの実態把握に向けて、市町村との連携体制を強化し、効果的
26 な調査や支援が行える体制づくりに取り組む。

- 27
28 ・ひきこもり状態にある者やその家族等への支援を行うために設置した
29 沖縄県ひきこもり専門支援センターにおいて、相談支援、訪問支援等を行
30 うことにより、本人の自立を推進する。

- 31
32 ・子育てに関する内容を含め、女性と男性が抱える様々な悩みに関する相
33 談に対して、総合的に答えることができる相談体制を整備する。

- 34
35 ・また、国際結婚をした女性等からの子育てに関する相談についても、法
36 的手続きの方法や情報の提供等、的確なアドバイスができるよう相談体
37 制を整備するとともに、関係機関と連携を図る。

3 子育て当事者への支援に関する重要施策

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

(幼児期から高等教育段階までの切れ目のない負担軽減)

・市町村と連携した公営住宅の整備を進め、子育て世帯等の優先的な入居促進に取り組むとともに、事業者等と連携した妊産婦に配慮したまちづくりや多子世帯を応援する仕組みづくりに取り組む。

・誰もが安心して子育てを行える環境を実現するため、多子世帯における保育料の負担軽減等に取り組む。

・病児保育については、地域の実情に応じた市町村の取組を支援することにより、低所得世帯を含む全てのこどもが必要なサービスを受けられるよう取り組む。(再掲)

・家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、高等教育に係る教育費負担の軽減に取り組む。

(医療費等の負担軽減)

・こどもの健全育成に資する医療に係る経済的負担軽減を推進する。

・こどもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施しているこどもに関する医療費助成について、医療機関における窓口での支払いを不要とする現物給付制度を継続して実施できるよう、引き続き市町村を支援する。

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

(地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進)

・子育て親子の交流や育児に関する相談、情報提供を行う地域子育て支援拠点事業や、子育て支援に関する相談、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援事業について、市町村の実情に応じて拡充できるよう支援する。

・地域の実情やニーズに応じて、多様な子育て支援の担い手となる人材を確保するため、市町村と連携し、全国共通の子育て支援員研修を実施する。

・県では、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、適正かつ円滑に事業を行うことができるよう、国と連携し提供体制の確保に係

1 る支援を行うとともに、多様な子育て支援の担い手となる子育て支援員
2 を確保していく。

3
4 (体罰によらない子育てに関する啓発推進)

- 5 ・こどもの権利の保障や体罰等の禁止などを定める「子どもの権利を尊重
6 し虐待から守る社会づくり条例」の普及啓発に取り組む。

7
8 (一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組推進)

- 9 ・県は、地域の実情に応じた市町村におけるファミリー・サポート・セ
10 ンターの運営を積極的に支援する。

- 11
12 ・今後ますます多様化するニーズへの柔軟な対応に向け、市町村と関係
13 団体等の連携を進め、地域の実情に応じて市町村が実施する一時預か
14 り事業を拡充できるよう支援する。

- 15
16 ・県の広報誌やホームページ等において、事業内容の紹介や会員募集等
17 の周知を図っていく。

18
19 (家庭教育支援チームの普及、家庭教育支援の推進)

- 20 ・こどもたちの健やかな育ちを支え、すべての保護者が安心して家庭
21 教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取
22 組を行う「家庭教育支援チーム」の各市町村教育委員会等への設置促
23 進とともに、地域における人材の育成及び活用により家庭教育支援の
24 充実に取り組む。

- 25
26 ・県民全体が家庭教育支援に対する理解を深めるための広報活動等の充
27 実に取り組む。

28 29 (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

30 (家庭、職場、地域社会における共働き・共育ての推進)

- 31 ・民間企業等を対象に、従業員の仕事と子育ての両立を支援するため次世
32 代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等を働き
33 かけるほか、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業につい
34 ては、企業認証制度によって社会的評価を高め、更なる普及拡大を図る
35 とともに、先進的な両立支援事例の情報発信などにより、労働者の多様
36 な働き方を促進する。

37
38 (仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進)

- 39 ・結婚・出産後も仕事を続ける女性が安心してこどもを産み育てられる

1 環境づくりに向け、出産・育児や就業の環境整備を総合的に推進し、子
2 育て中の女性等を支援するとともに、女性の社会参画の推進に資する
3 取組に対する支援を行う。

4
5 ・女性デジタル人材・女性起業家の育成やデジタル分野への就労支援な
6 ど女性の多様な働き方の推進、女性への SNS を活用した相談支援など
7 に取り組む。

8
9 ・企業をはじめ労働者及び県民に対して、長時間労働の抑制など仕事優
10 先の方針や働き方の見直し、育児とキャリア形成との両立は可能で
11 あることなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要
12 性についての意識啓発を図る。

13
14 ・性別にかかわらず、家族が相互に協力しながら、家事・育児・介護
15 等においてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、幅広い層
16 に対応した啓発活動などを行う。

17
18 ・女性が出産・育児をしながら働き続けることを可能とする職場環境の
19 整備を図るとともに、子育てのスタートラインから男性の子育てへの
20 参画を促す男性の育児休業取得促進に取り組む。

21
22 ・保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働
23 の是正や休暇の取得促進等、ワーク・ライフ・バランスの推進に組み
24 む。

25
26 ・ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい雇用環境の整備促
27 進を図るため、企業等を対象としたセミナーの開催や社会保険労務士
28 等の専門家の派遣を実施する。

29
30 ・女性が働きがいを持って仕事に取り組むことができる環境づくりを推
31 進するため、沖縄県女性就業・労働相談センターにおいて、よろず相談
32 やセミナーを実施し、企業に対して専門家派遣を実施する。

33
34 ・地域の実情や女性就業率の動向に応じた放課後児童クラブの設置促進
35 に取り組む。

36
37 (キャリアアップと子育ての両立を可能とする環境の整備)

38 ・子育て、介護と仕事の両立を可能とする柔軟な働き方を実現するた
39 め、テレワークを始めとした、時間や場所を有効に活用できる多様で

1 柔軟な働き方の普及促進に取り組むとともに、子育てしやすい居住環
2 境の実現とまちづくりを推進する。

3
4 (男性育児休業が当たり前となる社会の実現に向けた取組)

5 ・企業や市町村等と連携し、男性が育児休業を取得することへの意識
6 喚起や、職場等の理解を深めるために必要な広報・啓発活動を行う。

7
8 ・女性が出産・育児をしながら働き続けることを可能とする職場環境
9 の整備を図るとともに、子育てのスタートラインから男性の子育てへ
10 の参画を促す男性の育児休業取得促進に取り組む。

11
12 (男性の育児等への参画)

13 ・従来の性別による固定的役割分担意識を払拭し、男女が相互に協力
14 しながら、積極的に家事、育児、介護に参画することの重要性を普及・
15 啓発する。

16
17 ・家事・育児・介護等の家事労働は、夫婦がともに支え合いながら行
18 うものであるという認識を男性にも共有してもらうため、家庭責任の
19 分担など男性の家庭生活への参画を促進する。

20 21 (4) ひとり親家庭への支援

22 (就労支援の推進)

23 ・就業相談員による就業相談、資格取得講習会の開催、求人情報提供など、
24 一貫した就労支援に取り組むとともに、それぞれの世帯の状況に応じた
25 就労の選択が出来るよう、ハローワークと連携しながら、就業相談等の
26 就業支援を実施する。

27
28 ・ひとり親家庭等は、就労率が高いものの不安定な雇用形態の割合が高い
29 ことから、より条件の良い仕事に就業できるよう、就業に結びつく可能
30 性の高い資格の取得を支援する。

31
32 ・ひとり親家庭や生活困窮家庭の親に対し、就労に有利な資格取得のため
33 の受講費用や養成機関修業中の生活費の助成及び養成機関への入学準
34 備や資格取得後の就職準備に要する費用の貸付（自立支援教育訓練給付
35 金、高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付
36 事業、生活福祉資金等）により、就業支援を推進する。

37
38 ・ひとり親家庭等の雇用促進について、民間事業者に理解を深めてもら
39 うため、各種の助成金や奨励金制度の周知を含めた啓発活動等を実施する

1 ほか、公的施設における母子・父子福祉団体の売店設置等の促進などにより、雇用の促進を図る。

3
4 ・さらに、就業支援や雇用環境の改善に取り組む関係機関と緊密な連携を図り、ひとり親家庭等の就業支援を促進する。

6
7 ・子育て世帯の親の就労を支援するため、託児サービス付きの職業訓練や座学研修と職場訓練を組み合わせた就労支援等に取り組むとともに、各種雇用関係助成金の活用やひとり親の雇用について事業者等への働きかけを行い、親の就労機会の確保を図る。

11
12 ・ひとり親家庭や生活困窮家庭のこどもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供等を行う。

14
15 ・ひとり親家庭の親の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者や学び直しをする親に対し、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援制度の周知等に取り組み、活用を促進する。

18
19 ・企業における正規雇用促進の支援等による雇用の質の改善を図る。

20
21 (経済的支援、生活支援、子育て支援の推進)

22 ・育児、子育て等について悩みをもつひとり親家庭を対象に生活支援講習会の実施や各種相談に応じることで、こども達の健全育成を図る。

24
25 ・ファミリー・サポート・センター事業など市町村が実施する子育て支援施策の積極的な活用を促進するとともに、親の修業や疾病等により緊急・一時的に家事・育児等に支障が生じた場合、居宅へ家庭生活支援員を派遣するひとり親家庭等日常生活支援事業（ヘルパー派遣事業）等を実施し、児童の世話等の支援を行う。

30
31 ・ひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動、職業訓練を行うことができるよう、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、保育所等の優先入所を促進する。

34
35 ・待機児童数が多い本県の実情を踏まえ、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭に対し、保育サービスの充実を促進するとともに、市町村と一体となって待機児童の解消を図る。

38
39 ・未婚のひとり親に係る保育所等利用者負担額の算定における寡婦(夫)

1 控除のみなし適用について、関係機関と連携して周知徹底を図り、利用
2 を促進する。

3
4 ・県営住宅等におけるひとり親家庭、多子世帯等の子育て世帯について、
5 優先入居を実施するとともに、母子家庭が安定した暮らしの場を確保出
6 来るよう、母子生活支援施設の運営に対する支援を行う。

7
8 ・様々な問題を抱え専門的、継続的な生活指導等の支援が必要なひとり親
9 家庭に対し民間アパート等を活用し、地域の中で自立した生活を営むこ
10 とができるよう、生活支援や子育て支援、就労支援等を組み合わせた総
11 合的な支援を行う。

12
13 ・母子生活支援施設の設置の促進及び広域利用化を図るとともに、民間ア
14 パートを活用したひとり親家庭への生活支援等については、拠点事務所
15 を中心とした取組の充実を図るとともに、その成果を踏まえ、関係市に
16 おける類似事業の実施促進等に取り組む。

17
18 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金及び自立に向けて意欲的に取
19 り組む低所得のひとり親世帯に対する住宅借上げ資金の無利子・償還
20 免除付きの貸付けを通じて、ひとり親家庭への住宅支援を行う。

21
22 ・離職等により住居を失った又はそのおそれがある生活困窮者に対し、一
23 定期間家賃相当額（住居確保給付金）を支給し、住居及び就労機会等の
24 確保に向けた支援を行う。

25
26 ・ひとり親家庭等について、市町村における賃貸住宅契約に係る保証人等
27 の居住サポートの実施を促進する。

28
29 ・児童扶養手当の支給をはじめとした経済的支援策を実施するとともに、
30 これらの支援策の周知に取り組む。

31
32 ・ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、母子父子寡
33 婦福祉資金貸付金制度を適切に実施するとともに、市町村や福祉事務所
34 の相談窓口において広報・周知を行う。

35
36 ・児童扶養手当については、児童を育成する家庭の生活の安定と自立が促
37 進され、児童の福祉の向上が図られるよう、制度を周知し、確実な支給
38 を行う。

1 ・認可保育所の定員に空きがない等の理由により、認可外保育施設を利用
2 しているひとり親家庭等の負担軽減を図る。

3
4 ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、所得要件等を満た
5 すひとり親家庭等のこどもに対し、医療費を助成する。

6
7 (こどもに届く生活・学習支援の推進)

8 ・こどもに対しては、将来の自立に向けて基本的な生活習慣の習得支援、
9 学習支援や食事の提供等を行うほか、経済的な負担になっている進学
10 費等の支援を充実強化し、ひとり親家庭のこどもの生活の向上と教育
11 環境の充実を図る。

12
13 ・ひとり親家庭の親及び子に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のため
14 の受講費用の一部を支給する。

15
16 (相談支援体制の強化)

17 ・ひとり親家庭が抱える個別の問題に応じ、就労支援や生活支援等を適
18 切にコーディネートすることができる人材の育成に取り組む。

19
20 ・ひとり親家庭等が孤立することなく、必要な支援につながるよう、各
21 種支援策についての周知広報の充実を図る。

22
23 ・母子・父子自立支援員をはじめ、関係機関における相談員の資質の向
24 上、相談体制の充実を図る。

25
26 (偏見や差別ない当事者に寄り添った相談支援の推進)

27 ・当事者の声を取り入れるために、母子・父子福祉団体等の当事者団体の
28 活動を支援するとともに、これらの団体等と連携して、当事者に寄り添
29 った相談支援の推進及び当事者への効果的な周知に取り組む。

30
31 (親子の交流推進、養育費に関する相談支援や取り決め促進)

32 ・ひとり親家庭の母又は父に対し、養育費に関する相談支援を行うとと
33 もに、養育費の取り決め率の向上及び履行確保に資する取組を支援す
34 る。

35
36 ・養育費の継続した履行を確保し、ひとり親家庭で育つこどもの生活の
37 安定を図るため、養育費に関する公正証書の作成や養育費保証契約締
38 結等に係る支援を行う。

- 1 ・ひとり親家庭の生活を支え、こどもの健やかな成長を図るためには、
2 養育費の確保と面会交流の取り決めは重要であることから、離婚前後
3 における相談体制の充実を図るとともに、各種制度・支援策の活用
4 に向けた積極的な周知広報を行う。
- 5
- 6 ・養育費の確保に向けての手続き等について、養育費専門相談員による
7 相談窓口を配置し、情報提供等の支援を行うとともに、必要に応じて
8 弁護士による法律相談や家庭裁判所等を訪問する際の同行支援を行う。
- 9
- 10 ・養育費はこどもの権利であり、その負担は親としてこどもに対する当
11 然の義務であることについて、広く社会一般の共通認識としての醸成
12 を図る。
- 13
- 14 ・面会交流については、養育費相談とは異なる専門性が必要なことから、
15 相談員や関係機関に対する研修の機会を通じて制度の知識や理解を深
16 め、相談員の資質の向上を図る。
- 17
- 18 ・適切な面会交流の実施に向けて、各家庭の状況に配慮した段階的な支
19 援を行う。
- 20
- 21 ・言語、文化、法制度等が異なる外国人との結婚や離婚等に起因する国
22 際的な家庭問題等について、様々な関係機関から適切な支援を提供す
23 ることができるように、各種施策や組織間の連携を促進し、相談・支援
24 体制の更なる強化に取り組む。
- 25
- 26

4 最重要課題の解消に向けた施策

(1) こどもの貧困対策

こどもの貧困の克服と解消に向けては、核家族化、人間関係の希薄化や自己責任論等から「社会的孤立」に陥りやすく、日々の生活に追われ行政からの支援情報が届きにくい「情報弱者」となっていることを考慮し、こどもを権利の主体としてとらえ、こどもの最善の利益が第一となるよう、支援を必要としているこどもを確実にセーフティネットにつなげるほか、こどもの保護者に対する就労支援の充実を図るなど、困窮する家庭の家計や雇用の質の改善等による経済施策を行うことに加え、どのような状況に置かれていても、こどもたちが質の高い教育を受けることができる環境を提供し、個々の成長と豊かな人生の実現を後押しする教育施策を行うことが必要である。

このため、子育てや貧困を家庭のみの問題とするのではなく、地域や社会全体の問題として捉え、親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立に至るまでの各ライフステージに即した切れ目のない支援、家庭やこどもへの関わりを通して適切な支援機関等へつなげる仕組みの構築など、多様なニーズと課題に対応する効果的支援を行うことができるよう取り組む。

また、国・県・市町村、教育・福祉・医療・労働関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等が連携・協働し、離島・へき地を含む県内各地域の実情に即した対策を全県的に取り組むとともに、市町村における他のモデルとなるような取組を積極的に促進する。

(教育支援、生活の安定に資するための支援、経済的支援等の推進)

- ・市町村が行う専門的な個別支援を必要とするこどもに対応できる居場所の設置を促進する。
- ・専門的な個別支援を必要とするこどもに対応できる居場所を設置する。
- ・地域で食事の提供を行う居場所や十分に食事を摂ることが難しい家庭に対し、食品等を安定的に供給する体制整備に取り組む。
- ・沖縄こどもの未来県民会議と連携し、企業から提供された食料品等をこどもの居場所等へ届けることにより、こどもや困窮家庭に対する食の支援と居場所の持続的な活動を支援する。
- ・低所得世帯の生活の安定とこどもの健全な育成を図るため、放課後児童クラブの利用料について、市町村と連携し、低所得世帯の児童を対象に負担軽減を促進する。

1
2 ・生活困窮家庭やひとり親家庭に対し、生活に関する相談や個々の状況に
3 応じた支援に取り組む。

4
5 ・ひとり親家庭及び低所得の子育て家庭に対して、家庭生活支援員の派遣
6 等により一時的な家事援助、保育等のサービスを提供するとともに、生活
7 支援講習会や生活相談の実施等による生活支援を行う。

8
9 (質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限にのばす取組推進)

10 ・経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学
11 習習慣が十分に身につけていない児童生徒を対象に、教員を志望する大
12 学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の
13 取組を支援する。

14
15 ・生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保護世帯の児童生徒等に対し、市
16 町村、NPO等と連携し、こども一人ひとりの学習の定着状況に応じたき
17 め細かな学習支援の取組を拡充するとともに、多様な進学希望に対応し
18 た学習支援及びその親に対する養育支援等に取り組む。

19
20 ・低所得世帯のこどもに対し、大学等への進学を促進するため、多様な進
21 学希望に対応した学習支援に取り組む。

22
23 (苦しい状況にあるこども等の早期発見、支援につなげる体制の強化)

24 ・こどものライフステージに応じて、支援を必要とするこどもや子育て家
25 庭につながり、適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築する。また、こ
26 どもや子育て家庭に対する支援員の確保と資質の向上に取り組む。

27
28 ・こどもの貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や
29 こどもを支援につなげるための調整等を行う「こどもの貧困対策支援員」
30 の市町村への配置を促進する。

31
32 ・こどもの貧困対策支援員やこどもの居場所に対する助言等を行う支援コ
33 ーディネーターを配置し、地域の実情に応じた支援体制の構築につなげ
34 る。

35
36 ・市町村が配置及び設置するこどもの貧困対策支援員やこどもの居場所に
37 対して習熟度に応じた研修会等を実施し、地域の実情に応じた支援体制
38 の構築や、貧困対策支援員及びこどもの居場所の資質向上につなげる。

- 1 ・小規模離島町村に支援員等を派遣し、役場や学校と連携して、支援が必要
2 必要な子どもを把握し適切な支援機関につなげる体制づくりを支援する。
3
- 4 ・困難を抱える子どもやその保護者を支援する専門人材が不足しているため、
5 大学や関係機関などが実施する講座や研修等と連携し、子どもの貧困
6 対策に関わる人材の養成を図る。
7
- 8 ・学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、総合的な
9 対策を推進する。また、デジタル技術の活用等により、支援が必要なこ
10 どもや家庭を早期に把握し、支援につなげる取組を推進する。
11
- 12 ・困難を抱える子どもまたは家庭を訪問し、家庭の状況等に応じて必要な
13 支援につなぐための寄り添い支援に取り組む。(再掲)
14
- 15 (教育費負担の軽減)
- 16 ・経済的理由により就学が困難な家庭の教育費負担の軽減を推進する。
17
- 18 ・特別支援学校等へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減する
19 ため、特別支援教育就学奨励費を通じた支援を行う。
20
- 21 ・学用品費や給食費等を助成する就学援助制度について、準要保護児童生
22 徒に対する援助の認定基準、対象費目や単価等の全国調査結果を市町村
23 に提供し情報を共有すること等により、必要な児童生徒に対し援助が届
24 くよう就学援助の充実を促進する。
25
- 26 ・市町村と県の協議の場の設置等により、保護者に対する就学援助制度の
27 効果的な周知方法、県内外の好事例の情報提供など制度を利用しやすい
28 環境の整備を促進する。
29
- 30 ・教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用が学校の長に対して
31 直接支払うことが可能となっている仕組みを活用し、目的とする費用に
32 直接充てられるよう適切に実施する。
33
- 34 ・私立学校に通う家計が急変した世帯等の児童生徒の授業料の負担軽減に
35 取り組む。
36
- 37 ・通学区域が全県域となっている中学校に通う生徒及び高校生の通学費に
38 ついて、バス運賃等の負担軽減に取り組む。
39

- 1 ・高等学校等就学支援金制度により、所得に応じて高等学校等の授業料に
2 充てる就学支援金を支給し、家庭の教育費負担の軽減を図る。
- 3
- 4 ・授業料以外の教育費負担を軽減するため、「高校生等奨学給付金（奨学の
5 ための給付金）制度」により、低所得世帯を支援する。
- 6
- 7 ・生活保護世帯の高校生のアルバイトによる就労収入等を大学等への進学
8 費用としての貯蓄に充てる場合は、当該収入を世帯の収入として認定せ
9 ずに進学する際の金銭的な負担をなるべく減らすように支援を行う。
- 10
- 11 ・高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの
12 一定期間、授業料に係る支援を行う。（再掲）
- 13
- 14 ・能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困
15 難な県内高校生に奨学金を給付し、大学等進学率の改善に取り組む。（再
16 掲）
- 17
- 18 ・教育基本法に基づき設置した高校生に対する奨学金貸与事業を着実に実
19 施するとともに、大学等を含め奨学金情報が必要な生徒に伝わるよう制
20 度の周知を図る。（再掲）
- 21
- 22 ・私立専修学校に通う低所得世帯の学生の授業料と入学金の減免に取り
23 組む。（再掲）
- 24
- 25 ・県外大学等に進学を希望する低所得世帯の高校生の受験や進学等に係る
26 渡航費用を支援する。（再掲）
- 27
- 28 ・低所得世帯等に対し、社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等に
29 おいて修学できるよう授業料等の負担軽減に取り組む。
- 30
- 31 （こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会の確保）
- 32 ・低所得世帯のこどもを対象に、余暇、レクリエーション、文化、スポー
33 ツ等の機会を提供する地域の取組を促進する。
- 34
- 35 ・低所得世帯のこどもが、様々な体験・交流の機会等を通じて、自己肯定
36 感を高め、生きる力を育む取組を促進する。
- 37
- 38 ・こどもが安心して過ごせる居場所を確保し、地域の実情に応じて、食事
39 の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、キャリア形

1 成等を行う市町村の取組を促進する。

2
3 (困難な状況にある学生等若者への目配り)

4 ・高校内に居場所を設置し、福祉的支援と教育的支援の連携・協働のもと、
5 家庭内の問題を潜在的に抱え込んでいる生徒を把握し、適切な支援機関
6 につなげる。

7
8 ・高校内の居場所の機能を活用し、相談支援、学習支援、キャリア形成支
9 援を学校と協働して行うことで、就学の継続や中途退学、不登校の改善
10 を図る。

11
12 ・困難を抱える子どもまたは家庭を訪問し、家庭の状況等に応じたアウト
13 リーチを行い、必要な支援につなぐための寄り添い支援に取り組む。

14
15 (妊娠・出産期からの相談支援の充実や生活の安定に資する支援)

16 ・親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、
17 社会的孤立を防ぎ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提
18 供する母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)を全て
19 の市町村において設置できるよう支援するとともに、センター機能の充
20 実のため、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーター
21 やセンターの運営に関わる関係者等の人材育成に取り組む。

22
23 ・困難を抱える若年妊産婦について、出産・育児に関する相談・支援、就
24 労や就学支援、ライフプランに関する講座等を開催するほか、妊娠中から
25 継続的に支援するために居場所等を設置し、安定した生活と自立に向け
26 た支援体制づくりに市町村等と連携して取り組む。(再掲)

27
28 ・保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受ける
29 ことができない妊産婦において、助産制度の活用とサービスの円滑な実
30 施が図られるよう、制度の周知と関係機関の連携に取り組む。

31
32 (生活保護法や生活困窮者自立支援法等を一体的に捉えた施策の推進)

33 ・複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づ
34 き自立に向けた包括的な支援を行うとともに、家計改善等の支援を実施
35 する。

36
37 ・生活保護については、支援が必要な方に確実に保護を実施するという基
38 本的な考え方を踏まえ、制度の周知や説明など適切な対応を図る。

1 (保護者の所得の増大、職業生活の安定と向上のための推進)

2 ・ 県内企業の雇用の質の改善や生産性向上を図り、その成果を賃上げなど
3 の人への投資につなげる「成長と分配の好循環」を構築することは、ひい
4 ては貧困の連鎖を断ち切ることにもつながることから、県内企業の取組
5 を促進する。

6
7 ・ 従業員の所得向上に積極的に取り組む企業を認証する「沖縄県所得向上
8 応援企業認証制度」を通じ、県内企業における所得向上の取組を支援する。
9 (再掲)

10
11 (仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりの推進)

12 ・ 保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働の
13 是正や休暇の取得促進等、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む。
14 (再掲)

15
16 ・ ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい雇用環境の整備促進
17 を図るため、企業等を対象としたセミナーの開催や社会保険労務士等の
18 専門家の派遣を実施する。(再掲)

19
20 (生活が困難状態にある保護者へのきめ細やかな就労支援の推進)

21 ・ 職業訓練の実施や就職のあっせん等、保護者への就労や学び直しの支援
22 に取り組む。

23
24 ・ ひとり親家庭や生活困窮家庭の親に対し、就労に有利な資格取得のため
25 の受講費用や養成機関修業中の生活費の助成及び養成機関への入学準備
26 や資格取得後の就職準備に要する費用の貸付（自立支援教育訓練給付金、
27 高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、
28 生活福祉資金等）により、就業支援を推進する。

29
30 ・ 子育て世帯の親の就労を支援するため、託児サービス付きの職業訓練や
31 座学研修と職場訓練を組み合わせた就労支援等に取り組むとともに、各
32 種雇用関係助成金の活用やひとり親の雇用について事業者等への働きか
33 けを行い、親の就労機会の確保を図る。

34
35 ・ 生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労支援員による就労支援や、
36 直ちに就労が困難な方に対しては就労準備支援を行う。

37
38 ・ 生活困窮者、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、ハロー
39 ワークと福祉事務所等によるチーム支援を行う。

1
2 ・総合的な就業支援拠点であるグッジョブセンターおきなわにおいて、求
3 職者の様々なニーズに対応し生活から就職までをワンストップで支援す
4 るとともに、就職困難者に対しては、個別的・継続的な支援を行う。

5
6 ・生活保護受給者の就労促進のため、就労活動促進費及び就労自立給付金
7 を支給する。

8
9 ・生活保護を受けているひとり親家庭の親が高等学校に就学する場合に、
10 一定の要件の下で、就学に係る費用（高等学校等就学費）を支給する。

11
12 ・ひとり親家庭の親及び子に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のため
13 の受講費用の一部を支給する。

14
15 (様々な支援を組み合わせた経済的支援の推進)

16 ・各種手当など金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）などの様々な支
17 援を組み合わせてその効果を高めるとともに、養育費の取得に向けた取
18 組を支援する。

19
20 ・子育て世帯等に対し、市町村と連携しながら民間賃貸住宅への円滑な入
21 居に係る情報提供等に取り組むとともに、住宅セーフティネット制度に
22 基づく住宅確保要配慮者向けの住宅の登録を促進し、市町村による家賃
23 低廉化の実施に向けて取り組む。

24
25 (こどもの貧困に対する社会の理解促進)

26 ・こどもの貧困を自己責任論ではなく、社会全体で取り組むべき問題であ
27 ることの理解を深めるため、「沖縄こどもの未来県民会議」を中心に、広
28 報・啓発活動に取り組む。

29
30 ・こどもの学びと育ちを社会全体で支え、こどもたちが安心して暮らせる
31 よう、国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、NPO、ボ
32 ランティア、企業、大学等が連携・協働した県民運動の展開に取り組む。

33
34 ・全ての教員がこどもの貧困対策に対する意識を共有し理解を深めるため、
35 貧困対策に係る研修等の実施に努める。

36
37 ・こどもたちを取り巻く家庭環境や経済状況がこどもや保護者の日常生活
38 に及ぼす影響を調査・分析し、こどもや子育て家庭に対する支援策の充実
39 に取り組む。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

- ・ 支援を必要とする子どもを早期に把握し、適切な支援を早期に開始するための手法を研究し、子どもたちを必要な支援につなげる仕組みづくりに取り組む。
- ・ こどもの貧困の実態や国・大学等の調査研究の成果等、こどもの貧困対策に関する情報の収集・蓄積を行う。
- ・ 市町村が地域の実情を踏まえ、計画策定や対策が実施できるよう、こどもの貧困の実態や先進事例など必要な情報提供に努める。